

第5次守山市総合計画

2021 改定版



令和3年(2021年)3月

守 山 市

「わ」で輝かせようふるさと守山

平成23年に策定した第5次守山市総合計画は、基本構想、基本計画からなり、計画期間を平成23年度（2011年度）から令和2年度（2020年度）の10年間と定め、「『わ』で輝かせよう ふるさと守山」を基本理念に、市民参加と協働のまちづくりの基本姿勢に据え、4つの基本方針、「心」・「絆」・「まち」・「水辺とみどり」が輝くふるさとづくりに、市民の皆さまとともに着実に取り組んでまいりました。

この10年間で我が国の情勢は大きく変化し、少子高齢社会の進展への対応はもちろん、人口減少社会に対応した「地方創生」の取組みの必要性が叫ばれ、本市においてもやがて到来する人口減少局面をしっかりと見据えなければなりません。

また、新型コロナウイルスにより私たちの生活様式は一変し、ウィズコロナ・アフターコロナを踏まえたまちづくりをはじめ、デジタルトランスフォーメーション¹を含めたICTの急速な進展への対応、脱炭素社会に向けてのグリーンリカバリー²等、今後の行政として新たな課題に対応した施策を推進する必要があります。

このことから、現行の総合計画における基本構想は継承しつつ、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間の計画期間とする後期基本計画を策定いたしました。

総合計画は、市民と行政それぞれが具体的に成すべきことを共有する指針です。

守山市は令和2年7月に市制施行50周年を迎えたところであり、有識者から成る「守山みらい懇談会」の提言を踏まえて、50年先の目指すべき将来の都市像として『豊かな田園都市』を掲げて、市民の皆さまとともに力を合わせて、まちづくりを展開してまいりたいと考えております。

この総合計画が描く未来を皆さままで共有し、守山市民憲章に掲げる「のどかな田園都市」を基軸としつつ、市民一人ひとりの心身の「豊かさ」、自然環境や教育文化等の「豊かさ」をさらに追及した「豊かな田園都市」を目指し、より一層、これからの子どもたちに夢の語れる「ふるさと守山」を創造してまいります。

令和3年3月

守山市長 宮本和宏

1 デジタルトランスフォーメーション（DX：Digital Transformation）：IT（情報技術）の浸透が、人々の生活をあらゆる面で良い方向に変化させるという概念

2 グリーンリカバリー（Green Recovery）：新型コロナウイルスの感染拡大による景気後退への対策で、環境を重視した投資などを通して経済を浮上させようとする手法

目 次

第1部序論	1
第1章守山市総合計画とは	2
第2章計画の構成と期間	3
第3章計画策定の背景	4
第2部基本構想	7
第1章将来の都市像	8
第2章基本方針	10
第3章まちづくりの基本姿勢	12
第4章構想の指標	14
1. 人口	14
2. 土地利用の方針	18
第5章施策の大綱	22
1. 心が輝く学びのふるさとづくり	22
2. 絆で輝く安心のふるさとづくり	24
3. まちが輝く個性と安全のふるさとづくり	26
4. 水辺とみどりが輝く潤いのふるさとづくり	28
第6章守山市総合計画とSDG s の一体的な推進について	29
第3部基本計画	33
第5次守山市総合計画基本計画の見方	
1. 心が輝く学びのふるさとづくり	
1 - 1 人権・同和・平和	36
1 - 2 男女共同参画	38
1 - 3 学校教育	40
1 - 4 社会教育・青少年育成	42
1 - 5 スポーツ	45
1 - 6 多文化共生・国際交流	47
1 - 7 文化財・文化・芸術	49
2. 絆で輝く安心のふるさとづくり	
2 - 1 地域福祉	52
2 - 2 障害者（児）福祉	54
2 - 3 高齢者福祉	57
2 - 4 就学前教育・児童福祉	59
2 - 5 健康づくり・保健予防	62
2 - 6 医療	65
2 - 7 母子・父子福祉	67
2 - 8 生活困窮者対策	68
2 - 9 保険・年金	70

3	まちが輝く個性と安全のふるさとづくり	
3 - 1	農水産業	72
3 - 2	商工業	75
3 - 3	観光	78
3 - 4	勤労者福祉・就労支援	80
3 - 5	危機管理	82
3 - 6	防災・消防・救急	84
3 - 7	交通安全・防犯	87
3 - 8	消費生活	90
3 - 9	都市計画	92
3 -10	都市景観	94
3 -11	住宅・宅地	96
3 -12	河川	98
3 -13	上・下水道	100
3 -14	総合交通体系	102
4	水辺とみどりが輝く潤いのふるさとづくり	
4 - 1	公園	104
4 - 2	緑化	106
4 - 3	水辺環境・自然環境	108
4 - 4	地球環境保全	111
4 - 5	廃棄物対策・リサイクル	113
4 - 6	公害防止・生活環境	115
5	まちづくりの基本姿勢	
5 - 1	市民参加・まちづくり・コミュニティ	117
5 - 2	広報・広聴・情報公開・情報通信	120
5 - 3	健全財政・行政運営	123
5 - 4	政策形成・広域行政・地方創生	125
5 - 5	愛着と誇り（シビックプライド）	127
	資料編	129
	第5次守山市総合計画の体系図	130
	5年後の目標（成果指標・活動指標）一覧	132
	中期基本計画における成果指標・活動指標の達成状況（評価）について	143
	第5次守山市総合計画における行政項目とSDGsにおける17ゴールの関係	150
	守山みらい懇談会提言書 概要	153

第1部 序論

第1章 守山市総合計画とは

守山市は、「『わ』で輝かせようふるさと守山」を基本理念とする第5次守山市総合計画を平成23年（2011年）に策定し、総合的かつ計画的なまちづくりを展開してきました。本総合計画は、基本構想の期間を平成23年度（2011年度）から令和2年度（2020年度）の10年間とし、計画期間を前期と後期に分けて計画しており、基本計画は、時代の変化や新たな課題に対応するために社会経済状況の変化をみながら、中間年度の平成27年度（2015年度）に必要な見直しを行っています。

その計画期間において、目標年度である令和2年度（2020年度）における人口フレームは概ね現行計画の策定時の推計通り（84,000人）となっており、現在においても人口は増加を続けていますが、国立社会保障・人口問題研究所の平成30年人口推計によれば、本市の人口は令和17年（2035年）から令和22年（2040年）にかけて減少に転じる見込みであるとされています。

このため次期総合計画は、こうした状況を出来るだけ精緻に見極め、人口減少局面を見据えた上で、計画を策定することが必要であります。それまでの間は、引き続き現行計画の延伸による取組みを進めることが効果的であると考えています。

以上のことにより、現行計画で掲げるまちづくりの方向性は、今後も継続して目指すべきものと考えられ、現計画の基本理念である「『わ』で輝かせようふるさと守山」に基づく「基本構想」を引き継ぎ、その実現のための具体的な施策や方向性により構成された「基本計画」において必要な見直しを行い、第5次守山市総合計画を令和7年度（2025年度）まで延伸することとしました。

このような中、市制施行50周年を契機に開催した「守山みらい懇談会」において、50年先のまちの姿として「豊かな田園都市」をめざすこととする提言を受けました。

今回、基本計画の見直しにあたり、この提言を踏まえつつ、少子化・高齢化のさらなる進行や自然災害の激甚化、ICTの急速な発展や社会のグローバル化、さらには地域コミュニティの希薄化や新型コロナウイルス感染症の影響など、現在の本市を取り巻く、多様で複雑な課題に対応する政策をまとめ、今後5年間の行政運営の指針となるように策定しました。

1. まちづくりの基本となる最も重要な計画

この計画は、各分野における計画や施策の基本的な指針となり、効果的な事業展開を図るうえで最も重要な役割を果たすものです。

2. 市民参加により策定する計画

この計画の策定にあたっては、市民アンケート調査等を実施するなど、策定過程に市民が多様に参加し、そこで出されたご意見をできる限り反映させることにより策定したものです。

3. あらゆる主体に共有されるまちづくりの指針

この計画は、市民一人ひとりが主体的にまちづくりに参加する中で、新しい守山市を築いていくためのめざすべき市の姿や目標達成のための基本的な方向性を示しており、行政やその関係機関だけでなく、市民をはじめ市民公益活動団体や民間事業所等あらゆる主体に共有されるまちづくりの指針となるものです。

第2章 計画の構成と期間

第5次守山市総合計画は「基本構想」「基本計画」および「実施計画」で構成されます。

基本構想

基本構想は、守山市がめざす将来像を掲げて、基本方針、主要指標を設定し、その実現のための施策の大綱を総合的、体系的に示すとともに、計画推進のための基本姿勢を示したもので、これからのまちづくりの根幹をなすものです。

計画期間は今まで、平成23年度（2011年度）を初年度とし、令和2年度（2020年度）を目標年度とする10年間としていましたが、計画期間を5年間延伸し、令和7年度（2025年度）を目標年度とした15年間とします。

基本計画

基本計画は、基本構想で示した施策の大綱の分野ごとに、施策の方向と計画推進の方策をより具体的に示すものです。

時代の変化や新たな課題に対応していくため、基本構想の計画期間を前期と後期に分けて各5年間計画していましたが、第5次守山市総合計画の計画期間を5年間延伸したため、今までの前期計画を、平成23年度（2011年度）から平成27年度（2015年度）のままとする一方で、今まで後期計画であった平成28年度（2016年度）から令和2年度（2020年度）については中期計画に置き替え、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）について新たに後期計画として計画することとします。

実施計画

実施計画は、基本計画で定めた施策を効果的に実施するため、事業の熟度、優先性および財政状況等に基づき、主要な事業の年次計画を明らかにするもので、各年度の予算編成の指針となるものです。

計画期間は3年間とし、各年度における事業の進捗状況や、財政事情等を勘案しながら、ローリング方式で毎年度見直しを行います。

■ 計画の構成と期間



第3章 計画策定の背景

(1) 少子・高齢化の進行と人口減少社会の到来

わが国は、人口に占める高齢者の割合が増加する「高齢化」と、出生率の低下により若年者人口が減少する「少子化」が同時進行し、日本の総人口は平成17年（2005年）に初めて減少に転じ、その後も予想を上回る速さで人口減少が進んでいます。

こうした人口減少、急激な高齢化による人口構造の変化は、労働力の減少や産業における競争力の低下などによる経済活動の停滞、医療・介護負担の増加等による社会保障費の増大等をもたらす、社会全体の活力が弱まることが予想されます。

このため、今後のまちづくりにおいては、誰もが健康で、生きがいを持ち、希望に応じて意欲、能力を生かして活躍できる社会や、子どもを安心して生み育てることができる社会の実現が求められています。

(2) 新型コロナウイルスの世界的な感染拡大と「新しい生活様式」

令和2年（2020年）において、新型コロナウイルスの世界的かつ急速な感染拡大は、これまでの経済、社会、生活を一変させられるほどの大きな影響を及ぼしました。

政府の特別措置法に基づく緊急事態宣言の発令に伴い、全国的な外出自粛や営業施設の休業要請をはじめ、小中学校の臨時休校、緊急経済対策の実施など、国をあげて感染拡大防止対策に取り組んできましたが、緊急事態宣言解除後においても事態の収束は未だ見通せない状況にあります。

そのような中、新型コロナウイルスと共存せざるを得ない「with コロナ」の時代のなかで、感染拡大の防止と経済活動の両立を図るためには、「新しい生活様式」を生活の一部として実践することが重要であり、行政サービスの提供においてもICT活用の加速化など、時代に即した柔軟な対応が必要となっています。

(3) ICTの急速な発展

近年のICT（情報通信技術）の飛躍的な技術革新と幅広い層への普及によって、社会全体に大きな変革をもたらす、特にスマートフォンなどのモバイル端末については、現代の多くの人々の生活と切り離せない存在となりました。

IoTやAI（人工知能）に代表されるICTの発展は、私たちの生活を便利に、そして豊かにする一方で、情報格差や個人情報の流失、インターネットを悪用した犯罪や人権侵害など、新たな問題も生じており、ICTを正しく適切に、利用・活用ができるように利用者のICTリテラシーの向上が必要となっています。

また新たな技術は、日進月歩で進んでおり、少子高齢化など様々な社会的課題や困難を克服する手段として期待されています。産業や社会生活に効果的に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を図り、一人ひとりが快適で活躍できるSociety5.0（超スマート社会）の実現が目指されています。

※Society5.0:「狩猟社会(1.0)」、「農耕社会(2.0)」、「工業社会(3.0)」、「情報社会(4.0)」と現代まで移り変わってきた社会変革に続く次の社会構想で、AI(人工知能)やロボット等の働きによって、あらゆる人が快適に暮らすことができる社会のこと。

(4) グローバル社会の進展

経済、文化、芸術、社会、情報、政治等において、国の枠を越えて世界規模でお互いに影響を与え合うグローバル社会に、現在の世の中はなっています。

国家間の交通手段の低コスト化や世界的シェアを持つ企業の台頭、そしてICTの急速な発展により、世界中で様々な交流が活発に行われるようになりました。

しかし、グローバル化の進展による産業の空洞化や人材の流出などの問題も生じており、企業が人件費の安い海外へ生産拠点を移したり、世界的な大企業に日本企業がシェアを奪われたりするなど、産業面において大きな課題をもたらしています。

一方、現在は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けていますが、海外からの観光客や就労者も近年大きく増加しており、多文化共生のためのより良い環境整備も必要となっています。

(5) 自然災害の激甚化

平成23年（2011年）3月に発生した東日本大震災をはじめ、平成28年（2016年）4月に発生した熊本地震、近年頻発する台風や集中豪雨などによる大規模な自然災害が日本の各地で発生しています。特に南海トラフ地震の30年以内の発生確率は70%~80%程度とされており、いつ起こるかわからない大規模な自然災害などから、市民の生命と財産を守り、迅速に回復する、「強さ」と「しなやかさ」を持った災害に強いまちづくりが求められています。

(6) 脱炭素・循環型社会への対応

人間の産業活動の活発化がもたらした、大量生産・大量消費・大量廃棄は自然界に大きな負担を与えました。その結果、天然資源の枯渇や地球温暖化などの地球規模での環境影響などの様々な問題が生じており、それらの問題を解決しなければ将来的に人間社会の継続はできません。

そのためには、今までの社会経済活動のあり方を見直し、食やエネルギーの地産地消をはじめ、衣食住などのライフスタイルの変革による脱炭素・循環型社会の実現を目指す必要があります。

特に廃棄物を少なくする考えとして「3R（リデュース・リユース・リサイクル）」があり、一定認知度は高まっていますが、継続して取り組む必要があるため、より一層意識を高めていくことが求められます。

今後においても、持続可能な脱炭素・循環型社会の構築に向け、市民・地域・企業・行政等のあらゆる主体が一体となって取り組み、かけがえのない地球環境を保全し、次世代に引き継いでいく必要があります。

※3R: Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル)の3つのRの総称。

- ・Reduce(リデュース)は、製品をつくる時に使う資源の量を少なくすることや廃棄物の発生を少なくすること。
- ・Reuse(リユース)は、使用済製品やその部品等を繰り返し使用すること。
- ・Recycle(リサイクル)は、廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効利用すること。

(7) 地域コミュニティの希薄化

本市は、高い自治会加入率に代表されるように、人と人の絆が強く、活発な市民活動が行われています。しかしながら、核家族化の進行や、集合住宅の増加により、地域住民意識やまちづくりの関心の低下により、地域活動への参加の減少をはじめ、自治会役員等の高齢化による地域活動の担い手不足が顕在化しつつあります。

そうしたことから、次世代を担う若い世代を中心とした幅広い層の地域活動への参加を促す取組みや、地域にいる誰もがまちづくりの当事者である意識を持ち、主体的に地域活動に関わることができる地域づくりに取り組むことが求められています。

(8) ライフスタイルとワークスタイルの多様化

近年の技術革新や、グローバル化の進展などにより、人々の価値観やライフスタイルの多様化が進んでいます。

仕事と家庭の両立を希望する女性が増加していることや、自身の能力や個性を生かしながら活躍できる場所を望む高齢者が増えていること等から、自らの希望に応じた多様な働き方を選択できる社会環境づくりが求められています。

また、女性の社会参加の活発化に伴った男性の育児参加を支援する仕組みづくりが必要であり、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革を踏まえた生産性の向上を図りつつ、生活と仕事の調和が取れた労働環境の定着に向け、社会全体で取り組む必要があります。

(9) 地方創生と持続可能なまちづくり

わが国では、世界に先駆けて人口減少・超高齢化社会を迎える一方、若い人材の東京一極集中傾向が加速化している状況にあります。国は、「まち・ひと・しごと創生法」を平成26年11月に公布し、地方の活力を取り戻すため、各自治体の創意工夫による地方創生を掲げ、各地域の特徴を活かした自立的で持続的なまちづくりに取り組んでいます。

また、自治体においては、持続可能な財政運営に努めることが求められており、少子高齢化や人口減少、産業の停滞等による税収の伸び悩みや社会保障費の増大、老朽化した公共インフラの整備等が見込まれる中、財政の健全性を維持するため、予算の重点的・効率的配分に向けて、今後、さらなる行財政改革に取り組むことが求められています。

(10) SDGsの推進

平成27年（2015年9月）、国際連合で採決された「SDGs（持続可能な開発目標 Sustainable Development Goals）」は、「誰一人取り残さない」ことを理念として、令和12年（2030年）までに「経済」、「社会」、「環境」のバランスを取りながら持続可能な社会実現を目指す国際社会共通の目標です。わが国においては、平成28年（2016年5月）に政府内にSDGs推進本部が設置され、同年12月には、SDGsの実施方針が決定されており、その達成に向けた総合的な取組が求められています。

第2部 基本構想

第1章 将来の都市像

まちづくりにおける「将来の都市像」は、市民、市民公益活動団体、民間事業所、行政等がともにまちづくりを進めていくうえで共通にイメージできる方向を示したものであり、まちの個性が表現され、将来に向けたまちづくりの指針としての意味が込められたものです。長期的な視点でまちづくりを進めていくためには、この「将来の都市像」に基づき、まちづくりに携わる人々が同じ目標に向かってそれぞれの取り組みを推進することが重要となります。

第5次総合計画等市民懇談会や市民アンケート、各種検討会議でのご意見、また第4次守山市総合計画等これまでのまちづくりの方向性の魅力などを踏まえ、守山市の将来の都市像を「『わ』で輝かせよう ふるさと守山」と設定します。

将来の都市像

「わ」で輝かせよう ふるさと守山

守山市は、市民憲章において「のどかな田園都市」守山市民であることを誇りとし、この恵まれた環境のもとにおのおのが力をあわせて、すべての人びとの幸せをねがい生きがいのあるまちづくりを行うことを定めています。

市民を主役としてこうしたまちづくりを進めるにあたっては、人と人のつながりである「輪（わ）」、協力し合う「和（わ）」、対話する「話（わ）」、環境の「環（わ）」が、その根幹をなします。これらの「わ」を基に、市民が主体的に「心の輝き」や「ホテルの輝き」「街の輝き」「水面やみどりの輝き」など様々な形で守山市を輝かせる取り組みを進めます。

子どもからお年寄りまで市民一人ひとりが「わ」により、守山のまちづくりに関わることが絆を深め、温かさにあふれた地域共同体を形成していくことになり、守山の未来を力強く輝かせることとなります。

今住んでいる人もこれから市民となる人も、皆が守山というまちに誇りと愛着をもち、安らぎが得られ、自分の『ふるさと』と感じられるようなまちづくりをめざし『「わ」で輝かせよう ふるさと守山』の創造に取り組みます。

わ

「輪」人のつながり・絆
「和」協力し合う関係
「話」対話
コミュニケーション
「環」環境
循環型社会

で

輝かせよう

「力強い未来」の輝き
「心」の輝き
「絆」の輝き
「街」の輝き
「ホテル」の輝き
「美しい水面」の輝き
「あふれるみどり」の輝き

ふるさと守山

『ふるさと』とは、「その人が短からぬ年月住んでいる（住んだことのある）土地」「それに接すれば、心の安らぎが得られるところ」といわれるように、自分の居場所であり、もっとも安らげる、落ち着ける場所であるといえます。そして、それは自分という主役とその家族とのつながり、家族と家族のつながりを基本とした地域のつながり、そして学校や職場他、自分の生活のあらゆる場面を含めた舞台となります。

守山市にずっと住んでいる人にとっても、これから守山市に住む人にとっても、この守山という舞台が、自分の『ふるさと』、みんなの『ふるさと』としてさらに住み心地のいいまちとなるために、主体的に自分ができること、家庭でできることに努力しつつ、地域とのつながりを大切にしながら守山に関わるすべての人の『ふるさと』をつくりあげていきます。

「未来につなぐ ふるさとづくりストーリー」とは…

この計画に示す将来都市像が市民一人ひとりに浸透し、身近なものとなるように、すべての市民、市民公益活動団体、民間事業所、行政等が「ふるさとづくり」を共通認識として、基本計画に示される各種施策・事業を様々な交流・連携のもとに取り組み推進するため、「第5次守山市総合計画」を「未来につなぐふるさとづくりストーリー」と意味づけ展開させていきます。

第2章 基本方針

将来の都市像「『わ』で輝かせよう ふるさと守山」を踏まえて、分野別の基本方針を掲げます。

50年先のめざすまちの姿は、『豊かな田園都市 守山』です。

1. 心が輝く学びのふるさとづくり

まちづくりは人づくりであり、人づくりの根幹は様々な学びの場であるといえます。子どもたちが「生きる力」を備えながらたくましく成長し、また、すべての市民が生涯にわたって伝統に学び、人権をおもんじるまちづくりを進めます。

様々な学びの機会により心が美しく輝くような、学びのふるさとづくりを進めます。

2. 絆で輝く安心のふるさとづくり

すべての市民が生涯を通して健やかに過ごせるために、福祉・保健・医療が連携したまちづくりを進めます。

また、自助・共助・公助の考え方を踏まえ、ふるさと守山で支え合いながら誰もが心身の安らぎと幸せを感じることができる、絆で輝く安心のふるさとづくりを進めます。

3. まちが輝く個性と安全のふるさとづくり

ホテルが生息する守山市の特性を活かし、その恵まれた環境でつくられる安心の産物づくりを内外にPRするとともに、活力のある産業の振興を進めます。

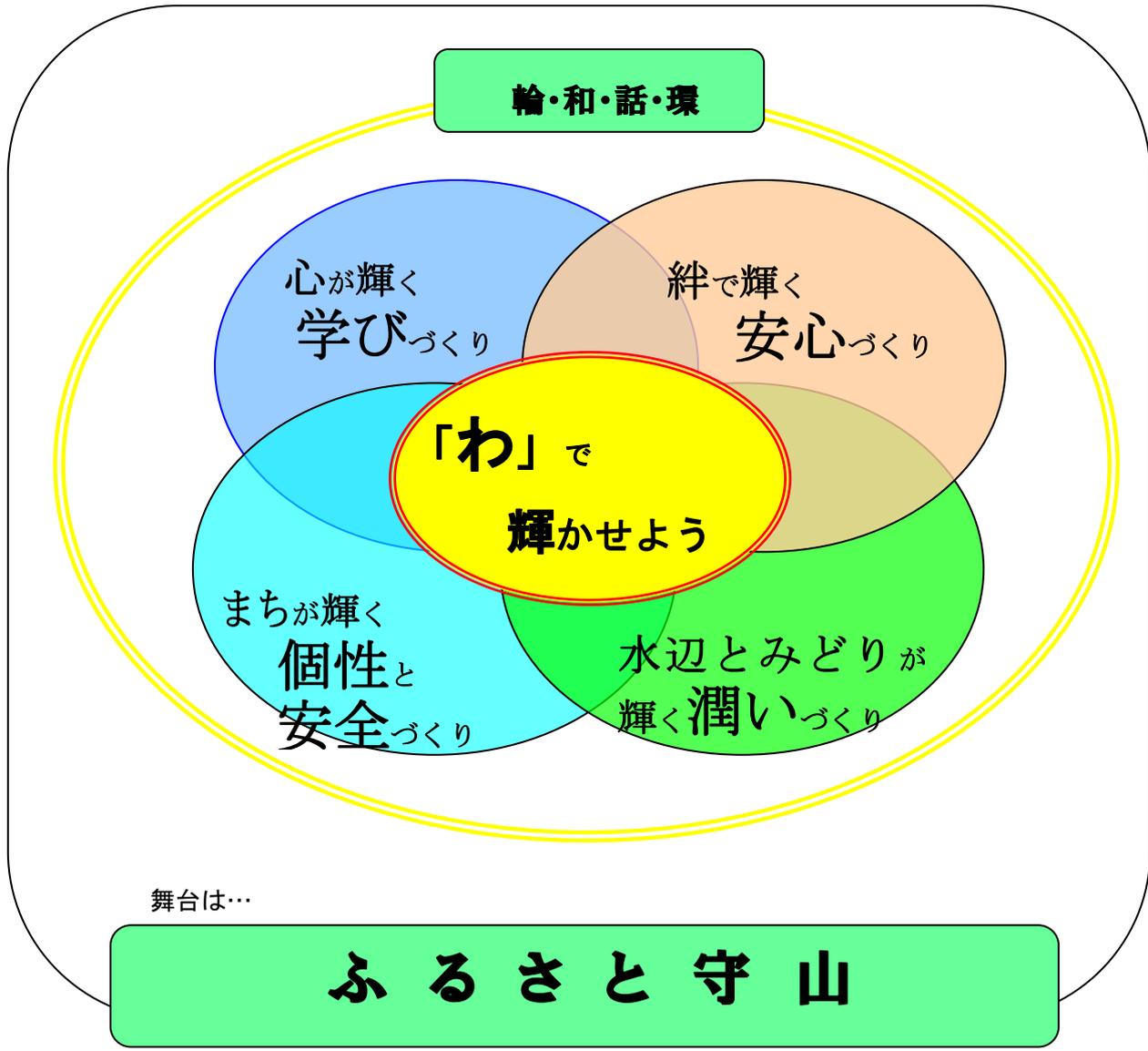
また、湖南地域の中核都市として都市機能を高めるとともに、安全で快適な生活環境づくりを進めます。

まちが輝く個性と安全のふるさとづくりを進めます。

4. 水辺とみどり が輝く潤いのふるさとづくり

人と自然の関わりを見直し共生社会を実現していくため、水辺や緑地のもつ役割を最大限に生かしたまちづくりを進めるとともに、環境に配慮した循環型社会の構築を進めます。

守山市の美しい水とみどりがいつまでもきらきらと輝き続ける潤いのふるさとづくりを進めます。



50年先のめざすまちの姿

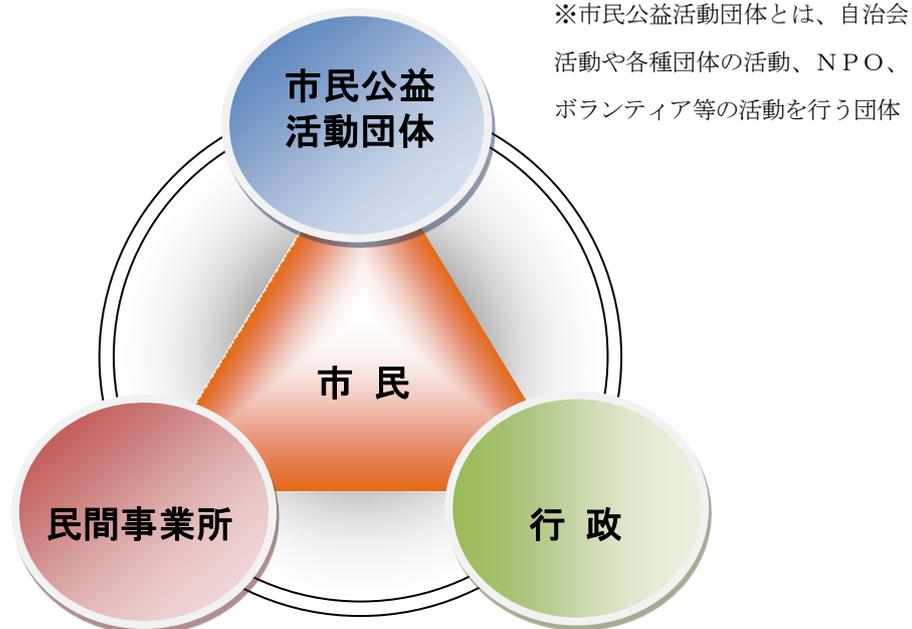
『豊かな田園都市 守山』の実現



(守山みらい懇談会提言書)

第3章 まちづくりの基本姿勢

本計画を進めるにあたっては、すべての市民、市民公益活動団体、民間事業所、行政等が共通の認識をもってまちづくりを進めることが重要です。本計画を横断的につなぐ「未来につなぐふるさとづくりストーリー」として展開させるため、次のようなまちづくりの基本姿勢を示します。



(1) 市民参加と協働のまちづくり ～輪・和・話・環の視点～

この総合計画がめざす『「わ」で輝かせよう ふるさと守山』の実現のために、市民を主役としながら市民公益活動団体、民間事業所、行政等がそれぞれ異なった特性をもち寄って公平な役割分担により、**輪**＝人と人とのつながりを大切にし、**和**＝互いに協力し、**話**＝コミュニケーション・情報共有を図りながら、**環**＝循環型社会を基盤とする「市民が主役のまちづくり」「未来につなぐふるさとづくり」「誰もが住みやすさを実感できるまちづくり」を推進します。

(2) 効果的・効率的な行財政運営

地方分権の進展やまちづくりの活性化への取り組みなど社会環境の変化、多様化する行政需要に的確に対応するため、適切な受益者負担を求めるなど、市民の理解と協力のもと引き続き行政改革に取り組み、市民に的確なサービスを提供できる体制づくりを推進します。

また、限られた財源の中、将来の負担を見通し、健全で効率的な財政運営により「自立した行政」の実現をめざします。

さらに、まちづくりの成果や進捗状況を適切に把握・評価・反映できる仕組みづくりを市民との協働により構築します。

(3) 広域行政の推進

交通・情報通信網の発達にともなって、市民生活や経済活動の範囲は行政区域を越えてますます広域化しており、交通・災害・医療また文化やスポーツの分野などにおける市民ニーズの多様化・高度化に応えるには、市行政の枠を超えた広域行政についてより一層の推進が必要となっています。このため、国や県また近隣自治体との連携の充実により効果的・効率的な広域行政を推進し、市民サービスの向上や行政運営の効率化など共通する地域課題に取り組みます。

第4章 構想の指標

1. 人口

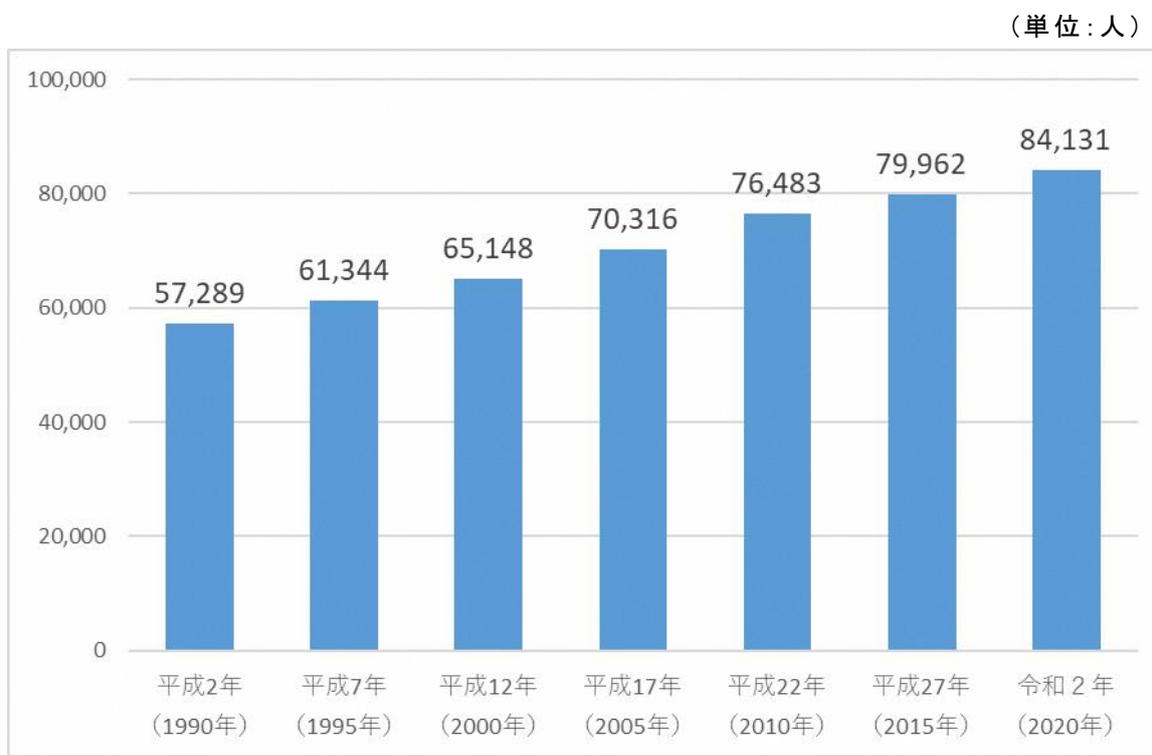
(1) 人口

① 人口の状況

■ 総人口の推移

守山市の人口は、昭和40年代後半（1970年代前半）から新たな住宅・宅地開発による人口流入が増加し、京阪神都市圏のベッドタウンとして現在も増加傾向にあり、令和2年（2020年）9月末現在の総人口は84,131人（住民基本台帳および外国人登録）となっています。

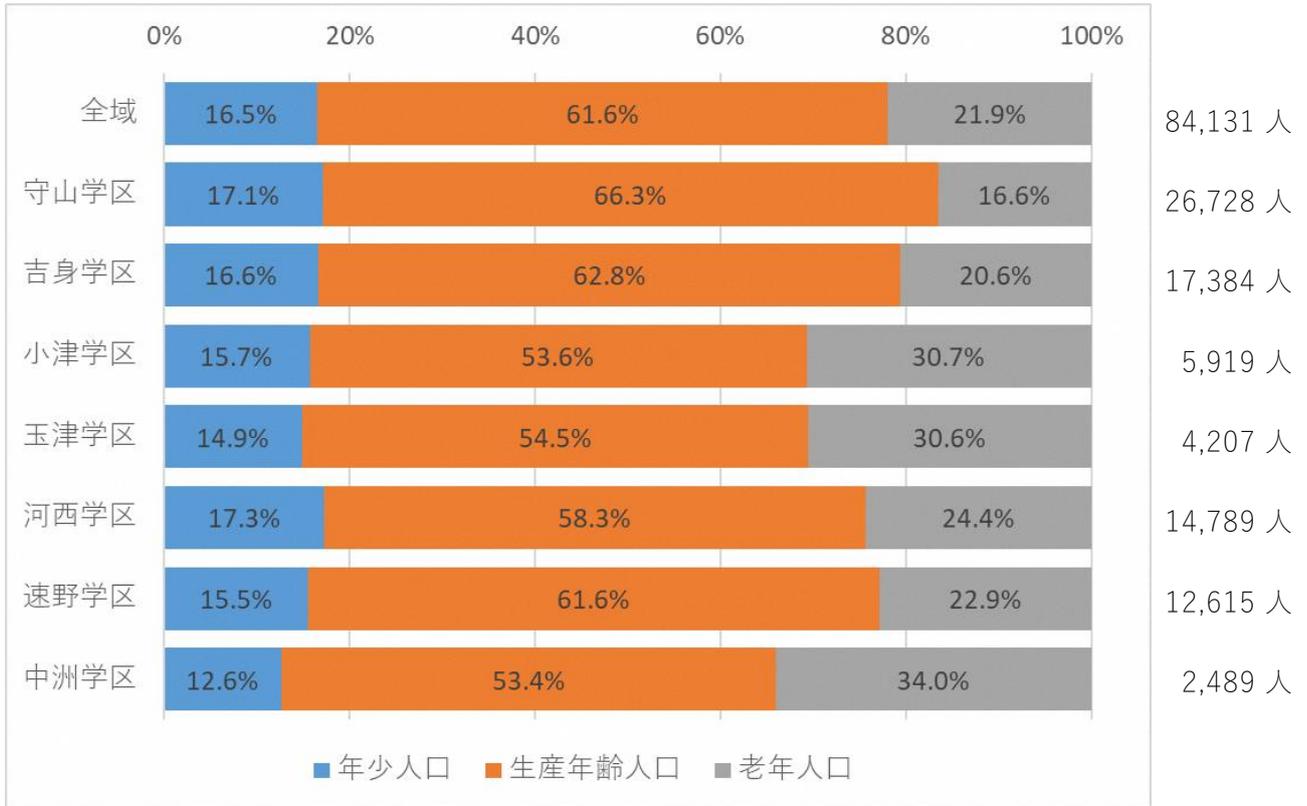
平成2年（1990年）以降、守山市の総人口の推移をみると年々増加しており、この30年間に1.47倍になっています。



* 住民基本台帳および外国人登録をもとに作成しています。

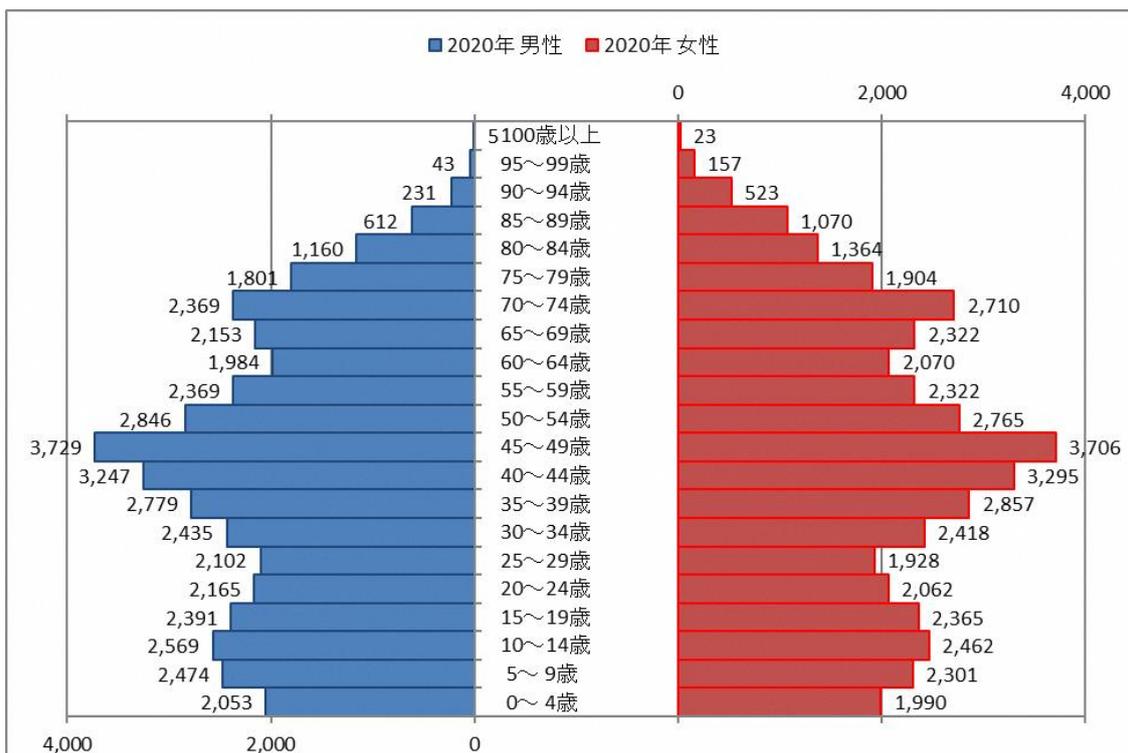
■年齢3区分別人口

令和2年（2020年）9月末現在の年齢3区分別人口の割合は、年少人口が16.5%、生産年齢人口が61.6%、老年人口が21.9%となっています。



■人口構成

令和2年（2020年）9月末現在の人口構成をみると、男女ともに40歳代が最も多く、特に第2次ベビーブーム世代（1971年～1974年生まれ）を含む年齢層（45～49歳）が5段階級別では最大人数を占め、20年後の令和22年（2040年）においては、当該年齢層が65歳以上に到達し、老年人口比率を大きく引き上げる要因となるため、今後急速に高齢化が進むと予測されます。



② 人口の推計

■将来人口フレームの見直し

第5次守山市総合計画においては、目標年次としていた令和2年（2020年）における将来人口フレームを84,000人と設定しており、計画期間において人口は一貫して増加を続け、令和2年（2020年）9月末現在で本市の人口は84,131人とほぼ当初の推計どおりとなっています。

今後の本市の人口推計につきましては、国勢調査人口を基準とする平成30年の国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）の推計によると、令和17年（2035年）は85,342人、令和22年（2040年）は84,918人とされており、当期間内において人口減少を迎えると予想されています。

しかし、社人研の人口推計は、過去の人口変動の実績データに基づき、将来の人口変動に投影したもので、将来起こる社会経済情勢の変化等を加味されたものではなく、市の施策を展開した後の目指すべき人口規模を設定する際には適していないものと考えます。

一方、本市が将来目指すべき人口規模を展望した「守山市人口ビジョン」（平成27年10月策定、令和2年3月改訂）においては、令和12年（2030年）に86,000人程度、令和22年（2040年）に88,000人程度の人口規模を目指すこととしています。

この「守山市人口ビジョン」は、「守山市地方創生プラン（第2期守山市まち・ひと・しごと創生総合戦略）」においても施策を展開するための基準となっており、人口の現状分析や地域の実情を踏まえ、様々な施策を展開することによる目指すべき将来の方向性を提示しているものであり、将来の都市像に向けて施策を展開する方向性を示した総合計画と主旨が合致するものと考えます。

以上のことから、「守山市人口ビジョン」の人口目標規模を以下のとおり、延伸後の総合計画の将来人口フレームとして設定します。

・総人口の推計

単位：人

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
社人研 推計	79,859	82,534	84,273	85,161	85,342	84,918
人口ビジョン	81,094	83,746	85,139	86,268	87,211	87,981

総合計画の将来人口フレーム 2030年 86,000人 2040年 88,000人



③ 学区別の人口推計（守山市人口ビジョンより）

守山市内の7学区別に、守山市人口ビジョンの目標年次令和22年（2040年）までの学区内人口総数の推計をみると、下表のようになります。

小津、玉津、速野、中洲の4学区で、人口総数が減少に転じる結果となっています。

■学区別人口推計

単位：人

	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
守山学区	26,586	27,284	27,880	28,389	28,767
吉身学区	17,346	17,747	18,106	18,434	18,745
小津学区	5,863	5,817	5,738	5,620	5,492
玉津学区	4,108	4,073	4,026	3,967	3,885
河西学区	14,641	15,027	15,377	15,760	16,214
速野学区	12,701	12,757	12,776	12,750	12,666
中洲学区	2,501	2,433	2,364	2,291	2,212
総人口の推計	83,746	85,139	86,267	87,211	87,981

*学区別人口推計の合算数値と市全体の人口推計の数値は、端数調整により誤差が生じます。

2. 土地利用の方針

50年先の『豊かな田園都市』を目指して、市民憲章に掲げる「美しい水と緑を生かした秩序のあるまち」を実現すべく、市域全域において良質な景観誘導を図りつつ、駅周辺地域や湖岸地域の都市機能誘導区域等での必要な都市機能の立地誘導を行うとともに、住宅地における良好な住環境の確保、水景が映える湖岸、ホタルが舞う河川、落ち着いた緑地、農地等の自然環境の保全など、地域特性に応じて、うるおいがあり秩序のある土地利用を進めます。

【土地利用の方針】

- JR守山駅周辺に、文化・交流・賑わいの核となる商業地の中心拠点区域を配置します。また、ライフスタイル・ワークスタイルの変化を踏まえ、歩きやすいまちづくりを進めるとともに、リノベーションまちづくりによる起業・創業や就労の場づくりを進めます。
- 中心拠点区域の周辺および北部市街地の主要幹線道路沿道に、日常生活の利便性に資する近隣商業地を配置します。
- 南部市街地のレインボーロード沿道は、沿道サービス機能の向上に資する沿道複合地を配置します。
- 市民交流ゾーンは、守山の発展のための貴重な土地であることに鑑み、市民ホールや市民運動公園等との相乗効果を発揮し、多くの市民が利用し、交流する機能の誘導を地区計画の活用により推進します。
- 湖岸エリアに琵琶湖等の自然環境や景観を活かした観光・レクリエーション地を配置します。
- 住宅地は、地域特性に応じて、うるおいと安らぎのある中低層住宅地や、一定の商業・業務機能等の立地を許容した一般住宅地を配置します。また、住宅地に存する文化財を活用したオープンスペースの確保により住環境の充実を図ります。
- 市街化区域内農地は、計画的な開発を誘導する一方、景観、環境、教育、防災、ヒートアイランド現象の緩和等の農地の多面的機能、市民の農業体験の機会の創出、市街地環境の保全、伝統文化の維持等が求められており、市独自制度により同農地の保全活用を進めます。
- 工業地については、既存工業団地における雇用確保や設備投資を促進するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国内回帰の傾向やサプライチェーン確保の重要性に鑑み、次代を支える産業の立地誘導を図るべく、工業地の拡大を推進します。
- 田園ゾーンについては、農地の多面的機能の観点から優良農地の保全を図るとともに、人口減少傾向の見られる集落については、地区計画の導入や空き家・空き地の活用によるコミュニティの維持・活性化を進めます。
- 良好な住環境を保全する観点から、景観条例による良質な景観誘導や緑地配置、高度地区による高さ規制等により、ゆとりとうるおいを有した魅力的な街並みの形成を図ります。
- 大規模な都市公園については、都市公園法改正の趣旨に鑑み、社会経済情勢を踏まえた多様なニーズに対応できるよう、P-PFI 制度等による賑わい創出や社会福祉施設の立地等の有効活用を進めます。また、ホタル河川の保全・拡充を図ります。

(1) 商業地

中心拠点区域

- ・JR守山駅周辺を含む中心拠点区域では、本市の玄関口にふさわしい、文化・交流・賑わいの核となる中心拠点区域を形成し、教育・文化・商業・行政・医療・福祉施設等の多様な都市機能の集積を図ります。また、守山駅前の渋滞緩和対策に取り組むとともに、小河川等を活かした憩いとふれあいの場を創出します。加えて、ライフスタイル・ワークスタイルの変化を踏まえ、歩きやすいまちづくりを進めるとともに、リノベーションまちづくりによる起業・創業や就労の場づくりを進め、都市の利便性を享受しながら魅力的な生活や就労ができる中心拠点区域をめざします。
- ・本市の玄関口における良好な景観形成や住環境の充実を図るため、高度地区や壁面線指定による周辺環境に配慮した良質な開発を誘導するとともに、特定道路についての壁面後退や建築物のデザインのルール化および緑化の量や質等の規定の導入を検討するなど、中心拠点区域としてのエリア価値の向上に向けたまちづくりを推進します。
- ・中山道沿道については、景観条例等により歴史的な街並みの保全を推進するとともに、景観上重要な建築物等の保全を推進します。

近隣商業地

- ・新中山道沿道および北部市街地のレインボーロード沿道は、近隣商業地として位置づけ、周辺住民の日常生活の利便性の向上に資する商業施設等の整備を促進します。

沿道複合地

- ・南部市街地のレインボーロード沿道は、沿道複合地として位置づけ、後背の住宅地の環境保全に配慮しつつ、沿道サービス機能の向上を図ります。

(2) 市民交流ゾーン

- ・市民交流ゾーンは、市民ホール、市民運動公園や医療機関など公共公益施設が周辺に立地し、幹線道路沿いの利便性の高い貴重な土地であり、無秩序な土地利用により有効活用が阻害される恐れがあることから、市民交流ゾーンの地域特性を活かした秩序ある土地利用の誘導をめざし、市民ホールや市民運動公園等との相乗効果を発揮し、多くの市民が利用し、交流する機能の誘導を地区計画の活用により推進します。

(3) 観光・レクリエーション地

- 湖岸エリアは、観光・レクリエーション地として位置づけ、琵琶湖などの良好な自然環境や景観を活かした、保養・宿泊施設、観光・レクリエーション施設などの整備を促進します。また、ライフスタイル・ワークスタイルの変化を踏まえ、地域特性を生かしたワーケーションやリモートワークの場としてのポテンシャルも念頭に置き、取り組みを進めます。加えて、特別用途地区制度を活用し、秩序ある観光・レクリエーション地をめざします。

(4) 住宅地

- 市街化区域内の低・未利用地については、ミニ開発による虫食い状の開発や行き止まり状道路の形成を抑制するとともに、景観条例に基づく景観誘導などにより、計画的に開発の誘導を進めます。

中低層住宅地

- 第一種低層住居専用地域や第一種・第二種中高層住居専用地域は、中低層住宅地として位置づけ、建築協定などの活用により、緑豊かな落ち着いた着きのある低層住宅地の形成を促進します。また、中低層住宅地に存する文化財を活用したオープンスペースの確保により住環境の充実を図ります。

一般住宅地

- 中低層住宅地以外の住宅地は、一定の商業・業務施設等の立地を許容した、住宅地を形成します。

(5) 工業地

- 産業の振興や雇用の確保を図り、安定した財源を確保するため、既存工業団地の産業基盤の維持・強化を促進するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国内回帰の傾向やサプライチェーン確保の重要性に鑑み、次代を支える産業（環境、健康福祉、バイオ、情報通信、自動車など成長ある産業分野等）の立地誘導を図るべく、工業地の拡大を推進します。
- 準工業地域の大規模集客施設の立地の制限により、市街地への都市機能の集約を図ります。
- 工業団地では、良好な環境の形成に向けて敷地内の緑化などを推進します。

(6) 田園ゾーン

- 市街化調整区域は、田園ゾーンとして位置づけ、食糧生産の確保や田園風景・自然環境の保全等の「農地の多面的機能」の維持・確保の観点から、優良農地の保全を図るとともに、農用地以外の土地利用への無秩序な転用を抑制します。
- 観光・レクリエーション地に隣接する農地については、観光農園や農業体験の機会を図るなど、立地条件を活かした土地利用を図ります。
- 田園ゾーンに位置する集落地については、田園と調和のとれた良好な集落地の形成に向けて、生活道路や排水施設等の整備、自然環境の保全を図るとともに、地区計画制度の導入や空家・空地の活用による集落のコミュニティの維持・活性化を図ります。
- 浜街道から今市地先におけるレインボーロード沿道は、無秩序な開発を抑制するとともに、産業基盤の確保の観点から、地区計画制度等の都市計画手法の活用により、周辺の良好な自然環境などの立地特性を活かし、準工業地域と同等の企業立地による秩序ある土地利用を図ります。

第5章 施策の大綱

1. 心が輝く学びのふるさとづくり

(1) 人権をおもんじ、信頼し合える風土づくり

一人ひとりの人権を尊重し、同和問題をはじめとしたあらゆる差別を解決するため、お互いがお互いの立場を認め合い信頼し合える風土づくりを進めます。すべての市民がそれぞれの個性と能力を十分に発揮し、いきいきと暮らすことができる社会の実現をめざします。

【人権・同和・平和、男女共同参画】

(2) 未来を担う人材の育成と生涯学習環境の充実

郷土守山に誇りをもち、かつ、現代の国際化・情報化社会に柔軟に対応できる子どもが育つよう、子どもの可能性を伸ばす教育を推進し、生きる力と思いやりを育む教育の充実に努めます。また、家庭や地域の教育力を高めるとともに、家庭・学校・地域が連携しながら青少年が健やかに育つ環境づくりを推進します。

さらに、市民が世代を越えて集い、学び、語り合い、人生を豊かにする活動や交流ができる文化・スポーツ等様々な生涯学習の環境整備に努めます。

【就学前教育、学校教育、社会教育・青少年育成、スポーツ】

(3) 市民の多彩な活動の環境づくり

自治会等のコミュニティ活動を活性化するとともに、ボランティア、NPO等の育成や活動支援を行い、市民相互の連携によるまちづくりを進めます。

【コミュニティ】

(4) 多文化共生のまちづくり

姉妹都市との交流や、市民参加による多様な草の根の国際交流を推進し、市民の国際理解の向上に取り組みます。また、在住外国人が地域社会で安心して日常生活を営めるよう、労働・居住・医療・福祉・教育等各方面での環境整備を図り、外国人の自立と日本人との相互理解を促進し、多文化共生社会の実現をめざします。

【多文化共生、国際交流】

(5) 文化を伝え、育む風土づくり

先人から受け継がれた地域の文化財や伝統文化に誇りをもち、次世代へつなぐためにその保存・継承を積極的に行います。

また、子どもの頃から日本・守山の文化に触れる機会の充実に努め、豊かな心を育む情操教育の充実に努めます。

さらに、守山独自の文化・芸術を創造するために、市民の文化・芸術活動を支援し、市内外にまちの魅力を発信できる人づくりと仕組みづくりを推進します。

【文化財・文化・芸術】

2. 絆で輝く安心のふるさとづくり

(1) 支え合い、協力し合うまちづくり

すべての市民が、生活の拠点である地域で安心して幸せに生活できるよう、在宅での暮らしを支える仕組みとして、福祉・保健・医療等の関係諸機関による連携体制の充実を図ります。同時に、家庭・隣近所での支え合いや地域の福祉活動団体、ボランティア、NPO等「地域ぐるみの連携」の強化に重点的に取り組めます。

【地域福祉】

(2) 障害者が地域の中で自立して生活できるまちづくり

障害者が地域の中で地域の人々とともに自立した日常生活を送り、その能力を十分発揮できるよう支援体制の充実を図ります。また、障害児に対する就学前対応や教育内容の充実を図り、地域社会の中で見守り、育てていける環境づくりに取り組めます。さらに、利用者の自己選択・自己決定と利用者の立場に立ったサービス提供を前提に、利用者が安心して利用できるようサービスの量および質の確保を図ります。

【障害者（児）福祉】

(3) 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり

高齢者が生涯にわたって安心し、いきいきと暮らしていくことができるよう、日常生活や心身の状況に即した医療・介護・福祉サービスの充実や介護予防の推進を図るとともに、その基盤の整備を進めます。また、高齢者自身が生きがいをもち、自らの意思で自分らしく生きていける地域社会づくりの支援に努めます。

【高齢者福祉】

(4) 安心して子どもを生み育てやすい環境づくり

子どもの健やかな成長を育める環境づくりに努めるとともに、保育サービスの充実、子育て支援施設の充実などにより、安心して子育てができる環境づくりを進めます。また、保健活動や医療機関との連携等により、安心して子どもを生みやすい環境づくりに努めます。

【児童福祉】

(5) 生涯を通した健康づくり

市民の健康に対する意識を高め、運動や食育などを通じた自主的な健康づくり活動を支援するとともに、生活習慣病を予防するために健康診査や保健指導など実効性の高い対策を総合的に展開します。また、母子保健や育児相談・育児教室や心の健康づくりに向けた支援事業の充実に取り組みます。

【健康づくり・保健予防】

(6) 医療体制の充実

市民が安心して医療サービスを受けることができるよう、関係機関との連携により質の高い医療の充実を図ります。

また、多様化・高度化する市民の医療ニーズに対応できるよう、広域的な連携を強化し、地域医療体制の充実を図ります。

【医療】

(7) 社会保障の充実

誰もが安心して生活できるように基盤となる年金・保険・医療制度等の社会保障制度についての市民への周知と適正な運営に取り組みます。また、母子・父子福祉、生活困窮者対策については必要とする人の生活を保障するとともに、その自立を支援します。

【母子・父子福祉、生活困窮者対策、保険・年金】

3. まちが輝く個性と安全のふるさとづくり

(1) 魅力ある農業の振興

優良農地の保全と農村がもつ豊かな環境の維持に努めます。また、生産性と経営効率が高く安定的な農業経営を進めるために、農地の集約化、意欲ある農業の担い手の育成、農業技術の向上等農業経営の基盤強化とあわせ、農村のコミュニティの活性化を推進します。また、食に対する安全意識が高まっていることから地産地消への取り組みを進めるとともに、地元農産物の消費拡大などに取り組みます。

【農業】

(2) 地域の特色を生かした水産業の振興

琵琶湖固有種の生息数回復をめざし豊かな琵琶湖の生態系を取り戻すため、繁殖場であるヨシ帯の環境改善に取り組むとともに、湖辺の農地を活用した「ゆりかご水田事業」を推進します。

また、琵琶湖産魚介類のPR活動などへの支援を通じて水産業の振興に努めます。

【水産業】

(3) 賑わいと活力をつくる商業・工業の振興

地域に雇用や活力を創出する工業の振興、環境に配慮した企業誘致の推進を図ります。

商工団体と連携し中小企業への支援に努めるとともに、商店の近代化支援、担い手の育成、活気ある商店街、商業地づくりをめざします。また、多様な消費者ニーズに対応した魅力ある商店街の形成に取り組みます。

【商工業】

(4) 観光の振興

琵琶湖、田園風景、歴史資源など豊かな自然環境との共生をめざした観光の振興を図ります。また、商業施設やスポーツ施設等とのネットワーク化の推進、来訪者が観光情報を得やすい環境整備、近隣市と連携した広域的な観光事業の展開、市民が来訪者と観光交流するまちづくりなどを推進します。

【観光】

(5) 安心して働くための環境づくり

勤労者が安心して働くことができる環境整備、福利厚生充実を事業者に求めるとともに、勤労者のスキルアップを支援します。

若年者から高齢者まで、障害の有無に関わらず就労を希望するすべての市民を対象に、就労に関する情報や人材を確保したい企業の情報を的確に把握し、就労支援相談体制を整え、就労希望者が自分に適した職業につくための支援を行います。

【勤労者福祉・就労支援】

(6) 安全で住み良いまちづくり

地震や台風などの自然災害に対し、市民・自主防災組織と行政が互いに協力するとともに、家庭における住まいの耐震化や非常用備蓄品の準備を啓発するなど災害に強いまちづくりを進めます。また、消防・救急体制の充実、交通安全対策の推進、防犯体制の強化、安全・安心な消費生活等、事故や犯罪から市民の生命や財産を守り、安心して暮らせる地域社会の形成をめざします。さらに、ユニバーサルデザインの推進により、誰もが自由に移動できる交通環境・施設環境の充実を図りその意識啓発や普及に努めます。

【危機管理、防災・消防・救急、交通安全・防犯、消費生活】

(7) 快適な都市基盤の整備

快適で秩序ある都市環境づくり推進のために、都市景観に配慮した計画的な市街地整備、住環境整備、道路整備などの事業を推進します。また、自然景観や生態系に配慮した河川整備、局地的な降雨に対する排水路の整備、水環境の保全と快適な生活環境の確保のための上下水道の整備を推進します。さらに、車に頼らなくても不便を感じることなく移動できる総合交通体系の充実に取り組みます。情報通信分野では、市民の情報選択・活用能力の向上などを支援し高度情報化社会への対応に取り組みます。

【都市計画、都市景観、住宅・宅地、河川、上・下水道、総合交通体系、情報通信】

4. 水辺とみどりが輝く潤いのふるさとづくり

(1) 豊かな水環境と憩いの空間づくり

市民の健康づくりと憩いの場として、潤い・やすらぎを与える公園や緑地の整備を推進するとともに、市民・市民公益活動団体・民間事業所と行政の協働による維持管理に取り組みます。また、水辺環境の保全と創出に努めるとともに、公園・緑地、河川、街路樹等の計画的な整備を行い、水とみどりのネットワークの形成に努めます。

公共施設の緑化を率先的に推進し、市民や企業等による民有地や民間施設の緑化を支援します。

【公園、緑化、水辺環境】

(2) 循環型社会の構築

資源の有限性に対する市民への意識啓発を強化するとともに、地球温暖化に影響をおよぼす温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を削減するための取り組みを進めます。

また、地球環境への影響を最小限に抑える循環型社会の構築に向けて、市民・市民公益活動団体・民間事業所・行政の協働によるごみの減量化や再資源化、廃棄物の適正処理、公害防止などに取り組みます。

【地球環境保全、廃棄物対策・リサイクル、公害防止】

(3) 自然と調和したまちづくり

琵琶湖、野洲川、豊かなみどりを形成する田園、そこに舞うホタルなどの美しい自然環境を守り育て活用するための事業に市民と協働で取り組むとともに、自然景観の保全に努めます。また、地域環境の美化や環境学習を積極的に推進し、市民の環境保護意識の高揚を図り、積極的に環境活動に参加する市民の輪を広げていきます。

【生活環境、自然環境】

第6章 守山市総合計画とSDGsの一体的な推進について

(持続可能な開発目標 Sustainable Development Goals)

○SDGsとは

平成27年(2015年)9月に国際連合において採択された、「誰一人取り残さない」を理念として、令和12年(2030年)までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。17のゴールと169のターゲットから構成されており、経済・社会・環境等の地球規模の課題解決に向けて、先進国・発展途上国問わず、共に統合的に取り組むことが示されています。

○第5次守山市総合計画とSDGs

本市のまちづくりの総合的な指針となる「第5次守山市総合計画」は、本市が直面する産業・福祉・環境等のあらゆる課題に対する取組みを包括的に示しており、これまでにその多くの取組みがSDGsの理念と合致するものであることから、今後におきましても、総合計画とSDGsをより一体的に推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



国際的な地方自治体の連合組織である UCLG (United Cities and Local Governments) では、SDGs の 17 のゴールに対する自治体行政の果たし得る役割を以下のとおり示しています。

ゴール	ゴールの説明および自治体行政の果たし得る役割
(貧困) 	【目標1】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体においてすべての市民に必要な最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
(飢餓) 	【目標2】飢餓を終わらせ、食料安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
(保健) 	【目標3】あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態を維持・改善可能であるという研究成果も得られています。
(教育) 	【目標4】すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する 教育のなかでも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
(ジェンダー) 	【目標5】ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化(エンパワメント)を行う 自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
(水・衛生) 	【目標6】すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
(エネルギー) 	【目標7】すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する 公共建築物に対して率先して省/再エネを推進したり、住民が省/再エネ対策を推進する際に補助を出す等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
(経済成長と雇用) 	【目標8】包括的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を推進する 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。

ゴール	ゴールの説明および自治体行政の果たし得る役割
(インフラ、産業化、イノベーション) 	【目標9】 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、およびイノベーションの推進を図る 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。
(不平等) 	【目標10】 各国内および各国間の不平等を是正する 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
(持続可能な都市) 	【目標11】 包括的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市および人間居住を実現する 包括的で、安全な、強靱で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
(持続可能な生産と消費) 	【目標12】 持続可能な生産消費形態を確保する 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることが可能です。
(気候変動) 	【目標13】 気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた対応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
(海洋資源) 	【目標14】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
(陸上資源) 	【目標15】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復および生物多様性の損失を阻止する 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
(平和) 	【目標16】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
(実施手段) 	【目標17】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する 自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなど多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

第3部 基本計画

基本計画

1-1 人権・同和・平和



【施策の方針】

市民一人ひとりの人権が尊重され互いに認め合えるまちづくりをめざすとともに、あらゆる差別のない誰もが幸せに暮らすことができる地域社会の実現をめざします。

部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、市民一人ひとりが尊重される明るいまちをめざします。

世界の恒久平和は人類共通の願いです。ともすれば忘れがちな戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさ、平和の喜びと尊さを市民に伝え、市民と力を合わせて世界の恒久平和を求めていきます。

【現状と課題】

- すべての人々の基本的人権が尊重され、かけがえのない人生を幸せに過ごせる社会の実現を願い、平成7年（1995年）に「守山市人権尊重都市宣言」を行いました。
- 地域や学校、企業等において、あらゆる機会を通じ、人権教育や啓発を計画的に行ってきました。また、人権擁護委員による人権相談業務や関係機関と連携した取組みにより、人権尊重のまちづくりを推進してきました。
- また、新たな人権問題として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による、医療・介護・福祉関係者等に対する誹謗中傷、風評被害や、SNS等の普及によるインターネット内の閉鎖的な空間における「ネットいじめ」が全国的に問題になっています。
- 今後も、人権問題への理解と認識を深める教育及び啓発に取り組むほか、様々な関係機関との連携による取組を推進していく必要があります。
- 同和対策基本方針を毎年度策定し、同和対策への総合的かつ計画的な取組みを進めてきました。これにより、同和問題についての市民の理解は深まりつつあります。しかし、差別事象の根絶には至らず、今もなお、差別事象が発生しています。
- 今後も学習の推進や啓発について積極的な取組みを継続していく必要があります。
- 核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現を願い、平和思想の啓発に関する事業を総合的に推進するため、昭和63年（1988年）12月に「のどかな田園都市守山平和都市宣言」を行い、平和啓発事業を進めてきました。
- 今なお世界各地で戦争や紛争が後を絶たない中で、次代を担う子どもたちに平和を願う心をしっかりとつなぐため、さらなる啓発活動や市民レベルでの平和活動の支援を実施すること等が重要です。

◆主要施策

項目	施策名	施策の概要
人権意識の向上と人権擁護施策の推進	人権教育および啓発活動の推進	○地域・学校・企業等における人権教育の推進 ○人権擁護委員、人権擁護推進員による啓発活動
	人権相談体制の充実	○人権擁護委員による人権相談所の開設 ○関係機関との連携による相談体制の充実
同和問題に対する意識の向上と対策の推進	同和問題学習の推進	○広報・パンフレット等による啓発 ○地域・学校・企業等における同和問題学習の推進
	地域総合センター活動の充実	○隣保館事業の推進 ○人権講座、子育て講座の開催
平和思想の啓発と戦争記憶の承継	啓発活動の推進と平和活動の支援	○平和を誓うつどい等の実施 ○パネル展や広報による啓発 ○「守山空襲」パネルの常設展示

『「わ」で輝かせよう』への取組み

- ・家庭や地域で人権について考えるきっかけづくりをしよう
- ・自治会・NPO・ボランティア団体・企業などが自ら学習会を実施し、人権意識を高めよう
- ・人権を大切にし、差別をしない、許さないまちづくりにみんなで取組もう
- ・住民同士の交流を深めるとともに、誰もが参加しやすいまちづくりに取組もう
- ・平和の尊さを親から次代を担う子どもたちに語り伝えよう
- ・戦争の悲惨さを伝えていくため、体験者の話を聞こう

◆5年後の目標(成果指標・活動指標)

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		令和元年度	令和7年度	
自治会人権学習会の参加者数	人	5,309	6,390	参加者層の拡大を図る (45人×2回×71自治会)
ここ数年で差別を受けたことがあると答えた市民の割合	%	4.3	3.0	アンケートより
部落差別を許さない意識 ※5年に1回の調査	%	78.3	85.0	同和問題に関する市民意識調査より
人権講座の参加者数	人	758	800	
平和のよろこび展来場者	人	827	900	
ここ数年に平和の大切さを実感したことがある市民の割合	%	70.0	90.0	アンケートより

【関係課・室】 人権政策課、商工観光課

【関連計画等】 第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画（令和3年度～令和12年度）、同和対策基本方針、人権・同和教育基本方針、「のどかな田園都市守山 平和都市宣言」（昭和63年12月）

1-2 男女共同参画



【施策の方針】

男女共同参画社会の実現に向けて、男女が互いに尊重し合い、ともに考え、ともに地域づくりを担いながら、性別にかかわらず個性や能力を発揮できるいきいきと輝くまちづくりを進めます。

【現状と課題】

- 男女共同参画社会づくりを市民とともに一層進めるため、平成 27 年(2015 年)に「守山市男女共同参画推進条例」を制定しました。
- 令和元年度の市民意識調査では、「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という考え方に「同感する」と「どちらかといえば同感する」の合計の割合が 33.2%で、前回調査より約 5 ポイントの改善がみられるものの、依然として、固定的な性別役割分担意識が残っています。
- 女性の参画は様々な分野において進んできてはいるものの、十分とはいえない状況であり、政策・方針決定の場に女性の意見が反映されるよう、市の審議会等への女性の委員の登用をより一層推進することが必要です。
- 社会構造の変化とともに働く女性が増加していますが、女性が出産や子育てを通じて働き続けられるためには、育児休業などの労働関係法令の周知や性別にかかわらず平等な労働環境づくりが必要です。また、育児や介護等と仕事の両立に向けた環境の整備や多様な働き方が求められています。
- 男性の仕事優先・職場重視の考え方は根強く、男性が家庭生活やその他の活動に積極的に参画する妨げになっています。その結果、家事や育児、介護等の家庭での役割の多くは女性が担っているのが現状です。男女がやりがいを持って働き、仕事上の責任を果たしながら、家庭生活や地域活動等へも参画していけるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方の周知と働き方の見直しに向けた取り組みが必要です。
- DV（ドメスティック・バイオレンス）やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪や性暴力が社会問題となっており、これらの暴力の被害者は多くの場合、女性であるのが現状です。あらゆる暴力を許さない社会認識の徹底や暴力防止対策、被害者に対する支援等の取り組みが必要です。

◆主要施策

項目	施策名	施策の概要
男女共同参画社会意識の醸成	男女共同参画への意識啓発の推進	○学習会の実施や啓発活動の推進 およびDV（ドメスティック・バイオレンス）をはじめとするあらゆる暴力の防止への意識啓発 ○男女平等・男女共同参画の視点に立った学校（園）教育の推進
男女がともに安心して豊かに暮らせる環境の整備	女性の活躍の推進	○審議会等への女性の参画の促進 ○働く場での女性の活躍を支援する労働環境の整備 ○男性の家事・育児、介護等への参画促進
	ワーク・ライフ・バランスの推進	○働き方の見直しに向けた啓発 ○家庭生活への男女共同参画の促進
	相談機能・体制の充実	○DV（ドメスティック・バイオレンス）対策とセクシュアル・ハラスメント対策の推進と被害者支援 ○性犯罪・性暴力への対策の推進

<p>『「わ」で輝かせよう』への取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女がともに考え、ともに担う地域づくりを進めよう ・仕事と家庭・地域生活の両立ができるよう事業所等に働きかけよう ・男性も子育てに積極的に参加しよう ・仕事と家庭・地域生活のバランスの取れた生き方をしよう
--

◆5年後の目標(成果指標・活動指標)

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		令和元年度	令和7年度	
各種審議会等における女性の登用率	%	36.4	40.0	
ここ数年で性別を理由に制約を受けたことがあると答えた市民の割合	%	8.0	2.5	アンケートより

【関係課・室】 人権政策課、商工観光課、こども家庭相談課
 【関連計画等】 第4次守山市男女共同参画計画（令和3年度～令和12年度）

1-3 学校教育



【施策の方針】

児童生徒の「生きる力」を育むため、守山市教育行政大綱に基づき、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を重要な柱とするとともに、命や自然の大切さ、望ましい人間関係をつくる力や、あきらめないで最後まで我慢強くやり抜く力を育み、自ら学び、考え、行動する人を育てます。

【現状と課題】

- ・市内には、市立の小学校 9 校と中学校 4 校があり、各学校が創意工夫を生かした特色ある学校づくりに取り組んでいます。
- ・児童数の増加・減少にともない、学習環境が変化しつつあることから、適正な学校規模の検討を行っています。
- ・学習習慣や基礎学力定着に有効な少人数学級編制（小学 1～3 年）に取り組んできましたが、講師の適切な配置や指導力向上等にも取り組む必要があります。
- ・地域の人材である学校支援ボランティアの協力も得ながら、学校における体験活動の充実を図っていくなど、今後も学校と地域の連携を強めていくことが大切です。
- ・児童生徒を取り巻く社会環境や疾病構造が急速に変化しており、小児生活習慣病、不登校やいじめ、性に関する問題や喫煙などの問題が多様化する中、思春期における保健教育の重要性が高まっています。
- ・不登校をはじめとする学校不適応児童生徒が持つ課題については、早期に対応・解決ができるように、児童生徒や保護者への相談支援活動の工夫、継続が必要です。
- ・また、児童生徒の食生活における課題が顕著になる中、学校給食や授業を通して正しい食習慣の形成を図り、児童生徒自らが食生活を振り返り改善していく力を育成する必要があります。
- ・情報化社会に対応できるよう正しい情報リテラシーを習得し、ICTを活用できる能力を育成する必要があります。

◆主要施策

項目	施策名	施策の概要
教育の充実	教育内容の充実	○確かな学力の育成と英語コミュニケーション力の育成 ○豊かな心の醸成といじめを許さない学校づくり
	学習環境の整備	○教育施設・設備の整備および適正な維持管理 ○特色ある守山の教育の推進と小中連携の推進
	ICTの効果的な活用と教育現場における定着化	○授業改善と学習活動の充実 ○情報活用能力の育成
地域に開かれた学校づくり	学校施設の地域開放	○余裕施設の活用
	地域との交流促進	○学校支援ボランティアの登録 ○郷土学習、体験学習の展開
学校不適応児童への対応	教育相談、生徒指導	○学校教育相談体制の充実 ○適応指導教室「くすのき教室」の充実
児童生徒の健康管理	自校式学校給食の充実と食育の推進	○自校給食を活かした食育 ○地場産食材の活用
	健康管理	○体力向上に向けた取組 ○思春期における保健教育の充実

『「わ」で輝かせよう』への取組み

- ・地域の力を生かした教育活動を進めよう
- ・地域と学校とで連携し、安全・安心な環境づくりに向け、子どもたちを見守ろう

◆5年後の目標(成果指標・活動指標)

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		令和元年度	令和7年度	
不登校児童生徒数	人	123	100	
全国学力調査「授業の内容がよくわかる」と答えた割合	%	78.8	80.0	
全国学力調査「自ら考え、自ら行動している」と答えた割合	%	77.5	80.0	
学校支援ボランティアの人材バンク登録者数	人	388	500	
デジタル教科書の導入割合	%	—	100.0	※市内小中学校
小中学校給食における地産地消の割合(品目ベース)	%	守山産 10.1 県内産 33.7	守山産 15.0 県内産 35.0	※生鮮物資・主食
小中学校給食における地産地消の割合(重量ベース)	%	守山産 28.7 県内産 48.9	守山産 35.0 県内産 55.0	※生鮮物資・主食

【関係課・室】 学校教育課、教育総務課、保健給食課、教育研究所

【関連計画等】 第2期守山市教育行政大綱(令和元年度～令和4年度)

1-4 社会教育・青少年育成



【施策の方針】

社会教育は、全ての市民が、あらゆる機会を通じてお互いに広く学び合う場であり、その目標とするところは、①住民のもつ資質や能力を高める「人づくり」、②その力を地域社会に活かし、地域の課題解決や地域の活性化を目指す「地域づくり」、③それらの活動を通して地域住民の間に絆が生まれる「絆づくり」です。社会教育はまちづくりの基本であることを認識し、まちづくり推進会議など地域に根ざした社会教育活動を推進します。さらに、青少年赤十字発祥の地であることを誇りとし、青少年赤十字の活動理念「気づき、考え、実行する」を幼少期の教育から市全体で徹底することで「青少年赤十字精神」による共助・互助のまちづくりを推進します。

青少年が豊かな人間性を育み、社会で生きる力と創造力を身につけながら健やかに成長し、地域と共生しながら自立できる環境づくりを進めます。

読書を通して豊かな生活、人生を送ることができるよう、市民の皆さんがより広く深く読書に関わることができる「読書日本一のまちづくり」に取り組めます。

【現状と課題】

- ・市民一人ひとりが個性と能力を伸ばし、生きがいのある充実した人生を送れるよう、本市では、出前講座や公民館での講座、屋外での体験学習等、生涯を通じた多様な学習機会の提供に努めてきました。
- ・今後、社会教育の担い手の確保や育成、また、社会教育・生涯学習の拠点である公民館の学級・講座等ソフト面の充実や、「人」と「人」を結ぶ機能の充実が求められています。
- ・平成30年（2018年）に「本と人が出会い、人と人がつながる知の場」として開館した新図書館は、開館以降多くの方の利用が見られています。今後さらに、新図書館を中心とした読書活動の推進、学校図書館の活性化、北部地域図書館機能の整備、ICTを活用したサービスの充実などに取り組む必要があります。
- ・青少年が抱える問題は年々複雑化・多様化しています。
- ・たくましく心豊かな青少年を育成するため、望ましい環境づくりをめざすとともに、家庭・学校・地域の連携のもとに市民総ぐるみで健全育成を推進する必要があります。

◆主要施策

項目	施策名	施策の概要
社会教育の充実	社会教育活動の推進	○まちづくりリーダー等まちづくり推進員の育成と活性化、活動の支援 ○まちづくりの場での青少年赤十字精神の普及促進
生涯学習の充実	生涯学習の普及・啓発	○生涯学習情報の提供 ○生涯学習活動の広報・PR
	生涯学習講座の充実	○地域教育学級等の充実 ○公民館講座等の充実
読書日本一に向けた取り組み	学校図書館を含む図書館機能の充実	○守山市立図書館整備基本計画に基づくサービスの充実 ○学校図書館の環境整備 ○北部地域図書館機能の整備
	図書館を中心とした読書活動の推進	○各種講座・研修の開催 ○子ども読書活動の推進
	ICTを活用した新しい読書生活の推進	○ICTを活用した情報サービスの充実
青少年活動の推進	青少年団体活動の奨励	○青少年活動団体（子ども会等）への支援
	青少年赤十字精神の徹底	○「気づき」「考え」「実行する」の青少年赤十字の態度目標を取り入れた青少年活動の推進
	指導者（リーダー）の養成	○もりやま青年団等青年活動団体の養成 ○子ども会ジュニアリーダー研修会の開催
青少年の社会参加の推進	社会参加事業への参画	○子どもの体験型事業の開催
	学校外活動の推進	○自治会や学区等での子ども事業の推進
青少年健全育成活動の推進	社会環境の整備	○こどもSOSホームの推進 ○あいさつ運動の実施
	市民運動の推進	○守山市青少年育成市民会議の充実 ○まちづくり推進活動の支援
家庭教育の推進	家庭教育の推進	○家庭での教育力向上に向けた啓発

『「わ」で輝かせよう』への取り組み

- ・一人ひとりが生涯学習活動に積極的に参加しよう
- ・学びの成果をまちづくり活動に生かそう
- ・子どもと本をつなぎ、次代を担う子どもたちを豊かな心に育てよう
- ・家庭や地域での教育力を高めよう
- ・青少年の学校外活動や地域での活動の充実に協力しよう

◆5年後の目標(成果指標・活動指標)

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		令和元年度	令和7年度	
ふれあい出前講座の利用者数	人	3,628	3,800	
公民館学級・講座の開催数	回	142	150	
公民館利用人数	人	178,735	200,000	
図書館の市民1人あたりの貸出冊数	冊	11.9	16.0	『図書館年鑑 2019』 人口10万人未満の 市区図書館 1位：大府市（愛知県） 16.0冊 2位：稲城市（東京都） 13.4冊 3位：日進市（愛知県） 12.1冊
図書館の年間実利用者数 (市内在住者)	人	18,325	42,000	1年間で1回以上図書 カードを利用した者
生涯学習で学んだ事を地域活動などの場面で 伝えたり教えたりしたことがある市民の割合	%	12.9	15.0	アンケートより
子ども会ジュニアリーダー研修会 の参加者数	人	47	50	
SOS ホームの指定件数	件	634	650	
この1年でルールを守っていない子どもに 注意をしたことがある市民の割合	%	35.7	40.0	アンケートより

【関係課・室】 図書館、社会教育課

【関連計画等】 守山市生涯学習まちづくり基本計画（平成26年度～令和3年度）、
子ども読書活動推進計画第3次計画（令和2年度～令和6年度）

1-5 スポーツ



【施策の方針】

運動やスポーツを通じた健康づくりや地域コミュニティの活性化に向けて、「まちづくり」「ひとづくり」「環境づくり」を3つの柱として、総合的に取組みます。また、「遊び」や「スポーツ」を通じ、様々なことを体感することで、青壮年、高齢者の健康増進や生きがいつくり、子どもたちの自立心の向上を図り、すべての市民の体力アップ、健康維持に取組みます。

【現状と課題】

- 身近な地域で市民同士が気軽にスポーツに親しむことができるよう、誰でも気軽に参加できる総合型地域スポーツクラブが1学区に1クラブ設立されましたが、学区の特性を生かした活動の展開が課題となっています。
- 学校体育施設の市民利用を進めていますが、利用者や利用団体が多いことから、施設利用がしやすい仕組みづくり等について検討することが求められています。
- 令和7年（2025年）に滋賀県で開催予定の第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会を見据え、スポーツ施設の適切な維持管理や整備、ジュニア層の競技力向上プログラム、市民がスポーツに興味を持つようなスポーツ情報の提供、大学と連携した指導力向上・競技力向上の研修会、スポーツ観戦の機会提供などを計画的に進めていくことが必要です。

◆主要施策

項目	施策名	施策の概要
地域における生涯スポーツの充実（まちづくり）	総合型地域スポーツクラブの育成	○総合型地域スポーツクラブ運営に関する情報提供や支援
	健康づくり・仲間づくりの充実	○世代の違いや障害の有無を超えた健康づくりや仲間づくりの場の提供（スポーツイベント等の実施）
子どものスポーツ活動の充実（ひとづくり）	遊び・スポーツを通じた健全な育成	○遊びを取り入れたスポーツの普及と推進 ○子どもの競技力向上への取組み ○遊びの場の確保と機会を増やす取組み
	指導者の養成・確保	○関係機関との連携による指導者研修の充実
スポーツを支援する環境の充実（環境づくり）	スポーツ施設・情報提供の充実	○国スポ大会に向けたスポーツ施設の改修・整備 ○広域的な連携によるスポーツ施設活用機会の充実
	スポーツ推進体制の充実	○スポーツ推進委員の活発な活動

<p>『「わ」で輝かせよう』への取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツに親しみ、スポーツを通じた仲間づくりや健康づくりをしよう ・身近な地域でスポーツができる機会づくりに取組もう
--

◆5年後の目標（成果指標・活動指標）

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		令和元年度	令和7年度	
成人の週1回以上のスポーツ実施率	%	59.9	65.0	
総合型地域スポーツクラブの設置数	箇所	7	7	1学区あたり1スポーツクラブ設置

【関係課・室】 文化・スポーツ課、障害福祉課

【関連計画等】 守山市スポーツ推進計画（平成23年度～令和3年度）

1-6 多文化共生・国際交流



【施策の方針】

外国籍住民の増加と定住化が進む中、身近な地域社会でも異文化に接する機会が増えており、地域に暮らすすべての人が多様な価値観を認め合いながら、支え合い、ともに地域づくりをしていく「多文化共生社会」の実現をめざします。

国際化の進展にともない、市民の国際交流活動も広がりを見せる中、国際感覚に優れた人づくり、まちづくりや、国際性に富んだ地域社会を形成していく取組みを推進します。

【現状と課題】

- ・国際関係が協調の時代へと移行する中で、国際社会における日本の役割は、政治・経済・文化などあらゆる面で大きくなっており、人・物・情報の国際的な結びつきは、ますます速く、広く、ち密になっています。
- ・市内に住む外国人が地域の一員として安心した生活ができるよう、生活実態を把握し、必要な支援を続けていく必要があります。とりわけ、防災や医療など緊急時において外国籍住民が不便を感じないような対策を行っていくことが課題となっています。
- ・在住外国人が増加する中で、国籍を問わず、共通のコミュニケーション言語として、「やさしい日本語」を介したコミュニケーションの普及や交流を図り、相互理解の促進に努めることが必要となっています。
- ・社会経済や文化のグローバル化、ボーダレス化の進展とともに、市民の国際感覚の醸成や異文化交流など、国際理解や国際交流の推進に向けた取組みを進める必要があります。
- ・幼少期から、外国語によるコミュニケーション能力向上を目的とした取組み（ハローイングリッシュプロジェクト事業等）を進めてきましたが、一定の成果があらわれつつあり、将来の取組みについても、改めて検討していくことが必要になっています。
- ・本市は昭和50年（1975年）に米国ハワイ州のカウアイ郡と姉妹都市提携を行ったのをはじめ、平成元年（1989年）には米国ミシガン州のエイドリアン市と、平成3年（1991年）には大韓民国忠清南道（チュンチョンナムド）の公州（コンジュ）市と姉妹都市提携を行い、使節団による相互交流や市内中学生による教育交流などを通して友好親善と国際理解の推進を図ってきました。今後も、各姉妹都市との交流を通じ、国際理解を深める取組みを進めていくことが必要です。

◆主要施策

項目	施策名	施策の概要
多文化共生社会の推進	多文化理解促進活動	○多文化理解促進に向けた意識啓発
	外国籍住民に配慮した環境整備	○生活ガイドブックなど各種資料の多言語版作成 ○防災体験イベントや生活相談体制などの充実 ○やさしい日本語の普及啓発
国際理解を深める教育内容の充実	学校教育の充実	○中学生海外派遣事業の実施 ○英語教育・国際理解教育の推進（幼・保・こども園・小・中学校）
	地域に開かれた学校づくり	○学校支援ボランティア登録の推進
国際交流の推進	国際交流推進活動	○海外姉妹都市との交流促進 ○次世代を担う若年層の国際意識の醸成
国際理解の推進	人材の育成	○国際理解を深めるための学習会の実施

『「わ」で輝かせよう』への取組み

- ・地域の祭りや行事に外国籍住民も参加しやすい環境づくりをしよう
- ・他文化を経験した市民の経験を他の人に伝える機会をつくろう
- ・子どもに外国語を教えるボランティアを増やし、未来を担う人材を育てよう
- ・市民中心の国際交流の活性化を図ろう
- ・姉妹都市間の交流をはじめ、国際交流を支えるボランティアに参加しよう

◆5年後の目標(成果指標・活動指標)

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		令和元年度	令和7年度	
多文化共生を支えるボランティア数	人	97	110	
国際交流促進事業への参加者数	人	439	1,000	

【関係課・室】 市民協働課、学校教育課

【関連計画等】 第2期守山市教育行政大綱（令和元年度～令和4年度）

1-7 文化財・文化・芸術



【施策の方針】

文化・芸術は、心豊かで潤いのある市民生活や活力ある地域社会の実現のために重要であり、市民の誰もが気軽に文化・芸術に親しめ、地域で交流できる環境づくりに取り組みます。また多言語・多文化交流による共生や寛容な心の醸成をはかります。

本市には、国史跡の下之郷遺跡や伊勢遺跡等をはじめ、原始古代遺跡や中山道の宿場町、江戸時代に大庄屋を務めた諏訪家屋敷が残されているなど、古代から連綿と続く豊かな歴史があります。その豊富な史跡や文化遺産は守山らしさを形づくる要素であり、これら先人が残してくれた貴重な文化財を市民の共有財産として将来に引き継いでいけるよう、文化財を大切にすまちづくりを推進します。

【現状と課題】

- ・文化・芸術は、市民が真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな生活を実現していくうえで不可欠なものであり、文化・芸術の振興と、市の経済活動やまちづくり活動は密接に関連し合うと考えられます。
- ・「ルシオール」を冠したイベント等の文化芸術イベントの開催や「小学校4年生芸術鑑賞教室」「小学校5年生芸術体験事業」などの子どもたちが伝統・文化・芸術に触れて体験する機会の提供等、文化振興のための取り組みを行っています。
- ・市民の文化芸術活動の中心となっている市民ホールは、築35年を迎えようとしており、今後、施設の改修等を計画的に進めていく必要があります。
- ・また、市民や文化芸術団体、社会教育関係者等地域文化の担い手の連携・協力の推進や担い手づくり等に取組んでいくことが重要です。
- ・市内には現在100件を超える国、県、市指定等文化財があります。生活環境や価値観等が大きく変化している中、これらを後世に伝えるために有形文化財の保存修理や無形民俗文化財の継承など、文化財の保護・保存が重要な課題となっています。
- ・本市の重要な文化財を保護・保存していくため、指定文化財の計画的な修理、地域の伝統文化の担い手の育成、文化財調査の迅速な実施、資料の収集・収蔵等が求められているほか、文化財の活用を推進し、まちづくりに生かしていくことが必要です。
- ・また、これら本市の重要な文化財について、市民の共有財産として、保存・活用を進めていくことが必要です。

◆主要施策

項目	施策名	施策の概要
文化・芸術の振興	文化・芸術事業の推進	○文化・芸術活動および事業の支援と推進 ○協定に基づき、佐川美術館との連携強化
	文化・芸術に触れて体験できる機会の促進	○小中学生への文化・芸術体験事業 ○生涯学習としての文化・芸術体験事業の実施 ○市民が文化・芸術に触れて体験できる事業の実施
	文化活動拠点の有効活用	○市民文化会館自主事業の充実 ○市民文化会館との協働による事業実施 ○市民文化会館の施設改修 ○文化・芸術の情報の発信
(有形・無形)文化財の保護・保存	文化財の保存と保護	○有形・無形文化財の保護・保存 ○文化財保存活用地域計画の策定と計画の推進
	文化財の調査	○有形・無形文化財、埋蔵文化財、未指定文化財の調査
文化財の活用	文化財を生かしたまちづくり	○地域との協働・連携による文化財活用事業の実施 ○文化財啓発事業の実施
	史跡の整備と活用	○史跡の保存整備と活用の推進 ○施設の適正な維持管理
資料の保存と活用	資料の保存と活用	○収集資料および出土資料の適正な収蔵管理 ○資料の調査整理と公開

『「わ」で輝かせよう』への取組み

- ・心豊かな生活を実現するため、文化・芸術の鑑賞機会を充実しよう
- ・伝統文化や地域の祭りに積極的に参加するとともに、後継者を育成しよう
- ・みんなで守山の歴史・文化を再発見しよう
- ・文化財の保護・活用を支えるボランティアに参加しよう

◆5年後の目標(成果指標・活動指標)

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		令和元年度	令和7年度	
市民ホール（大ホール）の利用者数	人	135,597	150,000	
市美術展覧会入場者数	人	1,504	2,000	
市民文化会館の自主文化事業参加者数	人	60,865	63,000	
文化・芸術に接する機会があった市民の割合	%	53.2	70.0	アンケートより
活動ボランティア団体数	人	5	7	
文化財啓発事業の参加者数	人	6,000	7,000	
地域の歴史や文化財について人に話すことができると答えた市民の割合	%	15.2	25.0	アンケートより

【関係課・室】 文化・スポーツ課、文化財保護課、公文書館
 【関連計画等】 守山市文化振興アクションプラン

2-1 地域福祉



【施策の方針】

すべての市民が人として尊厳をもち、住み慣れた家や地域社会の中で、年齢や障害の有無、家庭状況にかかわらず、いきいきと安心して暮らしていける地域づくりに取り組み、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことのできる「地域共生社会」の実現を図ります。

【現状と課題】

- 核家族化やひとり親世帯、単身世帯の増加といった家族形態の変化や、少子高齢化、非正規雇用労働者の増加、更には、地域との関りの希薄化など、本人や本人を取り巻く社会環境は大きく変化しています。そのことに伴い、暮らしの課題もより多様化・個別化しています。
- これまで、「まずは自分で」という自主性を基に、公的な制度の拡充や隣・近所、自治会での支え合い（共助）で対応してきましたが、多様化・個別化するニーズに対応しきれていなかったことや、「つながり」の希薄化により、課題を受け止められる環境が少なくなってきたのが現状です。一方、退職シニアや子育てママ、若者など社会との関りが弱くなることで、社会の一員として活躍する場を失った人も増加しています。
- 社会参加を促進し、誰もが社会の一員として活躍する仕組みをつくることで、個々人の課題を早期に発見し、制度等では対応できない課題に対して柔軟に解決を図る支え合い（共助）を再構築していきます。

◆主要施策

項目	施策名	施策の概要
地域福祉意識の醸成	地域福祉の意識啓発	○市民意識の向上と福祉教育の推進 ○人権意識の向上
地域共生社会の実現	世代や属性を超えた相談支援体制の整備	○身近に相談できる体制の整備 ○日常生活自立支援事業および成年後見制度の推進
	多様な者による社会福祉活動の支え合い	○様々な主体による、社会参加（居場所、就労等）の促進と暮らしの課題解決を図るプラットフォームづくりと活動拠点の確保の実施 ○子ども食堂、フードドライブの推進
地域福祉を支える基盤の整備	地域福祉を担う人材の確保・育成	○ボランティア活動へのきっかけづくり ○福祉活動を行う上での研修などの充実と地域ボランティアの育成。
	地域福祉を支えるネットワークの整備	○住民同士が支え合える関係づくりの推進 ○守山市社会福祉協議会、学区社会福祉協議会と連携した福祉の推進

<p>『「わ」で輝かせよう』への取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な住民同士が支え合う気運づくりに努めよう ・地域で助け合うボランティア活動を育成しよう ・食品ロスを減らして必要な人に食品を届けるフードドライブを推進しよう

◆5年後の目標(成果指標・活動指標)

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		令和元年度	令和7年度	
民生委員の数	人	158	166	
困った時に頼れる人が近所にいると答えた市民の割合	%	53.2	60.0	アンケートより

【関係課・室】 健康福祉政策課、地域包括支援センター、こどもの育ち連携推進室、こども家庭相談課
 【関連計画等】 守山市地域福祉計画（平成28年度～令和3年度）

2-2 障害者(児)福祉



【施策の方針】

障害の有無にかかわらず、ともに同じ地域の住民として認め合い、安心していきいきと暮らすことができるよう、生活支援や自立支援等の障害福祉サービスの充実はもとより、多様なニーズに対応できる相談支援体制の構築、社会参加の促進等を図り、共生社会の実現をめざします。

【現状と課題】

- 障害のある人の増加や重度の障害のある人の顕在化が進むなか、障害のある人の地域での生活を支援するため、様々な施策を行ってきました。今後とも、障害の有無に関係なく、誰もが住み慣れた地域社会の中でいきいきと暮らしていける地域社会づくりが必要です。
- 日中活動の場や住まいの場等の整備が求められるとともに、地域における見守りや支え合い、成年後見制度の利用促進等、幅広い受け皿づくりが必要です。
- 障害のある人の地域生活を支援するため、障害の種別に関わらない、障害に関する総合的な相談窓口の充実が必要です。
- 障害のある人がいきいきと暮らしていけるためにも就労支援は欠かせないことから、今後も湖南地域・働き暮らし応援センター等と連携して多様な就労支援・就労定着を図る必要があります。
- 障害のある人および心身の発達に遅れや偏りのある、またはその疑いのある人には、乳幼児期から就労期まで一貫した発達支援を行っています。今後、児童の将来に向けての自立や社会性の育成、青年・成人期の個々の課題に応じた支援を、保健・福祉・教育・医療・就労等の多分野の横断的な支援が必要です。

◆主要施策

項目	施策名	施策の概要
啓発・広報の充実	情報アクセス・コミュニケーション支援の推進	○障害福祉サービス等の情報提供の充実 ○手話通訳者の確保・養成
	交流・ふれあいの推進	○各種交流の場の確保 ○障害者への理解を深めるための福祉教育の推進
生活支援の充実	地域における生活支援の推進	○相談支援事業をはじめとした自立支援給付、地域生活支援事業の推進 ○日中活動の場や住まいの場等の整備促進
	権利擁護の推進	○成年後見制度の利用支援および啓発 ○日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の利用支援および啓発 ○障害者虐待防止法に基づく虐待防止体制の整備と啓発 ○障害者差別解消法に基づく啓発の実施・支援
雇用・就労、生きがいづくりの充実	障害者の社会参加の促進	○就労支援体制の充実 ○障害者総合支援法に基づく就労支援の推進 ○障害のある人の雇用に対する企業等の理解の促進 ○社会参加活動等の成果を発表する機会の充実
	文化・パラスポーツ・レクリエーション活動の充実	○障害のある人の居場所づくり（当事者会開催等） ○障害者スポーツ活動の充実 ○文化・スポーツ活動の充実
教育・育成の充実	発達障害児（者）に対する支援体制の充実	○発達支援センターを中心とした支援体制の充実 ○特別支援教育に対する地域の理解の促進
	保育・教育における支援体制の充実	○療育・言語指導などの早期発達支援体制の充実 ○発達相談・就学相談・通級指導などの特別支援教育の充実

『「わ」で輝かせよう』への取組み

- ・地域で障害のある人を支えよう
- ・地域の行事などに障害のある人が参加しやすい環境づくりに取組もう
- ・特別な教育的ニーズのある児童生徒を地域全体で支える仕組みをつくろう

◆5年後の目標(成果指標・活動指標)

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		令和元年度	令和7年度	
グループホームの数(市内)	箇所	9	12	
生活介護事業所の数(市内)	箇所	8	11	
未就園児の早期療育参加者数延べ人数 (のびのび教室、あゆっ子教室)	人	1,225	2,000	
障害の有無にかかわらず誰もが暮らしやすいまちと思う市民の割合	%	28.4	35.0	アンケートより

【関係課・室】 障害福祉課、発達支援課、学校教育課

【関連計画等】 もりやま障害福祉プラン2021(令和3年度～令和5年度)

2-3 高齢者福祉



【施策の方針】

高齢者が生涯にわたって、住み慣れた家庭や地域社会で安心していきいきと暮らし続けられるよう、健康増進や介護予防、生きがいづくりを支援するとともに、医療介護サービスの充実、医療と介護の連携による地域包括ケアシステムの推進を図ります。

【現状と課題】

- 本市の高齢化率は21.93%（R2年9月末）に達し、高齢化が進みつつあり、今後も高齢化率は上昇すると予想されます。
- 高齢者がいきいきと暮らしていくためには、多様な暮らし方に対応した生きがいづくりの場や交流の場、就労の機会など、高齢者が積極的に社会参加できる環境づくりが必要です。
- 高齢化が進むとともに、認知症高齢者が増加しているため、地域包括支援センターによる介護予防教室の開催や認知症の人や家族の支援等の取組と併せ、認知症高齢者の地域での見守りを充実させていくことが必要です。
- 相談件数の増加や困難事例への対応、高齢者の尊厳の保持等のため、地域包括支援センターの機能強化や関係各課との連携が必要です。
- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで送れるよう、多職種（医療・介護関係者等）間の連携支援や在宅療養の支援体制の強化を図ることが必要です。
- 今後の超高齢社会に対して、介護を必要とする高齢者や認知症高齢者等の増加が見込まれる中、健康寿命の延伸、医療介護サービスの確保等、団塊の世代が後期高齢者になる2025年、高齢者数がピークになる2040年を見据えた対応が求められています。
- 今後の高齢者の増加や現役世代の減少を踏まえると、高齢者自身も支えられるだけでなく、支える側としての役割への期待が高まっています。
- そのためには、高齢者の生きがいづくりの場や交流の場、就労の機会など、高齢者が積極的に社会参加できる環境づくりが必要です。
- たとえ介護や支援が必要になっても住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムを引き続き深化・推進します。

◆主要施策

項目	施策名	施策の概要
高齢者の生涯活躍の促進	高齢者の生きがいづくりとボランティアの推進	○高齢者の活躍の場の充実 ○老人クラブ活動の支援 ○高齢者の働く場の充実
介護予防と生活支援の充実	介護予防の効果的な取り組み	○一般介護予防の推進 ○総合事業の推進
	生活支援サービスの充実	○生活支援サービスの推進 ○高齢者福祉サービスの充実
地域ケアの推進	地域包括ケアシステムの推進	○地域包括支援センターの機能強化 ○認知症対策の充実 ○在宅医療と介護の連携の推進
高齢者の尊厳の保持	高齢者の尊厳保持	○高齢者虐待の防止に向けた取り組みの充実 ○権利擁護に関する取り組みの充実

『「わ」で輝かせよう』への取り組み

- ・高齢者の生きがいづくりと地域での居場所づくりを進めよう
- ・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりをしよう

◆5年後の目標(成果指標・活動指標)

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		令和元年度	令和7年度	
要介護認定率	%	16.7	18.0	
高齢者が暮らしやすいまちと思う市民の割合	%	32.9	50.0	アンケートより

【関係課・室】 長寿政策課、介護保険課、地域包括支援センター、すこやか生活課

【関連計画等】 守山いきいきプラン2021（令和3年度～令和5年度）

2-4 就学前教育・児童福祉



【施策の方針】

幼児期は、基本的な生活習慣や生きる力、思いやりの心、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期であり、次代を担う社会の宝である子どもが健やかに成長し、安心して生み育てられる環境の充実に取り組めます。

施策の実施にあたっては、「子どもの育ち連携」のもと、子どもにかかわる部局が横断的に連携し、各種施策を推進します。

【現状と課題】

- ・ 幼児期は人間形成の基礎を培う重要な時期であり、親をはじめ、自然、文化や地域の人々とのふれあいの機会を通して、豊かな心とたくましい体を培う必要があります。
- ・ 本市には、公立・私立の保育園や幼稚園等の幼児教育・保育施設があり、今後、それぞれの園での園児交流や小学生との計画的な交流を図る等、それぞれの連携を深めていく必要があります。
- ・ 今後も、幼児一人ひとりに応じた適切できめ細やかな幼児教育・保育を実現するために、計画的な人員配置や職員研修を行っていく必要があります。
- ・ 核家族化が進む中、子育てに不安を抱いたり、孤立してしまう家庭が増えることが懸念されています。そのため、子どもの育ち連携のもと、妊娠前から学齢期までの切れ目ない支援（守山版ネウボウ）を構築するとともに、子育て情報の共有や子育ての仲間づくりを行うなど、地域で子どもと子育て家庭を支え合える環境づくりが求められます。
- ・ 子どもの権利や利益が最大限尊重されるよう、子どもの権利に関する啓発や虐待防止に向けた取り組みが必要です。
- ・ 女性の社会進出やライフスタイルの多様化が進み、共働き世帯が増加する中、幼児教育・保育の無償化を受けて、年々保育ニーズは増加する傾向にあります。また、全国的な保育士不足も相まって、待機児童が発生している状況であり、保育の受け皿の拡充が必要です。
- ・ 待機児童の解消に向けて、保育の受け皿の確保をこれまで以上に推進するとともに、延長保育、休日保育や病児・病後児保育など多様な利用ニーズを踏まえた保育の提供に努めるとともに、保育士の確保を進め、保育の質を高めていくことが重要です。
- ・ また、放課後児童健全育成事業やファミリー・サポート・センター事業等についても、利用ニーズが増加している状況を踏まえ、今後も利用増への対応等を継続的に取り組んでいく必要があります。

◆主要施策

項目	施策名	施策の概要
豊かな心の育成	家庭教育の推進	○家庭の教育力の向上 ○家庭教育の充実に向けた啓発活動
	地域交流の促進	○地域とのふれあいや、地域活動への参加 ○保育園・幼稚園・認定こども園の未就園事業の充実
就学前教育の充実	教育環境づくり	○保育園・幼稚園・認定こども園と小学校等の連携による円滑な学びの接続 ○保育者等の研修参加の促進による資質向上
児童の健全育成	子育て環境づくり	○子育てを支えるネットワークの充実
	虐待防止に向けた取組み	○児童虐待の早期発見・早期対応の推進
	児童健全育成事業の推進	○放課後児童クラブ室の充実 ○児童館の充実
保育の充実	保育内容の充実	○保育ニーズに合わせた多様な保育事業の展開 ○幼児の発達に則した主体的・対話的で深い学びの実現
	保育施設の整備	○保育施設の拡充
子どもを生き育てやすい環境づくり	妊娠前から学齢期までの切れ目ない支援の推進	○守山版ネウボラの推進 ○妊娠期からのシームレスな親子教育の推進 ○効果的な子育て情報の発信 ○幼保小中の一貫した教育の推進

『「わ」で輝かせよう』への取組み

- ・地域住民と子どもたちとの交流により、自然体験や地域活動体験の機会を充実させよう
- ・未就園の親子を支える地域のボランティアに参加しよう
- ・子育ての悩みや不安を話し合える場づくりに地域で取組もう
- ・住民同士の子育て支援の取組みを進めよう

◆5年後の目標(成果指標・活動指標)

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		令和元年度	令和7年度	
未就園事業における年1回以上の保護者向け研修会の実施	%	36.4	100.0	
保育施設や相談の場など子育て環境が充実していると思う市民の割合	%	38.2	51.0	アンケートより
保育園(認定こども園を含む)の定員	人	2,303	2,662	私立保育園を含む
待機児童数	人	58	0	各年4月1日現在
安心して子どもを産み育てられるまちと思う市民の割合	%	49.4	51.0	アンケートより

【関係課・室】 こども政策課、保育幼稚園課、こども家庭相談課、こどもの育ち連携推進室、すこやか生活課、学校教育課

【関連計画等】 守山市子ども・子育て応援プラン2020(令和2年度～令和6年度)

2-5 健康づくり・保健予防



【施策の方針】

市民一人ひとりが生涯を通じて健康を保持・増進し、主体的に健康づくりが実行できるまちづくりを進めます。

心身とも健康で生きがいを持ち、健康寿命（日常的に介護を必要としないで自立した生活ができる生存期間）の延伸と生活の質の向上を目指します。

【現状と課題】

- 今日、ライフスタイルや食環境の変化などにより、高血圧症や糖尿病をはじめとする生活習慣病が増加しています。これらを予防するためには、若い頃から健康を増進し、疾病を予防する「一次予防」に重点を置いた健康づくり対策が重要です。
- 「一次予防」を進めるには、健康に対する正しい知識を学び、自分に合った健康づくりを実践することが必要です。市民の健康意識の向上を図り、主体的な健康づくりを進めることができる環境整備と支援が求められています。
- 死因の約 6 割を生活習慣病が占めており、疾病の早期発見・早期治療が必須であり、このためには、健診の受診率向上に努める必要があります。
- 母子保健については、妊娠・出産・子育てに対する不安や負担が増大しているため、安心して妊娠・出産・子育てが行えるよう妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を計画的に進める必要があります。
- 自殺対策として、こころの健康づくりやうつ病など精神疾患の正しい知識の普及啓発に努めており、より一層対策を強化するとともに、地域での見守りや相談体制の充実を図っていく必要があります。
- 心身ともに健康で快適な生活を過ごすためには、口腔機能の維持向上を図ることが必要であり、子どものむし歯の発生を抑制し、高齢者や障害のある人に対してもさらに取組みを進めていく必要があります。

◆主要施策

項目	施策名	施策の概要
健康の意識づくり	普及啓発	○広報やパンフレット、ICTの活用等による健康づくりへの意識啓発 ○健康推進員による啓発活動
健康づくりの推進	健康づくりの推進	○健康教育・健康相談の実施 ○学校や関係団体等との連携による健康づくりの推進
	食育の推進	○生涯を通じた食育の推進 ○食を営む力の向上
疾病の予防	疾病予防の推進	○健康診査やがん検診の実施 ○生活習慣病の発症予防や重症化予防のための取組み
母子保健の充実	母子保健事業の充実	○妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の実施 ○育児相談、育児教室の開催
歯科保健の充実	歯科保健の充実	○フッ化物洗口事業の実施 ○歯科保健教育の実施 ○在宅歯科保健の推進
精神保健の充実	精神保健の充実	○正しい知識の普及と社会的理解の促進 ○うつ病予防・自殺対策の推進

『「わ」で輝かせよう』への取組み

- ・自分の健康は自分で守る意識をもち、健康管理、健康づくりをしよう
- ・地域でのスポーツ活動を通じて、健康づくりと仲間づくりに取組もう
- ・食育を通じて、世代間交流や地域における交流機会を推進しよう
- ・近所で誘い合って健（検）診を受け、地域で健康の「輪」を広げよう
- ・うつ病や自殺の引き金になる孤立を防ぐため、精神保健に対する理解に努めよう

◆5年後の目標(成果指標・活動指標)

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		令和元年度	令和7年度	
成人肥満者の割合(男性)	%	27.4	15.0	成人肥満者 (BMI \geq 25.0) 特定健康診査実施結果 より
成人肥満者の割合(女性)	%	18.4	10.0	
メタボリックシンドロームの該当者および予備群の割合	%	29.8	24.3	
運動や食事など、健康に気をつけている市民の割合	%	70.9	90.0	アンケートより
麻しん・風しんの予防接種率	%	92.2	95.0	
特定健康診査の受診率	%	42.4	60.0	守山市国民健康保険特定健康診査等実施計画より
特定保健指導の受診率	%	45.1	60.0	守山市国民健康保険特定健康診査等実施計画より

【関係課・室】 すこやか生活課

【関連計画等】 第2次健康もりやま21(平成25年度～令和4年度)、守山市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)(平成27年度～令和5年度)、第2次守山市食育推進計画(平成28年度～令和4年度)、守山市生涯歯科保健計画(平成26年度～令和4年度)

2-6 医療



【施策の方針】

市民が地域で安心して適切な医療サービスが受けられるよう、総合的な医療体制の充実に努めます。

【現状と課題】

- ・ 少子高齢化の進展による医療・介護需要の増大、多様化に対応していくためには、それぞれの状態に合った良質な医療を効率的かつ効果的に提供する体制を構築する必要があります。
- ・ 特に、本市が属する湖南圏域は在宅医療等の需要が高いことから、多様な機能に対応できる医療提供体制の整備、在宅医療・介護体制の充実強化が必要です。
- ・ 本市の役割としては、広域的な課題と地域の課題が切れ目なく適切に対応されるよう、関係団体・機関・保健所などと連携し、推進する必要があります。

◆主要施策

項目	施策名	施策の概要
地域医療の充実	地域医療体制（病病診・在宅連携含む）の充実	○保健・医療・福祉の包括的なサービスの提供 ○医療機関相互の連携や広域的な医療の推進
救急医療の充実	救急医療体制の整備・充実	○休日・夜間などにおける市民病院をはじめとした広域での救急医療体制の充実

『「わ」で輝かせよう』への取組み

- ・かかりつけ医（ホームドクター）をもと
- ・患者・家族を中心に、病院と地域医療・福祉・介護の関係者などが連携を図り、地域医療を支援しよう

◆5年後の目標（成果指標・活動指標）

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		令和元年度	令和7年度	
自宅での死亡者割合（看取り等）	%	12.9	15.0	草津保健所事業年報より（守山市内分）
必要な時に安心して医療サービスを受けられている市民の割合	%	78.7	80.0	アンケートより

【関係課・室】 すこやか生活課、地域医療政策室、地域包括支援センター

【関連計画等】 守山市いきいきプラン 2021（令和3年度～令和5年度）

2-7 母子・父子福祉



【施策の方針】

精神的・経済的に多くの悩みを持ち、育児と仕事の両立が困難なひとり親家庭の生活安定と子育て支援の両面から施策を推進し、ひとり親家庭の自立と子どもの健やかな成長を支援します。

【現状と課題】

・近年、離婚の増加などにより、ひとり親家庭の数が増加しています。また、昨今の経済状況により、ひとり親家庭の就労や経済的支援に関する相談も増加しており、更なる生活の安定や自立に向けた支援が求められています。

◆主要施策

項目	施策名	施策の概要
相談・指導体制の強化	相談業務の充実	○ひとり親家庭相談の充実 ○家庭児童相談の充実
母子・父子家庭の生活安定	経済的支援	○児童扶養手当の支給 ○各種福祉資金の貸付および各種給付金の支給
	自立生活支援	○就労相談の充実 ○日常生活支援の充実

『「わ」で輝かせよう』への取組

・地域で母子・父子家庭を支えよう

◆5年後の目標(成果指標・活動指標)

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		令和元年度	令和7年度	
高等職業訓練促進給付金の受給者数	人	4	10	
自立支援教育訓練の受講者数	人	2	5	

【関係課・室】 こども家庭相談課、子育て応援室

【関連計画等】 守山市地域福祉計画（平成28年度～令和3年度）、守山市就労支援計画（平成29年度～令和3年度）

2-8 生活困窮者対策



【施策の方針】

生活に困窮する市民に対して問題解決のための制度や支援策等、適切な助言や各関係機関との連携を行い、早期に自立が図ることができる支援体制の強化に努めます。

【現状と課題】

- 生活に困っているが、どこに相談したらよいか分からない、また、自らの困りごと（課題）が何なのか分からないため、一歩を踏み出せずに現状にとどまっている方が地域にはおられます。また、「ひきこもり」についても、社会的な課題となっています。
- ご本人や家族だけでは解消できない課題も多く、それらの課題が複雑化・複合化しており、年齢層やその状況も多岐に渡ることから、一人ひとりに寄り添った支援が必要です。
- そのためには、属性や世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止める体制が必要であり、相談から自立した生活に向けて、切れ目ない支援を継続して実施していくことが大切です。制度ごとの縦割りの対応ではなく、多機関が連携・協働した、包括な支援体制の構築が必要です。
- 一方、最後のセーフティネットである生活保護について適正な実施に努めるとともに、就労をはじめとした自立支援を行う必要があります。また、コロナ禍の影響が広がる中、ますますその必要性が認識されているところです。このことから、相談員の適正配置、資質の向上をはじめ、各支援機関との連携強化等、受給者一人ひとりに合わせた寄り添った支援体制の構築が必要です。

◆主要施策

項目	施策名	施策の概要
相談・指導体制の強化	相談体制の充実と整備	○断らない相談支援 ○関係機関と連携した支援体制の充実
生活困窮者の生活安定	生活基盤の整備	○生活保護の実施 ○行旅病人・死亡人への対応
	自立生活の支援	○自立に向けた各種施策の活用 ○就労等社会参加の促進
ひきこもりに対する支援	相談体制の強化と継続的な支援	○ひきこもり支援コーディネーターによる伴走型支援 ○関係機関と連携した支援体制の充実

『「わ」で輝かせよう』への取組み

- ・生活に困窮した時は、まずは相談に出向こう
- ・地域でコミュニケーションをとったり、悩みを聞いたり相談できるような絆をつくろう

◆5年後の目標(成果指標・活動指標)

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		令和元年度	令和7年度	
就労可能者(相談者)のうち、就労者の割合	%	18.0	30.0	

【関係課・室】 健康福祉政策課

【関連計画等】 守山市地域福祉計画(平成28年度～令和3年度)

2-9 保険・年金



【施策の方針】

保険・年金制度は、国民すべての健康や安定した暮らしを支え合うための仕組みであり、その制度が将来にわたって継続し、安心して生活できるよう事業の適正な運営に努めます。

【現状と課題】

- 国民健康保険制度、介護保険制度、国民年金制度等は、国民の健康や安定した暮らしを支えるうえで重要な共助システムです。
- 国民健康保険制度の適正な運営のためには、保険税の収納率向上や適正受診に加え、健康意識の高揚や疾病の予防、早期の発見・治療、重症化予防に努める必要があります。
- 福祉医療費助成事業については、対象者の増加や医療費の上昇などにより、今後も福祉医療費の一層の増大が見込まれることから、福祉施策全般および医療制度との整合性を図りつつ、持続可能な制度運営を図る必要があります。
- 高齢者が増加傾向にある中、介護や支援が必要な状況になっても、人としての尊厳を保ちながら自分の望む暮らし方ができるよう、サービスの質の向上を図るとともに、必要なサービスが提供されるよう、介護給付の適正化を図る必要があります。
- 若年層を中心に国民年金制度の趣旨が十分に理解されず、未加入者や未納者が増加しつつあります。老後などの生活の安定と地域経済の基盤確保のため、年金制度の広報啓発に努める必要があります。

◆主要施策

項目	施策名	施策の概要
国民健康保険の推進	国民健康保険事業	○国民健康保険税の収納率の向上 ○医療費の適正化
福祉医療費助成の実施	福祉医療費助成事業	○乳幼児、障害者およびひとり親家庭などの保健の向上と福祉の増進 ○子育て世代への経済支援による少子化対策の実施
介護保険の推進	介護保険サービスの充実	○居宅サービスの充実 ○介護給付の適正化に向けた取組
	地域密着型施設の充実	○地域密着型サービスの充実
国民年金の推進	国民年金事業	○国民年金制度の広報啓発の実施 ○国民年金に関する相談の充実

『「わ」で輝かせよう』への取組み

- ・医療や介護の保険制度はお互いが助け合うための制度であることについて、一人ひとりの理解を深めよう
- ・保険料（税）を大切に使うためにも適正な受診を心がけよう
- ・地域ぐるみで健康づくりを推進しよう

◆5年後の目標(成果指標・活動指標)

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		令和元年度	令和7年度	
国民健康保険税の収納率	%	95.2	95.5	現年度分
介護保険料の収納率	%	99.5	99.5	現年度分
地域密着型サービス施設数	箇所	14	18	

【関係課・室】 国保年金課、介護保険課、地域包括支援センター、すこやか生活課

【関連計画等】 守山いきいきプラン 2021（令和3年度～令和5年度）、守山市国民健康保険データヘルス計画（令和3年度～令和5年度）

3-1 農水産業



【施策の方針】

多様な担い手を確保する中、農地の保全、集積集約を図り、地域資源を活用した農産物のブランド化および地産地消を推進します。

琵琶湖の水質改善や外来魚の駆除など漁業環境を守るとともに、地元水産物の振興等により、古来より食生活の一端を担ってきた琵琶湖の漁業の伝統を守ります。

【現状と課題】

- 本市の経営耕地面積は都市化の進展にともない、特に市街地での農地の減少が進んでいます。また、農家の高齢化や後継者不足により、農家数は減少傾向にあります。
- 今後、大規模化による農業の効率化や持続可能な農業経営の支援、個人経営や集落営農組織の法人化支援等に取り組む必要があります。
- 農業の基盤となる土地改良施設等は造成から40年以上が経過し、老朽化が進み改修の時期を迎えていることから、計画的・効果的・経済的な更新整備が必要となっています。
- 地産地消の推進や農産物のブランド化など、地元農産物の振興や農業の6次産業化を進めていくことが重要です。
- また、農業のもつ多面的機能の維持を図るため、地域ぐるみで農村の環境を守る活動に参加していくことが必要になってきています。
- 近年の琵琶湖の環境変化等に伴う漁獲量の低下や漁業従事者の高齢化など漁業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。
- 外来種の駆除等、水産資源の回復を図るほか、地元水産物の普及PRを行い、水産業の振興を図る必要があります。

◆主要施策

項目	施策名	施策の概要
農業農村の基盤整備	農業基盤・農村環境の整備	○土地改良施設の更新整備 ○農地、農道、農業用水路などの整備
	優良農地の保全・集約化	○農業振興地域整備計画に基づく農地の保全 ○農地の集積・集約化による農地の有効利用
農業経営の基盤強化	経営所得安定対策の推進	○経営所得安定対策の推進
	担い手農家の育成	○担い手の農業経営の支援 ○新規就農者の育成確保
	地域特産を活かした農産物の生産	○産地（ブランド）の形成 ○地産地消の推進
環境にやさしい農業の展開	環境負荷軽減の取組み	○環境こだわり農業の推進 ○農業濁水防止の取組みの推進
	農村環境の保全の取組み	○多面的機能支払交付金事業の推進 ○耕作放棄地等を活用した市民農園の推進
水産業の振興	水産資源の回復	○ゆりかご水田の推進 ○水産多面的機能発揮対策事業の推進
	地元水産物の振興	○漁港の維持・改良 ○琵琶湖産魚PR事業の実施

<p>『「わ」で輝かせよう』への取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日々の食生活にできるだけ多くの地元農産物を取り入れよう ・子どもの農業体験により、地域農業への誇りと食の大切さを実感する機会をつくろう ・誰もが地域の農村環境を守る活動に参加しよう ・琵琶湖の景観と生態系を守るため、市民みんなで琵琶湖の清掃活動に参加しよう ・守山の伝統食である琵琶湖の魚を食べよう
--

◆5年後の目標(成果指標・活動指標)

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		令和元年度	令和7年度	
認定農業者数	経営体	86	105	毎年5経営体×6年増加
大規模農家への農地の集積面積	ha	1,392	1,544	毎年40ha×6年増加
新規就農者数(直近5年間)	人	6	9	
地元の農産物を意識して買っているという市民の割合	%	32.9	45.0	アンケートより
小中学校給食における地産地消の割合(品目ベース)	%	守山産 10.1 県内産 33.7	守山産 15.0 県内産 35.0	※生鮮物資・主食
小中学校給食における地産地消の割合(重量ベース)	%	守山産 28.7 県内産 48.9	守山産 35.0 県内産 55.0	※生鮮物資・主食
ニゴロブナの漁獲高	kg	1,065	1,136	

【関係課・室】 農政課

【関連計画等】 守山市地域農業振興計画(令和3年度～令和7年度)

3-2 商工業



【施策の方針】

工業の振興を図ることで雇用や新たな産業が創出され、地域に活力を生み、持続的な経済の活性化や市民生活の安定を促進し、いきいきとしたまちづくりを進めます。

きめ細かな支援体制の構築やにぎわい創出により、各事業者の持続的な成長を促進し、魅力的な商品販売やきめ細かなサービスの提供をすることで、商業の活性化を図ります。

【現状と課題】

- 市内の工業は、生産額等が横ばいで推移しています。
- 市内既存工業団地等においてまとまった空閑地がほとんどないことから、今後、成長が期待される企業を誘致するためにも、また、市内既存企業の増設や移転にあたり市内留置を促すためにも、工業適地を確保していく必要があります。
- 企業の活性化を図るため、産官学連携の推進として、医福工農連携懇談会の開催や lot・ロボティクス新技術プラットフォームの運用により、商品開発や生産改善・品質改善等を推進していく必要があります。
- ものづくり産業の持続的な成長を図るためには、安定的な人材の確保、とりわけ専門的な技術者の確保が必要ですが、中小零細企業においては、技術者不足が慢性的な課題となっています。
- 商店街へのにぎわい創出を図るため、市内中心市街地の商店街では、夏まつりやもりやまいちが実施されており、若手経営者を中心にイベントを開催する機運が高まってきていることから、この機運を市内全域へ波及するため、継続した支援を行う必要があります。
- 本市では、中小企業を対象とした資金繰り支援制度を設けていますが、経済状況、事業者のニーズに合わせ、迅速に対応する必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症は収束時期の見透しがつきにくく、経済の先行きが不透明であること、また経営者の高齢化等による後継者不足等により、事業継続ができない事業者が増加することが見込まれます。
- 本市は、民営コワーキングスペースの設置や「起業」をキーワードとした民間の取組みが進む中、市を挙げた起業の機運醸成と体制の構築を行う必要があります。

◆主要施策

項目	施策名	施策の概要
工業基盤の整備	積極的な企業誘致の推進	○地域特性に応じた事業用地の確保 ○研究開発業等の積極的な企業誘致活動の推進
工業の高度化	企業の活性化対策	○企業訪問活動の実施 ○異業種（医福工農）連携の推進
	企業への支援活動	○市内企業のコンシェルジュ機能の強化 ○中小企業の経営安定化に向けた資金繰り支援
商業・サービス業の振興	経営相談・指導の充実	○経営相談・指導の実施 ○経営安定化に向けた伴走型支援の強化
	経営基盤の強化	○中小企業の経営安定化に向けた資金繰り支援 ○中小企業、小規模事業者の経営発達支援（人材確保）
商店街の活性化	商業空間の創出	○中心市街地の商業機能の充実 ○まちなかにぎわいイベントへの支援
	商業活性化	○集客力の高い空間の創出（空き店舗の活用・公共用地の活用） ○事業承継、第二創業の推進
起業・創業支援	起業・創業支援体制の強化	○起業の機運醸成 ○市内金融機関や民間支援機関等と連携した支援体制の構築

『「わ」で輝かせよう』への取組み

- ・市内の産業・工業を知り、応援しよう
- ・地域に根ざした活動を企業と地域の連携で行い、良い関係を築こう
- ・市内の商店・商店街で買物をしよう
- ・地域行事と商店街の連携により、地域コミュニティの推進につなげよう

◆5年後の目標(成果指標・活動指標)

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		令和元年度	令和7年度	
製造品出荷額(工業)	億円	2,702	3,023	守山市統計書より
事業所数(工業)	所	105	142	工業統計調査より
1事業所あたりの販売額(卸売業・小売業)	万円	23,100	26,680	守山市統計書より
商店数	店	553	632	
起業家が集まる拠点数	箇所	3	8	
主な買物先が守山市内の商店・商店街であるという市民の割合	%	51.2	65.0	アンケートより

【関係課・室】 商工観光課、地域振興課

【関連計画等】 第2期守山市まち・ひと・しごと創生総合戦略「守山市地方創生プラン」
(令和2年度～令和7年度)

3-3 観光



【施策の方針】

琵琶湖や河川の美しい水景や田園風景、ホテルなどの豊かな自然と史跡や伝統文化等の歴史的資源など、豊かな観光資源を活用し、観光客のニーズに対応した観光の振興を図ります。

【現状と課題】

- 中山道や日本遺産等の歴史文化資源や湖岸地域の自然環境、さらには、もりやまメロン等の地域資源等を効果的に情報発信する中、着地型観光ツアーの開発など、滞在時間の拡大、消費喚起など工夫を凝らした誘客促進を図る必要があります。
- 「ビワイチの発着地、守山」として自転車を活用した観光施策で国内外からの認知度を高め、地域経済への効果、民間投資促進につなげるため、きめ細かな事業を官民連携で推進する必要があります。
- 引き続き、本市への観光客の誘客促進、観光関連産業の振興を図るため、近隣市および滋賀県と連携した広域観光事業に参画し、大都市圏などでの観光PR事業に参加する必要があります。
- 守山市観光物産協会が市内企業等と連携をするなか、地域資源を活用した特産品の開発や既存商品のブラッシュアップ等への支援を通じ、市内特産品の紹介と認知度向上を図り、販売促進、誘客促進につなげていく必要があります。

◆主要施策

項目	施策名	施策の概要
観光資源の活用	魅力ある地域資源の活用	○自然等の地域資源の掘り起こしと活用 ○歴史・文化資源の掘り起こしと活用
	自転車を活用した観光振興	○自転車や湖岸資源を活用した琵琶湖岸地域の振興 ○市内消費、経済効果に繋がる施策の展開
観光客の誘客および受け入れ体制の充実	観光事業の推進	○観光物産協会事業への支援 ○観光資源の効果的な情報発信
	広域観光の推進	○近隣市と連携した着地型観光ツアーの推進 ○湖南地域観光振興協議会による事業の推進
観光サービス業の振興	観光物産の育成	○地域特産物を活用した特産品づくりへの支援 ○魅力ある特産品の効果的な情報発信

※着地型観光ツアー：観光客を受け入れる地域で作られる観光ツアーのこと。なお、従来の旅行会社が企画販売する観光ツアーは発地型観光ツアー。

『「わ」で輝かせよう』への取組み

- ・地域の観光資源の掘り起こしを通じて、地域コミュニティを育成しよう
- ・市民手づくりのマップや案内板など、温かみのある市民目線の観光展開をしよう
- ・観光ボランティアを増やし、みんなで守山の良さを伝えよう

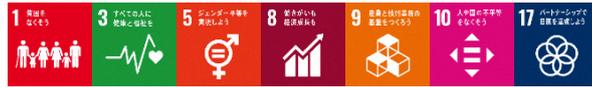
◆5年後の目標(成果指標・活動指標)

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		令和元年度	令和7年度	
観光客入込数	人	1,361,000	1,480,000	県観光入込客数統計調査より
歴史・自然・文化など地域の資源を生かした観光をしていると思う市民の割合	%	21.5	30.0	アンケートより

【関係課・室】 商工観光課、地域振興課

【関連計画等】 第2期守山市まち・ひと・しごと創生総合戦略「守山市地方創生プラン」
(令和2年度～令和7年度)

3-4 勤労者福祉・就労支援



【施策の方針】

すべての勤労者や求職者が、自らの能力を十分に発揮し、生きがいをもって安心して働くことができるよう、就労環境の整備や勤労者福祉の向上に努めます。

【現状と課題】

- 雇用情勢は長期にわたり着実に回復を続けてきたものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による景気の急激な悪化を受け、労働需要は落ち込み、就労困難者だけでなく、広く雇用情勢の悪化が見込まれます。
- ジョブプラザ守山等と連携を強化する中、就労に向けた取組み等を行うとともに、就労安定推進員によるきめ細かな相談等を推進し、就労機会を確保する必要があります。
- 今後、一層の進展が想定される高齢化への対応や、誰もが平等に就労機会が提供されることが必要となります。
- とりわけ、高齢者の就労経験を生かした就労の機会を提供する場であるシルバー人材センターを中心とした高齢者の雇用対策の検討が必要です。
- 中小企業の福利厚生や労働者の職場環境の維持向上に向けた施策として、守山野洲勤労者福祉サービスセンターへの補助や地区労働者福祉協議会への補助を実施しています。
- 入管法改正に伴う外国人労働者の増加について、外国人労働者と企業、地域との共生が課題となっています。

◆主要施策

項目	施策名	施策の概要
就労支援の推進	就労機会の確保への支援	○各種機関と連携した効率的な就労支援 ○同和地区住民の就労・雇用促進の支援 ○外国人の就労支援 ○高齢者の就労支援
	働き方改革・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発	○企業訪問や研修会による啓発
勤労者福祉の充実	勤労者福祉の充実	○中小企業勤労者福祉共済制度の加入促進 ○勤労者福祉団体への支援

『「わ」で輝かせよう』への取組み

- ・仕事と家庭・地域生活のバランスのとれた生活を心がけよう
- ・事業者は誰もが働きやすい就労の場づくりに努めよう

◆5年後の目標(成果指標・活動指標)

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		令和元年度	令和7年度	
ジョブプラザ守山利用者における就職者数	人	390	514	
シルバー人材センターの登録者数	人	698	718	
仕事と家庭・地域生活の調和が図られていると思う市民の割合	%	49.0	60.0	アンケートより

【関係課・室】 商工観光課

【関連計画等】 守山市就労支援計画（平成29年度～令和3年度）

3-5 危機管理



【施策の方針】

大規模な事故・事件、新たな感染症や武力攻撃事態等と危機事象が多様化する中、被害を軽減し市民の生命・身体・財産を守るために、総合的な危機管理体制の確立に向けた取組みを実施します。

【現状と課題】

- 近年、自然災害以外にも新たな感染性疾患の蔓延など予測できない危機事象が発生しており、また、国民保護法が想定する武力攻撃事態や緊急処理事態（大規模テロ）、原子力災害、爆破予告事案など、多種多様な危機事象への備えが必要です。
- このような、様々な危機事象に迅速に対応できるよう、国や県、関係機関との密接な連携や対応システムの運営を維持していくことが重要です。
- また、不測の事態に備え、様々な事案のマニュアル化や対策シミュレーションを実施していくことが必要です。
- 特に、全世界に影響を与え続けている新型コロナウイルス感染症については、国県等の他機関との連携による医療提供体制の確保等に継続して取り組むとともに、感染症予防・拡大防止に向けた周知啓発等に取り組む必要があります。

◆主要施策

項目	施策名	施策の概要
危機管理対策の推進	感染症予防・拡大防止対策	○感染症予防に向けた周知啓発および早期受診の支援 ○医師会との協働による施策対応の推進 ○他機関との連携による必要な病床および検査体制の確保
	武力攻撃事態等対策	○正確な情報の収集および共有化 ○県・消防・警察・学校・自治会等との連携による情報提供体制の整備充実
市役所における危機管理対策	危機管理意識の高揚	○危機管理マニュアルを定期的に全職員で点検・是正 ○不測の事態を想定した危機対策シミュレーションの実施
	危機発生時の予防および緊急対応	○正確な情報の収集および共有化 ○関係機関等との連携および情報の提供
	危機管理中枢機能の充実	○新庁舎に応じた業務継続計画(BCP)の見直しと必要な体制整備

<p>『「わ」で輝かせよう』への取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態発令時には、速やかに避難できる体制を整えよう ・感染症の拡大期には、不要な外出の回避、マスク・手洗い・うがいの励行等、感染症の蔓延を予防しよう

◆5年後の目標(成果指標・活動指標)

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		令和元年度	令和7年度	
危機管理のための訓練の実施	回	1	4	予防・緊急対応シミュレーション (各2回/年)

【関係課・室】 危機管理課、総務課、すこやか生活課

【関連計画等】 守山市危機管理計画、守山市新型インフルエンザ等対策行動計画、守山市国民保護計画、守山市地域防災計画

3-6 防災・消防・救急



【施策の方針】

災害を未然に防止し、災害から市民の生命・身体・財産を守るため総合的な防災体制を図り、市民の安全・安心の確保に努めます。

生涯にわたって安全・安心に暮らせるまちづくりを進めるため、複雑で多様化する様々な災害に迅速かつ的確に対応できる消防と救急の質の向上に努めます。

【現状と課題】

- 近年、日本各地で相次ぐ台風や豪雨など大規模な自然災害の発生により、防災に対する市民の関心が高まっており、今後も、行政・消防・自主防災組織等の関係機関が一体となって、防災体制や防災機能の強化を図るため、防災士の育成を支援するなどにより、市民とともに災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。
- 災害時における避難場所の確保や円滑な復旧のため、民間機関との間で災害時の応援協定の締結を進める等、災害時への備えに取り組んできました。
- 避難所等について感染症対策に配慮する必要が生じ、公共の避難所が不足することも懸念されることから、水害時における垂直避難や避難所以外への避難など、自助・共助の防災意識の向上を図り、公助との連携を図ることが必要です。
- また、防災設備や資材等についても、計画的な更新を行う等、適正な管理を行っていくことが必要です。
- 本市の常備消防については、湖南地域の4市間で湖南広域消防局を組織し、広域的な体制の中で消防設備や装備等の充実を図っています。
- 建物が高層化し、住宅の構造が複雑になるのに伴い、火災等の災害は多様化かつ大規模化する傾向にあり、これに対応できる消防力の強化が求められています。
- 非常備消防としては消防団が組織され、地域での消防活動、火災予防活動などを通じて地域住民の安全・安心な生活の確保に努めていますが、消防団員の確保が難しくなっており、地域の防災を担う人材の確保が必要になっています。
- 救急業務の要請は、年々増加傾向にありますが、今後も増大することが予想されるため、正しい救急車の利用について啓発し、迅速かつ的確に対応した救急活動が行えるよう、体制を強化していく必要があります。

◆主要施策

項目	施策名	施策の概要
防災体制の整備	防災組織の強化	○自主防災組織の育成強化 ○民間機関等との災害時における 応援協定の充実
	防災意識の普及・啓発	○防災研修会の実施 ○防災マップや個別マニュアルの 作成および普及啓発
	地震・水害対策	○タイムラインの見直しによる関 係機関との連携強化 ○継続した訓練実施による職員の 対応能力の維持・向上
防災機能の整備	防災機能の周知促進	○避難場所の確保および周知促進 ○消火栓・防災備蓄倉庫設置箇所等 の周知促進
	防災機能の整備	○防災資機材の整備 ○備蓄倉庫等の防災拠点整備
消防力の強化	防火意識の普及啓発	○火災予防に向けた巡回啓発の実施 ○防災教室・講習会の実施
	消防施設の整備	○自主防災組織に対する活動支援 ○消防団の充実強化
救急・救助体制の強化	応急手当知識の普及	○普通救命講習会の実施 ○AEDの普及啓発、受講者の促進
	救急業務の高度化	○救急医療機関との連携強化

『「わ」で輝かせよう』への取組み

- ・非常時の連絡網の整備や要援護者の把握など、ご近所の底力による防災活動を推進しよう
- ・防災研修会や防災教室などに積極的に参加するように呼びかけよう
- ・災害時の対応の仕方について、地域で定期的にチェックしよう
- ・地域ぐるみで消防意識を育もう
- ・普通救命講習会へ積極的に参加しよう

◆5年後の目標(成果指標・活動指標)

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		令和元年度	令和7年度	
総合防災訓練を実施した自治会数	自治会	35	45	
防災施設等整備補助金を活用した自治会数	自治会	46	60	
災害時の対応について家族や隣近所で話し合っている市民の割合	%	32.9	45.0	アンケートより
消防団員の充足率	%	99.0	100.0	
救急救命講習会の参加者数 (北署：市内)	人	535	600	
救急救命士数 (北署：市内)	人	17	20	
AED を操作できる市民の割合	%	43.6	50.0	アンケートより
防災士数	人	57	80	
火災件数(暦年)	件	10	9	
安全・安心メールおよび保護者向けメール配信システムの受信登録者数	人	28,816	53,000	多言語対応についても検討

【関係課・室】 危機管理課

【関連計画等】 守山市地域防災計画

3-7 交通安全・防犯



【施策の方針】

市民一人ひとりが交通ルールを守るとともに、正しい交通マナーを実践し習慣化することで、「交通死亡事故ゼロ」の守山をめざします。

「自分たちの地域は自分たちで守る」という市民一人ひとりの意識を高め、犯罪の防止に配慮した生活環境を整備し、市民と行政が一体となって安全で住み良い地域社会の実現をめざします。

【現状と課題】

- 本市の交通事故件数は減少傾向にありますが、高齢者による事故や自転車事故は依然として高い水準にあります。
- 地域からの要望を受けて警察と連携のもと、幼稚園や小学校、老人クラブ等、子どもから高齢者まで幅広く市民を対象に交通安全教室を実施してきました。今後も自治会等と連携し、市民との協働による市民の主体的な交通安全活動を積極的に支援していく必要があります。
- 関係機関と連携し、放置自転車対策や児童生徒の安全な通学環境づくり、交通安全施設の充実等に取り組んでいく必要があります。
- 本市では、守山警察署と「安全で安心なまちづくりネットワーク協定書」を締結しており、情報の共有を図るとともに、市民に適正に情報提供を行っています。
- 関係団体や地域等により各種防犯協議会が組織され、防犯活動や有害環境の浄化活動を展開しています。
- 近年、本市の刑法犯認知件数は、増減を繰り返しながらも減少傾向にありますが、依然として、自転車盗などの窃盗事件が多発しています。
- 特殊詐欺は、その手口が日々巧妙になってきており、その被害は後を絶ちません。
- 少子高齢化や核家族化、コミュニティ意識の希薄化などにともない、地域の犯罪防止機能の低下も懸念されており、今後一層、防犯意識を高め、防犯・地域安全体制の強化を進めていく必要があります。

◆主要施策

項目	施策名	施策の概要
交通安全意識の普及	交通安全思想の普及	○交通安全運動による広報啓発 ○交通事故情報の収集・提供
	交通安全教育の推進	○交通安全教室・研修の開催 ○地域交通安全学習への支援
安全な交通環境づくり	安全な交通環境の推進	○交通安全団体の支援等市民参画による交通環境づくりの推進 ○放置自転車・路上駐車対策の推進
	通学路安全対策	○学校・PTA等による通学路安全点検における危険個所の情報収集・共有 ○通学路における児童・生徒の安全対策の優先実施
	交通安全施設の整備	○交通安全施設の整備による道路の安全確保 ○危険箇所への信号機等の設置等規制要望
交通事故対策の推進	交通事故被害者の救済	○自転車保険等への加入促進
防犯活動の推進	防犯意識の普及啓発	○広報・回覧・ホームページ等による防犯意識の啓発 ○正確な情報の収集、共有および情報提供
	防犯体制の強化および施設の整備	○自主防犯組織等の防犯関係機関との連携の強化および育成・支援 ○防犯灯等の防犯施設の整備の充実
暴力団排除対策の推進	暴力団追放運動の推進	○暴力団追放関係機関との連携強化 ○関係機関との正確な情報の収集および共有
犯罪被害者等施策の推進	犯罪被害者等施策の推進	○県・警察および犯罪被害者支援団体等関係機関との連携強化 ○犯罪被害者への支援制度の周知

『「わ」で輝かせよう』への取組み

- ・自動車・自転車・歩行者それぞれが交通マナーを高めよう
- ・交通事故のない安全で安心なまちづくりに向けて、地域みんなで取組もう
- ・一人ひとりが防犯意識を高め、自分でできる防犯を考えよう
- ・隣近所の声かけと地域ぐるみの防犯パトロールに積極的に参加しよう

◆5年後の目標(成果指標・活動指標)

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		令和元年度	令和7年度	
交通事故の発生件数(暦年)	件	159	100	
交通ルールが守られていると思う市民の割合	%	33.6	60.0	アンケートより
犯罪認知件数(暦年)	件	361	300	
地域での犯罪抑止の取組みは十分だと思える市民の割合	%	40.7	50.0	アンケートより

【関係課・室】 危機管理課、市民協働課、国県事業対策課、道路河川課、学校教育課、保健給食課

【関連計画等】 第11次守山市交通安全計画(令和3年度～令和7年度)、
守山市地域公共交通網形成方針(令和2年度～令和6年度)

3-8 消費生活



【施策の方針】

市民が安心して消費生活を送れるよう、消費者対策を充実させるとともに、消費者意識の高いまちづくりをめざします。

【現状と課題】

- スマートフォンの普及により、インターネットを起因とするトラブルが増加しています。被害に遭わないためには、消費者自らが、未然防止に努める必要があります。
- 高齢者、障がい者、認知症により判断力が不十分な消費者が、悪質な訪問販売や架空請求などの被害に遭うことが全国的に深刻化しており、より効果的な見守り活動や啓発が必要です。
- トラブルが起こってしまった際には、迅速かつ適切に対応することができる相談体制が必要です。
- 子どものインターネット利用に関するトラブルが増加しており、学校での消費者教育について、教育委員会と連携して実施する必要があります。
- キャッシュレスの普及により、クレジットカードに関するトラブルが増えており、相談体制の充実が必要です。
- 多重債務に関する相談も多く寄せられており、関係機関や関係部局と連携して取り組む必要があります。

◆主要施策

項目	施策名	施策の概要
消費者の自立の支援	消費者意識の普及啓発	○出前講座・広報・ホームページ・有線放送等での啓発 ○消費生活に関係する団体の育成・活用および消費者教育の推進
消費者被害への対応	消費生活相談の充実	○消費生活相談、苦情処理の充実 ○消費生活に関する情報の収集、提供
	関係機関との連携強化	○くらしの安全ネットワークによる連携強化 ○消費者安全確保地域協議会の設立による見守り活動の強化

<p>『「わ」で輝かせよう』への取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的に消費者知識を習得し、賢い消費者になろう ・地域で声をかけ合い、悪質商法被害を防ごう

◆5年後の目標(成果指標・活動指標)

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		令和元年度	令和2年度	
消費生活相談の件数	件	795	750	
消費に関わる出前講座の開催数	回	8	15	
消費生活における問題の相談先や制度を知っている市民の割合	%	24.8	50.0	アンケートより

【関係課・室】 市民協働課
【関連計画等】

3-9 都市計画



【施策の方針】

市民が利便性を享受し住みやすさを実感できるとともに、賑わいと活力がある魅力的なまちづくりをめざします。

【現状と課題】

- ・ 少子高齢化社会を迎え社会経済情勢が変化する中で、良好な都市環境をつくるために計画される都市計画施設については、効果的・効率的な見直しを図る必要があります。
- ・ 本市では、都市計画マスタープランや立地適正化計画によるまちづくりを推進しており、適切かつ効果的・効率的な土地利用を図る必要があります。
- ・ 市民交流ゾーンは、湖南幹線の4車線化に伴い、一層の土地需要が予想されることから、虫食い開発を防止し、良好かつ計画的な土地利用を促し、本市の顔となる空間づくりを促す必要があります。
- ・ 市街化区域と市街化調整区域の発展のバランスに配慮しながら、地域コミュニティの維持・活性化に向けて、地域住民が主体となって合意をしながら、地域に相応しい良好な住環境の整備に向け、地区計画をはじめとする取組みを進めていく必要があります。
- ・ 良好な市街化の街並み形成を妨げている未利用地の活用を図るため、計画的に土地区画整理事業を展開し、秩序ある市街化に努める必要があります。
- ・ これまで、「守山市中心市街地活性化基本計画（第1期：平成21～26年度、第2期：平成27年度～令和2年度）」に基づき、JR守山駅周辺を中心としたエリアの活性化に取組み、整備した歴史文化まちづくり館「守山宿・町家“うの家”」や中心市街地活性化プラザ「あまが池プラザ」等の施設を利用した継続的なイベント等の取組みが次々と進んでおり、まちなかに新たなにぎわいが生まれています。
- ・ 今後においても、守山市の玄関口である守山駅周辺については、にぎわい創出や歩いて楽しいまちづくり、商店街活性化、駅前の渋滞対策等の取組みにより、エリア全体の魅力を高め、さらなる人の流れと活気を生み出す必要があるため、引き続き、地元自治会、地元住民、商店街、まちづくり会社、商工会議所等と連携し、施策を推進する必要があります。

◆主要施策

項目	施策名	施策の概要
秩序ある都市基盤の整備	都市計画基本方針の具現化に向けた取組み推進	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画基本方針に基づく適正な土地利用の推進 ○市民交流ゾーンにおける適切な土地利用の誘導 ○レインボーロード沿道への中小企業立地の誘導 ○地区計画制度による地域コミュニティの維持・活性化
	駅前周辺活性化	<ul style="list-style-type: none"> ○民間建替え事業等の促進 ○商店街の活性化支援 ○守山駅前西口広場の渋滞解消対策

<p>『「わ」で輝かせよう』への取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域でまちづくりリーダーを育成しよう ・地域の特色を生かした地域のまちづくりルールを作成しよう

◆5年後の目標(成果指標・活動指標)

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		令和元年度	令和7年度	
守山駅周辺地の福祉・文化・交流施設の利用者数	人	719,283	786,000	
人口集中地区(DID)人口	人	56,700	57,800	国勢調査人口からの推計値
市街化調整区域人口	人	17,893	17,893	市街化区域と市街化調整区域が混在する自治会の人口は除く

※人口集中地区(DID地区):統計データに基づいて一定の基準により都市的地域を定めたもの。国勢調査基本単位区等を基礎単位として、人口密度が4,000人/k㎡以上の基本単位区が隣接し、人口が5,000人以上を有する地域。

- 【関係課・室】 都市計画・地域交通課
 【関連計画等】 守山市都市計画マスタープラン(平成28年度～令和7年度)

3-10 都市景観



【施策の方針】

市民が誇りに思う比良・比叡の山並みや、三上山の眺望を確保しつつ、田園景観を保全し、ホタルが舞うみどり豊かな市街地景観や中山道守山宿等の歴史的・文化的な景観を守り、育て、つくり、守山らしい景観形成を推進します。

【現状と課題】

- 本市には、琵琶湖、野洲川、みどり豊かな田園地帯等の自然環境や、中山道守山宿等の歴史的・文化的資源があり、これらの豊かな自然景観と歴史文化の保全・活用のため、「守山市景観計画」に基づいた取組みを進めています。
- これまでに良好な景観形成への指導・誘導や景観アドバイザーの活用、電線類地中化事業等に取り組んできましたが、今後は、近隣自治体と連携した広域景観の形成についても検討していく必要があります。

◆主要施策

項目	施策名	施策の概要
良好な都市景観の形成	守山らしい景観を保全し創出する景観形成の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○適正な建築行為や開発行為をコントロールする中、良好な景観形成を整備 ○地域資源を生かした本市固有の景観の保全、創出の推進 ○景観形成に係る地域活動の支援、推進

『「わ」で輝かせよう』への取組み

- ・守山らしい美しい景観づくりに積極的に取組もう
- ・周囲と調和のとれた景観のあるまちづくりに取組もう

◆5年後の目標(成果指標・活動指標)

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		令和元年度	令和7年度	
守山市の街並みや自然の風景は調和がとれていると感じる市民の割合	%	52.6	60.0	アンケートより

【関係課・室】 都市計画・交通政策課

【関連計画等】 守山市都市計画マスタープラン（平成28年度～令和7年度）、守山市景観計画、守山市景観条例

3-11 住宅・宅地



【施策の方針】

自然と都市が共存する良好な住環境のもと、様々な生活スタイルをもつ市民の多様なニーズを満たし、住みたいと思える魅力的な住まい、住み続けたいと思える安全・安心で快適な住まいの実現に取り組めます。

今後増加していくことが予想される空き家や空き地について、適正に管理することが必要である一方で、空き家や空き地も地域の貴重な資源の一つとして、効果的に活用する取組みを推進する必要があります。

【現状と課題】

- 本市では、生活環境の充実や交通の利便性から、住宅地としての需要が高く、主に民間によって宅地開発や賃貸集合住宅の建設が進められてきました。
- 現在、7団地 340戸の市営住宅を管理していますが、近年、団地の老朽化が進んでいることから、財政事情等を十分に勘案する中、長寿命化計画の基づく計画的な修繕等を実施し、安全・安心な住環境の提供に努める必要があります。
- 本市では、人口の増加傾向が続き、当面は一定量の宅地開発や住宅建築が続いていくものと考えられます。今後、美しい住環境を形成するために、街並みに配慮した住宅デザインへの誘導や指導を民間事業者に対して行う必要があります。また、コミュニティの維持を含めた調和と均衡のある土地利用を進める必要があります。
- さらに、人口増に応じた住宅・宅地の整備の促進に努める必要があります。
- 現在は一定の墓地需要を満たしてはいますが、今後さらなる人口増や定住意識の高まりが予想されることから、需要の現状把握に努め、墓地の拡充や整備を検討していく必要があります。
- 墓地については、生活環境の変化や核家族化の進展等により、改葬や墓じまいに関する相談が増えています。これに対応するため、各墓地の管理状況の把握に努める必要があります。
- 空き家・空き地の管理は所有者の責務であり、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう適正に管理する必要があります。管理不全物件については、周辺環境の保全や安全管理の観点から、所有者に対し通知および指導を行っており、今後も、所有者個別の事情を十分に把握し、継続的な助言および指導を行うと共に、管理不全物件の発生を抑制するための予防策や利活用策等の支援制度の更なる検討を進める必要があります。
- 本市もやがて人口減少の局面に入り、空き家や空き地、空きスペースが増加し、その対策や活用について講じる必要性が高まっていくことが予想されます。その際には、空き家等は地域の重要な資源の一つとして、住宅供給、空き店舗の活用による産業の活性化、移住者による地域コミュニティの活性化等、様々な分野の地域課題を複合的に解決していく「リノベーションまちづくり」を推進します。

◆主要施策

項目	施策名	施策の概要
住宅の供給	市営住宅等の整備	○長寿命化計画に基づく市営住宅の改善事業の推進および建替え
宅地の供給	優良な宅地の整備	○宅地開発の適正指導
建築指導	建築計画等の市道	○安全な建築計画の指導の徹底 ○耐震診断・改修の実地支援
住居表示	住居表示の整備	○住居表示の整備の推進
墓地の整備	墓地環境の整備	○共同墓地整備事業への補助 ○墓地の管理状況の把握
空き家・空き地対策	リノベーションまちづくり（空き家の活用・対策等）	○空き家、空き地の適正管理に向けた助言および指導 ○空き家・空き地の活用に向けた官民連携の取組み

『「わ」で輝かせよう』への取組み

- ・耐震化など安心して住める家づくりに努めよう
- ・地域ぐるみで住環境の質の向上に取組もう

◆5年後の目標(成果指標・活動指標)

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		令和元年度	令和7年度	
公営住宅の供給戸数	戸	182	316	市・県営住宅、高齢者優良賃貸住宅の空き家募集による供給戸数（平成18年度からの累計）
耐震性のある住宅ストックの比率 （実績値は、5年ごとの住宅・土地統計調査から推計）	%	90.3	96.0	
墓地の数	箇所	48	48	

【関係課・室】 開発調整課、市民協働課、建築課、企画政策課

【関連計画等】 守山市都市計画マスタープラン（平成28年度～令和7年度）、守山市営住宅長寿命化計画（平成22年度～令和3年度）

3-12 河川



【施策の方針】

多くの河川が市内を巡り琵琶湖に注いでおり、これらの河川の治水・利水機能を高めて洪水や浸水の被害を防止するとともに、河川環境や生態系の保全を図りながら、安全かつ豊かで潤いのある河川づくりを推進します。

【現状と課題】

- 近年、局地的な集中豪雨による水害が全国的に多発していますが、本市においても、都市化が進む中で、農地の宅地化が進み、農地のもつ保水能力や遊水機能が低下し、集中豪雨による浸水などの被害が生じていることから、これらの被害を未然に防ぎ、居住環境の安全性を確保するため、河川の改修に努めています。
- 今後も、市街地またはその周辺での宅地化が進むことが予測されることから、生活排水はもとより降雨時に集中する雨水から市民の生命・財産を守るため、護岸整備等、河川整備を進める必要があります。また、都市部においては、自然環境に配慮した河川整備が必要となります。
- 雨水排除については、浸水被害を防ぐため、計画的な雨水幹線の整備や、既に整備されている施設の適切な維持管理が求められます。

◆主要施策

項目	施策名	施策の概要
河川の整備	河川の維持・整備	○河川の整備促進 ○良好な管理体制の維持・強化
	環境に配慮した河川づくりの推進	○多自然型川づくりの推進 ○市民と協働による河川愛護活動の実施
雨水排除	雨水幹線の整備	○勝部出庭排水区における雨水幹線整備 ○雨水幹線施設の維持管理

『「わ」で輝かせよう』への取組み

- ・ゴミを捨てない、川を汚さない自覚をもとう
- ・河川愛護の取組みに積極的に参加しよう

◆5年後の目標(成果指標・活動指標)

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		令和元年度	令和7年度	
雨水処理整備面積	ha	281.7	337.3	
大雨・台風による河川の氾濫、浸水など水害の心配がある市民の割合	%	42.9	40.0	アンケートより

【関係課・室】 道路河川課、土木管理課、国県事業対策課
【関連計画等】

3-13 上・下水道



【施策の方針】

市民の暮らしを支えるうえで必要不可欠な安心して利用できる安全な水を、安定的に供給できるよう努めます。

地域環境の保全、快適な生活環境の確保、公衆衛生の向上を実現するうえで非常に重要な下水道事業に引き続き取り組めます。

【現状と課題】

<上水道>

- 本市の上水道網は、南部幹線配水管網の事業が概ね完了し、安定的な水の供給体制が構築できています。
- 計画期間内は緩やかな人口の増加が見込まれますが、長期的には、人口減少や節水による有収水量の減少が見込まれるため、事業計画を拡張から長寿命化、ダウンサイジング等に見直すとともに、安定かつ健全な事業経営に向けた収益構造の改善が必要となっています。
- また、「管路耐震化改良計画」に基づき、安全、安心、安定した水の供給に向け、管路の耐震管への更新を計画的に進めるとともに、「水道施設電気機械設備更新計画」に基づき設備を更新する必要があります。
- 令和元年度の水道法改正により、これまで以上に施設の点検や適切な維持管理に取り組む必要があります。

<下水道>

- 本市の公共下水道事業の施設整備は概ね完了しており、長く安定的に使え続けられるよう、適切な維持管理に努めています。
- 今後も、安定した汚水処理ができるよう、施設の計画的な更新による長寿命化や耐震化を推進していく必要があります。
- また、農業集落排水処理施設の公共下水道への接続を計画的に進めるとともに、処理施設廃止後の跡地利用について、地域と一体となった活用方法を検討する必要があります。
- 独立採算の経営に向け、維持管理経費の更なる削減を進めるとともに、経費に見合った利用者負担の検討が必要となります。
- また「守山市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、施設の点検・調査および改築・更新を計画的に進める必要があります。

◆主要施策

項目	施策名	施策の概要
安定した上・下水道の運営	上・下水道施設の維持管理および計画的な更新	○水道施設の適切な維持管理と計画的な点検・調査の実施 ○水道施設・管路の耐震化の推進と、電気機械設備の計画的な更新 ○下水道施設の適切な維持管理と、ストックマネジメント計画に基づく、計画的な点検・調査、改築・修繕の実施
	経営の効率化	○将来の上下水道施設の更新を見据えた財源の確保 ○水洗化の促進

<p>『「わ」で輝かせよう』への取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活において節水に取り組もう ・非常時に備えた水対策や助け合いの意識をもとう ・油を流さない、洗剤を使いすぎないなど、環境に配慮した排水を心がけよう ・下水道整備が完了した地域では、水洗化を進めよう

◆5年後の目標(成果指標・活動指標)

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		令和元年度	令和7年度	
上水道の普及率	%	99.9	99.9	
水道管基幹管路の耐震化率	%	46.8	70.3	
下水道の普及率	%	99.9	99.9	
水洗化率	%	97.3	97.4	

【関係課・室】 経営総務課、施設工務課

【関連計画等】 守山市水道事業第5次拡張事業計画(平成13年度～令和5年度)、守山市水道ビジョン(平成23年度～令和3年度)、守山市水道事業経営計画(平成29年度～令和3年度)、守山市公共下水道事業計画(昭和48年度～令和3年度)、守山市公共下水道事業経営計画(平成29年度～令和3年度)

3-14 総合交通体系



【施策の方針】

子どもから高齢者まで誰もが利用しやすい交通手段が日常的に確保され、市民生活の質の向上につながるような総合交通体系の確立をめざします。

【現状と課題】

- 湖南地域は、近年、京阪神への通勤に便利な近郊都市として人口の流入が多く、人口増加にともない、電車、バス等の交通機関の利用者は年々増加しており、特に通勤・通学のラッシュ時には過密な状態が恒常化しています。
- 市民の身近な交通として、路線バスの利便性、安全性の向上を働きかけていくとともに、平成24年（2012年）には、既存の路線バスを補完する交通手段として、「モーリーカー」の運行を開始しました。また、路線バス利用促進対策として、レインボーロード（琵琶湖大橋取付道路）を運行するバス路線の主要箇所にはBTS（自転車駐輪場）を設置し、市内公共交通機関の充実を図ってきました。
- それぞれの路線の利用状況に応じたバスの充実・再編や、自動車からバスへの利用転換を進めるための施策が必要です。
- 幹線道路等の交通渋滞の解消を図るため、道路の新設・拡幅整備や交差点改良、バイパス道路の整備が必要です。今後も、守山市まちづくり市道整備計画を基本として、未整備路線の整備を進めていく必要があります。

◆主要施策

項目	施策名	施策の概要
公共交通の充実	持続可能な公共交通の構築	○既存公共交通を活かした利便性の向上 ○持続可能な地域公共交通づくり
	利便性の高い公共交通サービスの構築	○各種媒体を活用した行動の転換を促す積極的な情報提供 ○高齢者や子どもをはじめ誰もが安心して利用できる環境づくり
道路環境の充実	道路の整備・修繕	○計画的な道路の整備・修繕 ○安心・安全な道路空間の整備 ○自転車走行空間の利用促進
	道路の維持管理	○道路の維持管理および緑化推進 ○協働による管理の推進

『「わ」で輝かせよう』への取組み

- ・公共交通機関や自転車の利用、車の乗り合いなどで渋滞解消や環境への配慮に取り組もう
- ・車に頼らない生活に取り組んでみよう
- ・美しい道への取組みとして「近江の美知普請（みちぶしん）」の推進を図ろう

◆5年後の目標(成果指標・活動指標)

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		令和元年度	令和7年度	
都市計画道路の整備率	%	60.0	63.0	
もーりーカー利用件数 (1日乗車平均)	件	20.5	50.0	
市内の移動において徒歩・自転車・バス等で快適な移動ができる市民の割合	%	33.1	50.0	アンケートより

【関係課・室】 都市計画・交通政策課、道路河川課、土木管理課、国県事業対策課

【関連計画等】 守山市地域公共交通網形成方針（令和2年度～令和6年度）、守山市まちづくり市道整備計画（平成27年度～令和6年度）、守山市自転車活用推進計画（令和3年度～令和7年度）、守山市自転車道路網計画、守山市自転車利用促進計画

4-1 公園



【施策の方針】

市民が潤いと安らぎのある生活を送れるよう、また、安全かつ快適に生活ができるよう、計画的な公園づくりを進めます。

【現状と課題】

- ・地域の人々のふれあいの場として、身近なところに、子どもから高齢者まですべての年齢層が気軽に利用できる公園・広場等の整備を進めてきました。
- ・今後は、整備後の公園・広場等について、安全な遊び場として適切に維持管理していく必要があります。
- ・さらに、地震など災害の際、避難場所として活用できるよう考慮し、防災機能を備えていくことやユニバーサルデザインへの配慮、遊具の安全性が求められています。

◆主要施策

項目	施策名	施策の概要
公園の整備	都市公園の機能充実 魅力ある都市公園に向けた機能充実	○都市公園の機能充実 ○利用者ニーズに対応した市民運動公園再整備 ○びわこ地球市民の森の利活用促進
	身近な公園の整備の支援	○児童遊園・親と子の広場の整備支援
公園機能の充実・活用の推進	公園の維持管理	○公園の維持管理の充実 ○公園遊具の改修 ○児童遊園・親と子の広場の維持管理の支援 ○市民との協働による清掃・維持管理活動の充実
	公園機能の充実・活用	○健康器具やインクルーシブ遊具の配備 ○公園の活用による学習活動の推進 ○ユニバーサルデザインへの配慮

※インクルーシブ遊具：「年齢や身体能力に関係なく誰でも遊べること」をコンセプトにした遊具。

『「わ」で輝かせよう』への取組み

- ・市民・自治会・行政が連携して公園の清掃や維持管理活動に努めよう

◆5年後の目標(成果指標・活動指標)

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		令和元年度	令和7年度	
市民1人あたりの都市公園の面積	m ²	13.2	13.2	
公園や広場を快適で安心して活用できる市民の割合	%	57.3	60.0	アンケートより

【関係課・室】 土木管理課、都市計画・交通政策課

【関連計画等】 守山市緑の基本計画（令和2年度～令和6年度）

4-2 緑化



【施策の方針】

市民に潤いや憩いを与えることはもちろん、環境保全や景観形成、防災機能としても大変重要な緑化を進めます。

【現状と課題】

- 緑地は、市民に潤いや憩いを与えることはもとより、地球温暖化の原因でもある温室効果ガスの吸収源として、また、火災の延焼を防止する防災的な役割があるなど、緑化の推進は大変重要です。
- 本市では、緑のもりやまを創る会、守山市緑の少年団、びわこ地球市民の森のつどい実行委員会、自治会等が緑化活動を展開しており、みどりあふれるまちづくりを進めるため、行政と市民・事業者が一体となった緑化に取り組む必要があります。

◆主要施策

項目	施策名	施策の概要
緑地の保全・緑化の推進	緑地の保全・緑化の推進	○住民ニーズに即した都市公園の再編 ○公園管理・運営体制の拡充と都市公園の柔軟な活用 ○市民緑地認定制度の活用 ○公園の緑化推進 ○みどりのふるさとづくり事業の推進 ○緑地の維持管理 ○緑のパトロールの推進
	推進体制づくり	○敷地内緑化、緑地協定地区の拡充 ○関係機関への支援
	公共空間の緑化 民間施設・公共空間の緑化	○道路、河川敷の緑化推進 ○公園・街路の協働管理事業の推進

<p>『「わ」で輝かせよう』への取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭や地域で緑化を実践しよう ・地域の緑化を維持するボランティアに参加しよう
--

◆5年後の目標(成果指標・活動指標)

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		令和元年度	令和7年度	
市街地の緑地率	%	13.2	15.0	
守山市は草木など緑が多いと感じている市民の割合	%	75.2	80.0	アンケートより

【関係課・室】 都市計画・交通政策課、環境政策課、土木管理課、道路河川課
 【関連計画等】 守山市緑の基本計画（令和2年度～令和6年度）

4-3 水辺環境・自然環境



【施策の方針】

市民に潤いや快適さをもたらすとともに、個性あるまちづくりを進めるうえで重要な湖岸や河川、水路等の水辺環境を守り育てるため、自然を生かした親水空間づくりを進めます。

水とみどりが豊かな守山の恵まれた自然環境を保全・再生するとともに、自然に親しめる環境づくりを進め、人と自然が共生するまちづくりを進めます。

【現状と課題】

- ・市内を流れる多くの河川、琵琶湖および内湖等の水辺環境は、市民に潤いや快適さをもたらし、都市の魅力を生みだし、個性あるまちづくりを進めるための貴重な資源となっており、多くの市民や団体の参加のもと、湖岸や河川の清掃活動が行われています。一方で、現在、多くの市内河川はくみ上げた地下水や農業用水を水源にしているという現状もあります。
- ・琵琶湖や河川を通して流れ込むごみにより、赤野井湾での湖底ごみが顕在化し、ごみの除去や蓄積を防止する必要があります。
- ・県や市民、団体と連携し、琵琶湖や河川へのごみのポイ捨てを防止するための啓発や湖底ごみの除去活動等、環境保全活動に取り組んでいく必要があります。
- ・赤野井湾や木浜内湖は、地理的条件や流入負荷、水循環に必要な湖流を阻害する各種要件等により、琵琶湖でも水質悪化が懸念される場所であり、水草や外来生物（オオバナミズキンバイ等）の繁茂が課題です。
- ・今後も県や市民、団体と連携し、水草の繁茂抑制や外来生物（オオバナミズキンバイ等）への監視、駆除などの取り組みにより環境保全活動を推進します。
- ・市内河川の多くは、地下水や農業用水を水源にしており、親水性のある水辺環境づくりを図るため、地域と連携した水辺環境の維持と再生を図っていく必要があります。
- ・本市は、人口増加が進む活力あるまちであるとともに、美しい田園景観をはじめ、ハマヒルガオや近江妙蓮、ヨシ群落、野鳥や昆虫など動植物が生息できる豊かな環境にあります。
- ・ホテルの住みよい環境を図るため、市内全ての河川をほたる保護区域としており、今後も市民や団体等と連携し、ホテルの生息環境を守るための取り組みが必要です。
- ・ホテルが自生する川づくりや環境の保全活動に加え、団体と連携したホテルの養育研究等により、ホテルが飛び交う環境を未来につなげていくための環境づくりが求められます。
- ・人とホテルが共存していくため、経済活動等による市内の活性化とホテルの住みよい環境の保全が両立できるよう、地域の理解と協力を図っていく必要があります。
- ・市民や団体等と連携を図り、在来種の生息環境を守るとともに外来生物の繁殖を抑制し、生物多様性の保全を図る必要があります。
- ・交流拠点施設やほたるの森資料館等を中心に、学校と連携して、自治会や市民への環境学習を促進し、環境意識の向上を図るための取り組みが必要です。

◆主要施策

項目	施策名	施策の概要
水辺環境の保全	意識啓発・市民等による取組み促進	○新たな情報媒体を活用した発信力の強化 ○環境学習事業の推進による環境意識の醸成 ○市民や市民団体、事業者による取組みの促進
	水辺環境の整備・充実	○多自然河川工法での改修の実施 ○河川の水源地である地下水等の涵養 ○排水による環境悪化の防止
	赤野井湾、木浜内湖の環境改善	○湖底ごみの堆積防止に向けた取組み ○外来生物（オオバナミズキンバイ）等の対策
水辺空間の創出	親水性のある水辺空間の整備	○親水性のある河川整備の推進と水辺空間を活用したにぎわいづくり ○地域と連携した水辺環境づくりの推進
自然環境の保全	自然景観の保全	○自然景観の保全
	ほたるの飛び交う水辺環境づくりの徹底	○市民や団体等と連携したホタルの生息環境の保全 ○ほたるの森資料館を中心としたホタルの保護、育成 ○ホタルが飛び交う環境を次世代へ継承
	生物多様性の保全	○在来種の生育環境の保全と外来生物の繁殖抑制 ○近江妙蓮の積極的保護と地域資源、環境学習教材としての活用
自然環境の活用	環境学習都市の実現に向けた取組みの推進	○交流拠点施設やほたるの森資料館、美崎公園等を中心とした環境学習事業の推進 ○市民が共に学び、考え、行動するため、環境学習都市宣言の具現化の促進

『「わ」で輝かせよう』への取組み

- ・湖岸は「守山の大切な資源」という意識をもとう
- ・水辺の生き物を大切にし、共存できる自然環境を守ろう
- ・豊かな水をたたえる美しいまちをつくろう
- ・環境学習や環境保全活動に参加し、自然環境保全意識を高めよう
- ・ホタルが住み続けられる自然環境を保全しよう

◆5年後の目標(成果指標・活動指標)

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		令和元年度	令和7年度	
赤野井湾に流入する主要河川の汚濁負荷量 (BOD)	mg/ℓ	1.0	2.00 以下	環境基準 (河川) A 類型から準用
守山市の川や池などに親しみを感じている市民の割合	%	54.2	55.0	アンケートより
ホタルの飛翔数 (ピーク時)	頭	2,012	3,700	

【関係課・室】 環境政策課、土木管理課

【関連計画等】 守山市環境基本計画 (平成 28 年度～令和 7 年度)、守山市ほたる条例

4-4 地球環境保全



【施策の方針】

気候変動や生態系への影響など、人類・生物の生存基盤を揺るがしかねない地球規模の環境問題について、市民一人ひとりが考え、行動し、安心して住み続けられる「環境にやさしいまちづくり」に取組みます。

地球温暖化対策の国際的な枠組み「パリ協定」に基づき、令和32年（2050年）までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「脱炭素社会」の実現をめざします。

【現状と課題】

- 人口の増加や経済活動の拡大によるエネルギー需要の拡大は、地球温暖化など地球規模の環境問題を生じさせているため、限りある地域資源の有効活用、再利用の推進による積極的な再生可能エネルギーへの移行を促進することで、持続可能な脱炭素型社会づくりに加え、循環型社会を構築し、地域の活性化を進めていく必要があります。
- 地球温暖化に対する市民や事業者に向けた啓発活動を推進し、太陽光発電等の再生可能エネルギーを活用した設備の設置を促進するとともに、教育施設を中心とした公共施設に太陽光発電システムの設置をしています。
- 地球温暖化の原因である温室効果ガスは、家庭や事業所などあらゆる社会・経済活動から排出されており、滋賀県地球温暖化防止活動推進センターや小中学校と連携し、自治会や市民への環境学習の実施により、啓発や意識の向上を図っていく必要があります。
- 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地方公共団体実行計画として、地域の自然的社会条件に応じた温室効果ガスの排出抑制等を行うための施策を推進し、地球温暖化防止の取組みを市民、事業所、団体、行政が一丸となって進めていく必要があります。
- 市役所では第4次守山市地球温暖化対策実行計画において、削減数値目標（平成30年度の基準から5%減）を設定し、地球温暖化防止に取り組んでいます。今後とも、市が率先し、温暖化防止の取組みを積極的に進めていくことが求められます。

◆主要施策

項目	施策名	施策の概要
地球環境保全の取組み	意識啓発	○環境学習事業の推進による意識啓発 ○新たな情報媒体を活用した情報発信
	循環型社会の実現に向けた取組みの促進	○再生可能エネルギーの有効活用 ○市民・事業者、団体による取組みの推進
	守山版緑の産業革命の推進	○地域資源の有効活用・再利用の促進 ○高校生等と連携した地域の環境活動への取組みの推進
	市民と協働したCO2の排出削減への取組み	○自治会等への取組み支援 ○守山市地球温暖化対策実行計画の実践 ○展示等による環境情報の提供

『「わ」で輝かせよう』への取組み

- ・市民一人ひとりが節電、節水を意識することから、省エネルギーに取組もう
- ・エコカーや太陽エネルギーなどを積極的に利用しよう
- ・企業や家庭でノーマイカーデーの実施や自転車の利用を進めよう
- ・緑のカーテンを実践しよう

◆5年後の目標(成果指標・活動指標)

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		令和元年度	令和7年度	
太陽光発電システムの設置件数	件	3,843	5,000	
家庭や職場の地球温暖化対策実施率	%	48.3	70.0	アンケートより
小中学校給食における地産地消の割合(品目ベース)	%	守山産 10.1 県内産 33.7	守山産 15.0 県内産 35.0	※生鮮物資・主食
小中学校給食における地産地消の割合(重量ベース)	%	守山産 28.7 県内産 48.9	守山産 35.0 県内産 55.0	※生鮮物資・主食
循環型社会に対応した商品数	品	2 (大麦ストロー、琵琶湖パール)	10	

※給食における地産地消は食育や農業振興のみにとどまらず、食材運搬過程において燃料等の抑制につながり、脱炭素・循環型社会の実現に効果をもたらすと考えるため。

【関係課・室】 環境政策課、総務課

【関連計画等】 守山市環境基本計画(平成28年度～令和7年度)、第4次守山市地球温暖化対策実行計画(令和2年度～令和6年度)

4-5 廃棄物対策・リサイクル



【施策の方針】

美しい守山を次世代に継承するために、長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ資源化・処理の推進を図ります。

【現状と課題】

- 施設の老朽化が進んでいた環境センターは、施設を更新し、令和3年（2021年）10月に供用開始します。今後においては、更新後の施設の最先端技術を活用した効果的なごみ処理を推進していく必要があります。
- 人口の増加、自然災害の増加、利便性の追求による大量消費型社会を背景に、本市においてもごみの総排出量が年々増加傾向にあります。
- 新環境センターは、サーマルリサイクルを行うため、トレイ類として分別・収集してきた容器包装プラスチック類を今後は焼却ごみとして収集することから、新たな分別の普及を促進することが必要です。
- 本市では、環境フェアを生かした3Rの普及・啓発、生ごみ処理機購入費の助成等による生ごみの家庭内処理の推進、雑がみの回収等に取組んでいます。今後は、更なる資源循環を目指し、紙おむつのリサイクルなどを研究していく必要があります。
- 事業系ごみに対しては、一般廃棄物減量計画書の提出や訪問指導、展開検査等により分別の徹底や資源化の促進を働きかけていますが、より一層の徹底が必要です。
- 今後も、市民・事業者に対し、広報等を活用し、ごみの排出抑制であるリデュースに重点を置きつつ3Rの普及・啓発や食品ロスの削減を図ることが必要です。
- プラスチックは便利な素材であるため、我々の生活に浸透していますが、海洋プラスチックごみ問題や地球温暖化などの課題があり、プラスチックの過剰な使用を抑制することが必要です。
- 下水道の普及が進んでいますが、し尿の汲取り体制も維持する必要があります。し尿処理については湖南広域行政組合環境衛生センターにおいて適正に行っており、引き続きし尿の適正な処理を行っていくことが必要です。

◆主要施策

項目	施策名	施策の概要
ごみ処理の適正化	新環境施設の効果的な利活用	<ul style="list-style-type: none"> ○最先端の技術を導入した新環境施設における安全・安心で安定した稼働 ○ごみ焼却時の熱エネルギーを活用する「サーマルリサイクル」による資源エネルギーの有効活用と地球環境への貢献 ○見学通路におけるプロジェクションマッピングによる映像シアターの導入、パッカー車の実物大図の表示など充実した見学会の実施
	新たな分別方法に基づいたごみの適正排出および適正収集	<ul style="list-style-type: none"> ○出前講座や分別アプリ等による新たなごみの分別の定着 ○事業系ごみの適正処理の推進
ごみの発生抑制・再利用・再生利用の推進（3Rの推進）	3Rの普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○交流拠点施設を活用した環境学習の充実や広報等による3Rの普及と意識啓発 ○守山市ごみ・水環境問題市民会議と連携を図り、ごみの減量化運動を市民全体で実施
し尿処理等の適正処理	し尿処理施設の管理	○し尿の適正収集体制の確保

<p>『「わ」で輝かせよう』への取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各家庭でごみを減らす努力とごみの分別をしっかりと行おう ・マイバッグ・マイ箸・マイボトルの持参や生ごみの堆肥化、フードドライブの推進など、リデュース・リユース・リサイクルを実践しよう ・きれいな環境をみんなで保ち、捨てられない環境をつくろう

◆5年後の目標(成果指標・活動指標)

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		令和元年度	令和7年度	
1人1日あたりのごみ搬出量	g	791	750	
ごみの資源化率	%	24.5	23.5	令和12年度：25.3%
家庭や職場で、ごみを減らす取り組みをしている市民の割合	%	62.2	80.0	アンケートより

【関係課・室】 ごみ減量推進課、環境施設対策課、環境センター
 【関連計画等】 一般廃棄物処理基本計画（令和3年度～令和12年度）、
 守山市環境基本計画（平成28年度～令和7年度）

4-6 公害防止・生活環境



【施策の方針】

日常生活や事業活動から生じ、環境に悪影響をおよぼす排水や騒音、排気ガス等の発生を抑制し、より良い地域環境の保全に取り組めます。

美しい生活環境を将来にわたって守り続けるため、市民一人ひとりが身近な生活環境に目を向け、地域活動に参画することにより、住み心地の良いまちづくりを進めます。

【現状と課題】

- 地域環境の保全のため、環境調査や事業者等への指導を行っているほか、公害の未然防止を図る「公害防止協定」の締結等に取り組んでいます。
- 近年、市民の公害防止への意識が高まってきており、事業所による近隣住民への騒音対策等が求められています。
- 騒音や悪臭、生活雑排水等による河川の汚濁等、日常生活の中での発生する公害の防止も大きな課題です。
- 公害発生時だけでなく、日頃から関係部署等と連携するとともに、地域住民も含めた情報共有に努め、発生抑制に努めるとともに、発生時の被害拡大防止、早期解決に向けた取り組みを進める必要があります。
- 美しい地域の環境を守り育てるため、自治会や団体等による清掃活動などの美化活動が展開されています。こうした継続的で地道な活動により、美しい地域の環境が守られており、今後も引き続き積極的な支援が必要です。
- ごみの不法投棄については、これまでから実施している不法投棄監視パトロールに加えて、集積所における排出監視を強化する等によって、抑制を図り、住み良い環境の維持に努めます。

◆主要施策

項目	施策名	施策の概要
公害防止対策の推進	意識啓発、情報共有	○情報発信による公害防止への意識啓発 ○事業者、地域、行政による公害関連情報の共有
	公害発生源対策の推進	○環境調査や日常監視、改善指導の実施 ○公害防止協定の締結促進 ○公害による被害拡大防止のための連携
生活環境の保全	意識啓発	○情報発信や学習の機会提供等による意識啓発
生活環境の美化	環境衛生対策の強化	○ごみ集積場所、生活環境の衛生管理指導、市民協働による美化活動の促進
	不法投棄対策の強化	○不法投棄監視パトロール ○集積所における排出監視

『「わ」で輝かせよう』への取組み

- ・他人に迷惑をかけない意識と正しい知識をもとう
- ・地域で身近な公害の防止に向けた学習機会をもとう
- ・ごみ出し、路上喫煙、ポイ捨てなどのマナー意識を向上しよう
- ・ごみ拾いなど地域の美化活動に積極的に参加しよう

◆5年後の目標(成果指標・活動指標)

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		令和元年度	令和7年度	
公害防止協定を締結した企業数	社	67	80	
自治会・職場・団体等において清掃などの美化運動へ参加した市民の割合	%	62.2	80.0	アンケートより

【関係課・室】 環境政策課、ごみ減量推進課、市民協働課

【関連計画等】 守山市環境基本計画（平成28年度～令和7年度）

5-1 市民参加・まちづくり・コミュニティ



【施策の方針】

市民一人ひとりがもっている豊富な知識・経験・感性を市政やまちづくりに反映できるよう、市民参加を推進します。

市民が豊かさと生きがいを実感できる質の高い地域社会を築いていくため、市民と行政が共通の目標・目的のもと、郷土愛を育みながらともに知恵を出し合い、力を合わせてまちづくりに取り組めます。

まちづくりや市民活動の基本であるコミュニティ（地域社会）の質の向上を図り、地域住民と行政との協働による活力ある地域づくりをめざします。

【現状と課題】

- ・本市では、「活力ある住みやすさ日本一が実感できる守山」の実現にむけて市民参加と協働のまちづくりの推進を図っており、「市民懇談会」の開催等「守山市市民参加と協働のまちづくり条例」に定める市民参画方法の機会の充実に積極的に取り組みます。
- ・市民参加と協働のまちづくりのより一層の推進を図るため、「市民提案型まちづくり支援事業」による市民活動団体への助成等をはじめ、市民公益活動の推進に取り組みます。
- ・本市では、市民向けにまちへの関心を高める学びの場やファシリテーター養成講座を開催し、まちづくりに関わる機会の充実や満足感のある話し合いの体制づくりに取り組んでいます。
- ・地域社会が抱える課題が多様化・複雑化するなか、より良い地域社会の実現に向け、市民が主体・中心となってまちづくり活動を行う意識を高める取り組みを進めるとともに、公益的な事業に取り組む市民活動団体の運営や事業について、行政とともに支援できる専門性の高い人材の育成と中間支援を推進するための組織体制の確立が求められています。
- ・本市には、コミュニティの中核として71の自治会が組織されており、7つの学区と連携して安全で安心なまちづくり活動を展開されています。
- ・都市化、核家族化、高齢化や価値観の多様化が進む中で、地域における市民の共同意識や連帯感が薄れつつあり、一部の地域活動団体に衰退の兆しが見られる一方で、共通の課題意識をもつ人がボランティア団体やNPOを組織して、地域の枠組みを越えて協力し活動しています。
- ・今後においても、本市の強みである自治会組織を中心としたコミュニティ活動の継続が不可欠であり、自治会および学区に対する交付金の交付や協働の仕組みづくり、地域の絆を大切にする自発的で自主的なまちづくり活動に対する支援を行っていく必要があります。
- ・各学区に設置されている地区会館については、地域での行政の身近な窓口として、また、地域のまちづくり活動の拠点としての役割が果たせるよう、地域と連携を図る中、管理運営を行う必要があります。

◆主要施策

項目	施策名	施策の概要
市民参画の積極的な推進	市民参画の推進	○市民参画の機会の充実 ○ICTを活用した市民参画の推進
市民公益活動・協働の推進	市民公益活動・協働の推進	○市民提案型まちづくり支援事業の充実 ○市民活動団体等のネットワーク化の推進
多様なまちづくり活動の促進	まちづくりに関わるきっかけづくり	○まちへの関心を高める学びの場の充実
	話し合いから始まるまちづくりの推進	○ファシリテーターの養成 ○話し合いの場の充実
	中間支援組織をはじめとする多様なまちづくり活動を支援する体制づくり	○市民活動団体を側方支援できる人材の育成 ○中間支援団体の組織化と中間支援活動の推進
ユニバーサルデザインのまちづくり	ユニバーサルデザインの推進	○ユニバーサルデザインを踏まえた施設整備の推進 ○ユニバーサルデザインに配慮した情報提供の充実
コミュニティ活動の活性化	自治会および学区におけるまちづくり活動に対する支援	○自治会および学区運営に係る活動支援 ○地域の課題解決や特色を生かしたまちづくり活動への支援 ○開発指導等に伴う自治会加入の徹底
コミュニティ施設の整備	コミュニティ活動拠点の充実	○自治会集会所建設等に対する補助 ○地区会館および市民交流センターの管理運営

<p>『「わ」で輝かせよう』への取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民参画の機会を活用して市政への取組みに参加しよう ・積極的に地域におけるまちづくりの推進や各分野を支えるボランティア活動に参加しよう ・様々な活動を通じて、まちづくりに積極的に取組もう ・自治会同士や各種団体等の横のつながりを強化し、まちづくり活動に向けた情報や事例を共有しよう ・地域の主体的な取組により、地域の課題の解決や地域づくりを進めよう ・地域のまちづくりリーダーを発掘しよう
--

◆5年後の目標(成果指標・活動指標)

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		令和元年度	令和7年度	
市民活動団体の登録数	団体	340	370	
市民懇談会等の年間開催数	回	5	6	
市民ファシリテーター登録者数	人	28	40	
この1年、ボランティアやNPO等に参加したことがある市民の割合	%	9.4	15.0	アンケートより
まちづくり活動に積極的に参加したいと思う市民の割合	%	23.0	35.0	アンケートより
守山市をふるさとと感じている市民の割合	%	57.7	80.0	アンケートより
ユニバーサルデザインの取組みは重要だと思う市民の割合	%	71.6	75.0	アンケートより
自治会への加入率	%	90.8	95.0	
地域が主催する祭りやイベントへ参加した市民の割合(過去1年)	%	60.8	80.0	アンケートより

【関係課・室】 市民協働課、社会教育課

【関連計画等】 守山市市民参加と協働のまちづくり条例

5-2 広報・広聴・情報公開・情報通信



【施策の方針】

市民とともにまちづくりを進めるため、市民が必要とする情報や分かりやすい情報を提供することで、市が実施する事業に関心をもってもらえる広報・広聴活動を進めます。

市政情報の公開により、市民の知る権利を保障するとともに、市政の透明性を高め、市民の理解と協力のもと、信頼される開かれた市政を実現します。

地域における課題の解決や地域の活性化の手段として、I C T（情報通信技術）を活用し利用環境を高めることで安全・安心のまちづくりを進めます。

【現状と課題】

- 市政に関する情報は、毎月2回発行している広報もりやまをはじめ、市のホームページやFacebookやテレビなど、様々なメディアを活用し市民に広く提供しています。
- また市長への手紙やどこでも市長室等を実施し、市民の声を広く集め、施策への反映に努めています。
- 今後も、市民が行政の実施する事業に関心を持っていただくために、誰でも分かりやすい市政情報の広報に努めるとともに、若い世代や女性も参加しやすい広聴活動の検討等に取組む必要があります。
- 守山市情報公開条例および守山市個人情報保護条例により、情報公開および個人情報保護に取り組んでいます。今後とも、職員の意識啓発等を行うとともに、制度の正しい知識の広報周知等を通じ、情報公開および個人情報保護制度の適切な運用を図る必要があります。
- 公文書公開請求数は年々増加傾向にあり、市民の市政への関心が高まっています。市民の市政への参画を促進するため、さらなる文書管理の効率化を進め、正確で分かりやすい情報の提供に努めていく必要があります。
- 本市では、市のホームページの運営、図書の検索サービスの提供など、情報化推進に取り組んでいます。
- 行政手続きや市民サービス手法を見直し、I C T を活用した業務の効率化や迅速化、コストの縮減および職員の負担軽減を図りながら、市民サービスを向上させていくことが必要です。

◆主要施策

項目	施策名	施策の概要
広報の充実	広報活動の充実	○広報紙、ホームページ等を活用した広報活動の充実 ○様々なメディアを活用した広報活動の充実
広聴の充実	広聴活動の充実	○広聴機会の充実と市政への反映
情報公開の推進	情報の公開・活用	○情報公開制度の充実 ○個人情報の適切な管理・運営
	行政情報のオープン化	○広報、パンフレットによる説明の充実 ○オープンデータの活用検討
行政情報の保存、整理	文書管理の効率化	○公文書の整理および閲覧の充実
ICTを活用したまちづくり	情報システム基盤の整備	○安定的な通信機器の整備 ○共同調達の推進
	ICTリテラシー向上の推進	○学校における情報教育の充実 ○生涯学習における情報教育の充実
ICT活用の推進	ICTを活用した行政サービスの向上	○コンビニ交付およびクレジット収納の導入 ○行政手続きのICT化 ○オンライン申請の推進
	ICTによる業務効率化	○情報システムの共同利用の推進およびセキュリティ強化 ○例外なき完全ペーパーレス化 ○定型業務のRPA導入

※ICTリテラシー：ICTを正しく適切に利用、活用できる力のこと。

※RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）：主に定型業務において、AI（人工知能）等の技術を備えたソフトウェアのロボットが、代行・自動化する概念のこと。

『「わ」で輝かせよう』への取組み

- ・様々な広聴機会を活用し、市政へ参加しよう
- ・積極的に地域におけるまちづくりの推進や各分野を支えるボランティア活動に参加しよう
- ・様々な活動を通じて、まちづくりに積極的に取組もう
- ・情報公開制度を活用し、市政への関心を高め、協働のまちづくりを推進しよう
- ・インターネットなどの情報通信を活用しよう
- ・市民同士で情報通信技術・サービスを活用したまちづくりを進めよう

◆5年後の目標(成果指標・活動指標)

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		令和元年度	令和7年度	
守山市ホームページのアクセス件数	件	784,584	800,000	
広報やホームページの内容が分かりやすく充実していると思う市民の割合	%	26.9	40.0	アンケートより
会議のうち公開会議の開催件数	件	105	130	
守山市の情報公開制度の周知率	%	13.9	20.0	アンケートより
インターネット経由で行える申請等の数	件	16	50	
行政事務用ネットワークに接続した市の施設の数	箇所	27	28	
貸館等におけるインターネット予約対象公共施設の割合	%	0	100.0	
庁内会議等におけるペーパーレス化率	%	10.0	100.0	
共同利用するシステムの数	件	35	40	

【関係課・室】 情報政策課、秘書広報室、総務課、公文書館

【関連計画等】 守山市市民参加と協働のまちづくり条例

5-3 健全財政・行政運営



【施策の方針】

新たな行政需要に対応しつつ、長期的に安定した市民サービスを提供していくため、自立した健全な財政運営に取り組めます。

多様化・高度化する市民の行政需要に的確に伝えていくため、自立的で持続可能な行政の実現を視野に、行政経営力のより一層の向上をめざします。

【現状と課題】

- コロナ禍による予期しない対策費の支出や市税収入の減少等に対応しつつ、人口増加・少子高齢化の進展によるニーズの変化に伴う行政需要の増加への対応、現有基金を活用する中での老朽化した公共施設の改修等の対応を行っていく必要があります。
- 今後、限られた財源を有効に活用するなか、新たな行政需要に対応しつつ、長期的に安定した市民サービスを提供していくため、市税等の収入の安定的確保や事業の目的に応じた財源確保等、自立的で持続可能な財政運営に取り組み、健全な財政を維持していくことが必要です。
- 近年の頻発する大規模災害を踏まえ、安心・安全な自治体庁舎の重要性が再認識されている中、老朽化が著しい市役所現庁舎の建て替えに取り組み、令和5年度の暫定供用開始に向けて新庁舎『つなぐ、守の舎』を整備します。
- すべての市民が、「住みやすさ日本一」を実感できるまちづくりをめざし、市職員の資質向上に努めながら、市の事務事業を常に見直し、簡素で効率的な行政運営に努めています。
- 施策をより効果的・効率的に実現するため、行政改革、財政計画、人事管理等が常に緊密な連携のもとで機能することが必要であり、今後も市民の視点で計画の進行管理や成果の検証を行う必要があります。

◆主要施策

項目	施策名	施策の概要
持続可能な健全財政	自立的で持続可能な財政運営	○財政改革プログラムの遵守 ○「選択と集中」による予算の重点的・効果的な配分
	安定した財政基盤の確保	○納期内納付の徹底および滞納整理の強化 ○受益者負担の適正化および収入確保に向けた施策の実施
適正な行政運営の確立	効率的な行政運営の確立	○公共施設等の効率的な管理運営 ○新庁舎『つなぐ、守の舎』の整備 ○効率的な行政運営の仕組の再構築
	人材の活用	○適正な定員管理 ○市民参画による行政改革の推進

<p>『「わ」で輝かせよう』への取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政サービスにかかる市民の適正な負担について考えよう

◆5年後の目標(成果指標・活動指標)

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		令和元年度	令和7年度	
財政力指数(単年度)	—	0.874	1.00	財政力指数が1を超えることにより国の交付税上の支援から離れた自立的な行政運営が図れる
将来負担比率	%	— (△27.8)	78.3以下	
市税徴収率	%	96.5	96.5以上	

【関係課・室】 財政課、企画政策課、税務課、納税課、人事課、施設整備室

【関連計画等】 財政改革プログラム(平成28年度～令和3年度)、守山市行政経営方針(平成28年度～令和3年度)、第4次守山市定員適正化計画(平成28年度～令和3年度)、守山市公共施設等総合管理計画

5-4 政策形成・広域行政・地方創生



【施策の方針】

市民が守山というまちに愛着と誇りをもち、自分の「ふるさと」と感じられるようなまちづくりに向けた政策形成に努めます。

市民の生活圏が拡大する中、人口減少や少子高齢化等の様々な地域課題に対応するため、周辺自治体との協力により総合的なまちづくりを推進します。

少子高齢化に歯止めをかけ、人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長するまちとなれるよう、地方創生に取り組めます。

【現状と課題】

- 平成 17 年（2005 年）に市職員が目指す「理想の職員像」を具体化し、確実な意識づけを図るため、「市民への約束」を策定しました。すべての市職員がこの約束を遂行し、その実践に努めています。
- 地方分権が進展する中、住民に最も身近な基礎自治体にあっては、これまで以上に自己決定・自己責任による確かな行財政運営が求められており、市職員には、専門知識の習得とともに市民ニーズを的確に把握し、将来を見据えた政策を自らの力で企画・立案・実行する政策形成能力と業務遂行能力の向上に向けて、引き続き取り組む必要があります。
- また、財源不足のなか、国の動向を見極め、地方創生をはじめとする新制度・新交付金・新施策に的確に対応し、予算確保に努めることが必要です。
- 令和元年（2019 年）に本市の地方版総合戦略「守山市地方創生プラン（第 2 期守山市まち・ひと・しごと創生総合戦略）」を策定しました。第 1 期に引き続き、「起業・創業」、「企業誘致」、「自転車」を主要な施策として位置づけるとともに、第 2 期においては『起業家の集まるまちづくり』の実現を目指し、若者、子育て中の主婦、退職シニアなどが活動するための本市ならではの支援体制の整備をめざします。
- シティセールスの一環として、平成 27 年（2015 年）から「循環型ふるさと“農”税」として、「ふるさと守山応援寄付制度」を拡充し、ふるさと納税の主要な謝礼品を農産品、地域資源に関わるものとし、寄付金を農業振興等に活用するという、ふるさと納税が循環する仕組みを構築しました。
- 生活圏が拡大する中、市民の生活満足度の向上をめざすためには、市の区域を超えた広がりの中で、多様なニーズに対応した行政サービスを提供することが必要であり、これまで以上に高度な行政サービスをより効率的に提供することが求められています。
- 医療、福祉、市民生活、消防、防災、産業振興、観光、文化・スポーツ等の分野や道路等の交通インフラの整備、情報基盤の整備などにも広域で取り組む必要があります。

◆主要施策

項目	施策名	施策の概要
政策形成の充実	政策形成の充実	○広聴制度による市民ニーズの把握 ○政策形成制度の仕組みづくりや大学・民間企業等との政策連携
職員の意欲と能力開発	計画的な人材育成・研修等の推進	○幅広い人材確保 ○職場研修の実施や研修参加の奨励 ○適正な人事評価の実施 ○コンプライアンスの推進
	現場主義の推進	○働き方改革の推進 ○職員の意識改革
広域的な連携と協力	広域的な連携と協力	○近隣自治体との連携 ○広域的相互協力関係の確立

◆5年後の目標(成果指標・活動指標)

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		令和元年度	令和7年度	
守山市は住みやすいと思う市民の割合	%	74.9	80.0	アンケートより
今後も守山市に住み続けたいと思う市民の割合	%	70.7	80.0	アンケートより
守山市をふるさとと感じている市民の割合	%	57.7	80.0	アンケートより
守山市職員の対応について良いと思う市民の割合	%	34.7	50.0	アンケートより

【関係課・室】 企画政策課、人事課

【関連計画等】 守山市人材育成基本方針、守山市行政経営方針（平成28年度～令和3年度）、第2期守山市まち・ひと・しごと創生総合戦略「守山市地方創生プラン」（令和2年度～令和7年度）

5-5 愛着と誇り(シビックプライド)



【施策の方針】

次の50年先の守山を見据え、これまで守山市が築き上げてきた「自然環境」や「教育文化」等の「豊かさ」をさらに追及していくとともに、まちの基盤となる「人」が輝くまちづくりを進め、まちへの誇りや愛着といった「シビックプライド」を醸成する、『豊かな田園都市 守山』の実現をめざします。

【現状と課題】

- 「シビックプライド」とは、まちに対する市民の誇りを指す言葉です。「郷土愛」、「まち自慢」など、単に愛着を指す言葉と異なり、「このまちをよくするために自分自身が関わる」、「自分がこのまちの未来をつくる」という市民の自負心のことを言います。
- 守山市総合計画にかかる市民意識調査（アンケート）によると、「守山市をふるさとと感じている」市民の割合は、平成21年度（2009年度）の61.8%に対し、令和元年度（2019年度）は57.7%と減少していることに合わせて、「まちづくり活動に積極的に参加したい」と思う市民の割合は、平成21年度（2009年度）の29.3%に対し、令和元年度（2019年度）は23.0%と減少するなど、自治会への加入率の低下やまちづくりの担い手不足に影響が出てきており、今後、持続可能な地域に向けた対策を講じる必要があります。

◆主要施策

項目	施策名	施策の概要
愛着と誇り（シビックプライド）のあるまちづくり	愛着と誇り（シビックプライド）の醸成	○市民一人ひとりが主体性を持ってまちづくりに参加できるしくみ・環境づくり

◆5年後の目標（成果指標・活動指標）

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		令和元年度	令和7年度	
守山市は住みやすいと思う市民の割合	%	74.9	80.0	アンケートより
今後も守山市に住み続けたいと思う市民の割合	%	70.7	80.0	アンケートより
守山市をふるさとと感じている市民の割合	%	57.7	80.0	アンケートより
地域が主催する祭りやイベントへ参加した市民の割合（過去1年）	%	60.8	80.0	アンケートより
まちづくり活動に積極的に参加したいと思う市民の割合	%	23.0	35.0	アンケートより

【関係課・室】 企画政策課
 【関連計画等】

資料編

第5次守山市総合計画の体系図

市民憲章

将来の都市像

美しい水と緑のあふれる秩序
のあるまちづくり

伝統に学び文化の香りたい
まちづくり

人権をおもんじ信頼しあえる
まちづくり

働く喜びを大切にし産業の栄
えるまちづくり

若い力をいかし活気と希望に
みちたまちづくり

「わ」で輝かせよう
ふるさと守山

輪＝人のつながり・絆
和＝協力し合う関係
話＝対話・コミュニケーション
環＝環境・循環型社会

力強い未来の輝き
心の輝き、絆の輝き
街の輝き
ホテルの輝き
美しい水面の輝き
あふれるみどりの輝き

このまちに住みたい
住み続けたい
安らげる居場所

未来につなぐふるさとづくりストーリー

まちづくりの基本姿勢

市民参加と協働のまちづくり
～ 輪 ・ 和 ・ 話 ・ 環 の 視 点 ～

行政項目

市民参加・まちづくり・コミュニティ、広報・広聴・情報公開・情報通信、
愛着と誇り（シビックプライド）

基本方針

施策の大綱

行政項目

心が輝く
学びのふるさとづくり

- (1) 人権をおもんじ、信頼し合える風土づくり 人権・同和・平和、男女共同参画
- (2) 未来を担う人材の育成と生涯学習環境の充実 就学前教育、学校教育、社会教育・青少年育成、スポーツ
- (3) 市民の多彩な活動の環境づくり コミュニティ
- (4) 多文化共生のまちづくり 多文化共生・国際交流
- (5) 文化を伝え、育む風土づくり 文化財・文化・芸術

絆で輝く
安心のふるさとづくり

- (1) 支え合い、協力し合うまちづくり 地域福祉
- (2) 障害者が地域の中で自立して生活できるまちづくり 障害者(児)福祉
- (3) 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり 高齢者福祉
- (4) 安心して子どもを産み育てやすい環境づくり 児童福祉
- (5) 生涯を通じた健康づくり 健康づくり・保健予防
- (6) 医療体制の充実 医療
- (7) 社会保障の充実 母子・父子福祉、生活困窮者対策、保険・年金

まちが輝く
個性と安全のふるさとづくり

- (1) 魅力ある農業の振興 農業
- (2) 地域の特色を生かした水産業の振興 水産業
- (3) 賑わいと活力をつくる商業・工業の振興 商工業
- (4) 観光の振興 観光
- (5) 安心して働くための環境づくり 勤労者福祉・就労支援
- (6) 安全で住み良いまちづくり 危機管理、防災・消防・救急、交通安全・防犯、消費生活
- (7) 快適な都市基盤の整備 都市計画、都市景観、住宅・宅地、河川、上・下水道、総合交通体系、情報通信

水辺とみどりが
輝く潤いのふるさとづくり

- (1) 豊かな水環境と憩いの空間づくり 公園、緑化、水辺環境
- (2) 循環型社会の構築 地球環境保全、廃棄物対策・リサイクル、公害防止
- (3) 自然と調和したまちづくり 生活環境、自然環境

効果的・効率的な行財政運営

健全財政、行政運営、政策形成、地方創生

広域行政の推進

広域行政

5年後の目標（成果指標・活動指標）一覧

1 心が輝く学びのふるさとづくり

行政項目	指標名	単位	前期基本計画		中期基本計画		後期基本計画	
			現状値	目標値	現状値	目標値	現状値	目標値
			平成21年度	平成27年度	平成26年度	令和2年度	令和元年度	令和7年度
1-1 人権	自治会人権学習会の参加者数	人	5,379	6,300	5,478	6,300	5,309	6,390
	ここ数年で差別を受けたことがあると答えた市民の割合	%	6.4	3.0	5.3	3.0	4.3	3.0
	部落差別を許さない意識 ※5年に1回の調査	%	67.6	85.0	72.7	85.0	78.3	85.0
	人権講座の参加者数	人	405	600	705	750	758	800
	平和のよろこび展来場者	人	271	360	320	360	827	900
	ここ数年に平和の大切さを実感したことがある市民の割合	%	69.0	90.0	71.0	90.0	70.0	90.0
1-2 男女 共同 参画	各種審議会等における女性の登用率	%	30.5	35.0	34.7	40.0	36.4	40.0
	ここ数年で性別を理由に制約を受けたことがあると答えた市民の割合	%	4.9	2.5	3.5	2.5	8.0	2.5
1-3 学校 教育	学校施設の耐震化	%	67.1	86.6	90.0	100.0	—	—
	不登校児童生徒数	人	56	40	74	40	123	100
	全国学力調査「授業の内容がよくわかる」と答えた割合	人	76.0	80.0	76.0	80.0	78.8	80.0
	全国学力調査「自ら考え、自ら行動している」と答えた割合	人	—	—	—	—	77.5	80.0
	学校支援ボランティアの人材バンク登録者数	人	1,358	1,500	2,055	1,500	388	500
	デジタル教科書の導入割合	%	—	—	—	—	—	100.0
	小中学校給食における地産地消の割合（品目ベース）	%	—	—	—	—	守山産 10.1 県内産 33.7	守山産 15.0 県内産 35.0
	小中学校給食における地産地消の割合（重量ベース）	%	—	—	—	—	守山産 28.7 県内産 48.9	守山産 35.0 県内産 55.0

行政項目	指標名	単位	前期基本計画		中期基本計画		後期基本計画	
			現状値	目標値	現状値	目標値	現状値	目標値
			平成 21 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	令和 2 年度	令和元 年度	令和7 年度
1-4 社会 教育 ・ 青少年 育成	ふれあい出前講座の利用者数	人	4,102	5,200	1,704	2,000	3,628	3,800
	公民館学級・講座の開催数	回	136	150	139	150	142	150
	公民館利用人数	人	243,259	250,000	175,274	200,000	178,735	200,000
	図書館の市民一人あたりの貸し出し冊数	冊	7.25	8.8	7.7	9.2	11.9	16.0
	図書館の年間実利用者数 (市内在住者)	人	—	—	—	—	18,325	42,000
	生涯学習で学んだ事を地域活動などの場面で伝えたり教えたりしたことがある市民の割合	%	22.0	22.0	16.3	22.0	12.9	15.0
	子ども会ジュニアリーダー研修会の参加者数	人	43	70	41	50	47	50
	SOSホームの指定件数	件	678	700	645	700	634	650
1-5 スポ ーツ	この1年でルールを守っていない子どもに注意したことがある市民の割合	%	30.8	40.0	26.6	40.0	35.7	40.0
	大人の週1回以上のスポーツ実施率	%	49.2	50.0	43.0	50.0	59.9	65.0
	総合型地域スポーツクラブの設置数	数	3	7	7	7	7	7

行政項目	指標名	単位	前期基本計画		中期基本計画		後期基本計画	
			現状値	目標値	現状値	目標値	現状値	目標値
			平成 21 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	令和 2 年度	令和元 年度	令和7 年度
1-6 多文化 共生 ・ 国際 交流	多文化共生を支えるボランティア数	人	73	100	87	100	97	110
	ALT 講師の数	人	3	4	5	9	—	—
	英語が話せる学校支援ボランティア数	人	1	9	0	9	—	—
	国際交流促進事業への参加者数	人	1,731	2,000	1,338	2,000	439	1,000
1-7 文化財 ・ 文化 ・ 芸術	市民ホール(大ホール)の利用者数	人	116,068	140,000	144,027	150,000	135,597	150,000
	市美術展覧会入場者数	人	1,879	4,300	1,502	2,000	1,504	2,000
	市民文化会館の自主文化事業参加者数	人	23,678	28,000	31,829	32,000	60,865	63,000
	文化・芸術に接する機会があった市民の割合	%	45.1	52.0	41.7	70.0	53.2	70.0
	活動ボランティア団体数	団体	5	7	6	7	5	7
	文化財啓発事業の参加者数	人	3,000	3,500	4,868	5,000	6,000	7,000
	地域の歴史や文化財について人に話すことができると答えた市民の割合	%	14.4	33.0	15.2	33.0	15.2	25.0

2 絆で輝く安心のふるさとづくり

行政項目	指標名	単位	前期基本計画		中期基本計画		後期基本計画	
			現状値	目標値	現状値	目標値	現状値	目標値
			平成 21 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	令和 2 年度	令和元 年度	令和 7 年度
2-1 地域 福祉	民生委員の数	人	138	150	152	152	158	166
	困った時に頼れる人が近所にいると答えた市民の割合	%	56.6	70.0	57.8	70.0	53.2	60.0
2-2 障害者 (児) 福祉	グループホームの数(市内)	箇所	7	10	10	12	9	12
	生活介護事業所の数(市内)	箇所	-	-	-	-	8	11
	未就園児の早期療育参加者数 (のびのび教室、あゆっ子教室)	人	30	50	61	65	-	-
	未就園児の早期療育参加者数延べ人数 (のびのび教室、あゆっ子教室)	人	-	-	-	-	1,225	2,000
	障害の有無にかかわらず誰もが暮らしやすいまちと思う市民の割合	%	28.8	50.0	34.4	50.0	28.4	35.0
2-3 高齢者 福祉	要介護認定率	%	16.1	16.1	17.1	18.7	16.7	18.0
	高齢者が暮らしやすいまちと思う市民の割合	%	31.3	50.0	35.9	50.0	32.9	50.0
2-4 就学前 教育 ・ 児童 福祉	3年制保育を実施している幼稚園	箇所	1	13	13	13	-	-
	未就園事業における年1回以上の保護者向け研修会の実施	%	-	-	-	-	36.4	100.0
	保育施設や相談の場など子育て環境が充実していると思う市民の割合	%	28.3	51.0	33.8	51.0	38.2	51.0
	保育園(認定こども園を含む)の定員	人	1,575	1,700	1,720	1,860	2,303	2,662
	待機児童数(各年4月1日現在)	人	-	-	-	-	58	0
	安心して子ども産み育てられるまちと思う市民の割合	%	40.8	51.0	46.1	51.0	49.4	51.0

行政項目	指標名	単位	前期基本計画		中期基本計画		後期基本計画	
			現状値	目標値	現状値	目標値	現状値	目標値
			平成 21 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	令和 2 年度	令和元 年度	令和7 年度
2-5 健康 づくり ・ 保健 予防	成人肥満者の割合(男性)	%	24.6	15.0	25.0	15.0	27.4	15.0
	成人肥満者の割合(女性)	%	20.7	10.0	17.6	10.0	18.4	10.0
	メタボリックシンドロームの該当者および予備群の割合	%	-	-	27.0	24.3	29.8	24.3
	運動や食事など、健康に気をつけている市民の割合	%	73.7	90.0	75.2	90.0	70.9	90.0
	麻疹・風疹の予防接種率	%	93.6	95.0	96.3	95.0	92.2	95.0
	特定健康診査の受診率	%	34.9	65.0	39.4	60.0	42.4	60.0
	特定保健指導の受診率	%	15.0	45.0	31.3	60.0	45.1	60.0
2-6 医療	自宅での死亡者割合(看取り等)	%	16.1	20.0	16.5	20.0	12.9	15.0
	必要な時に安心して医療サービスを受けられている市民の割合	%	71.4	80.0	73.2	80.0	78.7	80.0
2-7 母子 ・父子 福祉	高等職業訓練促進給付金の受給者数	人	-	-	6	10	4	10
	自立支援教育訓練受講者数	人	0	10	0	5	2	5
	日常生活支援事業支援員の登録者数	人	17	35	35	40	-	-
2-8 困窮 者対 策	就労可能者のうち、未就労者の割合	%	32.0	10.0	43.0	10.0	-	-
	就労可能者(相談者)のうち、就労者の割合	%	-	-	-	-	18.0	30.0
2-9 保険・ 年金	国民健康保険税の収納率	%	91.5	92.5	93.9	94.0	95.2	95.5
	介護保険料の収納率	%	99.0	99.5	99.3	99.5	99.5	99.5
	地域密着型サービス施設数	箇所	-	-	-	-	14	18

3 まちが輝く個性と安全のふるさとづくり

行政項目	指標名	単位	前期基本計画		中期基本計画		後期基本計画	
			現状値	目標値	現状値	目標値	現状値	目標値
			平成 21 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	令和 2 年度	令和元 年度	令和7 年度
3-1 農水 産業	認定農業者数	経営体	95	125	95	105	86	105
	新規就農者数(直近5年間)	人	—	—	—	—	6	9
	大規模農家への農地の集積面積	ha	653	900	844	880	1,392	1,544
	地元の農産物を意識して買っているという市民の割合	%	41.4	65.0	42.2	65.0	32.9	45.0
	小中学校給食における地産地消の割合(品目ベース)	%	—	—	—	—	守山産 10.1 県内産 33.7	守山産 15.0 県内産 35.0
	小中学校給食における地産地消の割合(重量ベース)	%	—	—	—	—	守山産 28.7 県内産 48.9	守山産 35.0 県内産 55.0
	ニゴロブナの漁獲高	kg	1,120	1,450	2,185	3,870	1,065	1,136
3-2 商工業	製造品出荷額	億円	3,722	3,975	2,415	3,975	2,702	3,023
	事業所数	所	141	152	112	152	105	142
	1事業所あたりの販売額	万円	17,619	20,000	19,992	20,000	23,100	26,680
	商店数	店	687	750	499	750	553	632
	起業家が集まる拠点数	箇所	—	—	—	—	3	8
	主な買物先が守山市内の商店・商店街であるという市民の割合	%	58.3	70.0	56.7	70.0	51.2	65.0
3-3 観光	観光客入込数	人	805,600	1,250,000	1,165,900	1,250,000	1,361,000	1,480,000
	歴史・自然・文化など地域の資源を生かした観光をしていると思う市民の割合	%	12.6	30.0	15.0	30.0	21.5	30.0
3-4 勤労者 福祉・ 就労 支援	ジョブプラザ守山利用者における就職者数	人	725	700	531	700	390	514
	シルバー人材センターの登録者数	人	678	750	695	750	698	718
	仕事と家庭・地域生活の調和が図られていると思う市民の割合	%	41.4	70.0	41.7	70.0	49.0	60.0
3-5 危機管理	危機管理のための訓練の実施	回	2	4	2	4	1	4
3-6 防災・ 消防・ 救急	総合防災訓練を実施した自治会数	自治会	20	30	33	45	35	45
	防災施設等整備補助金を活用した自治会数	自治会	47	60	68	60	46	60
	食物アレルギー対応型非常用食料の備蓄数	食	5,500	27,500	27,500	27,500	—	—

3-6 防災・ 消防・ 救急	災害時の対応について家族 や隣近所で話し合っている市 民の割合	%	35.0	45.0	35.8	45.0	32.9	45.0
	消防団員の充足率	%	100.0	100.0	100.0	100.0	99.0	100.0
	消火栓の設置箇所数	箇所	2,294	2,400	2,375	2,475	—	—
	救急救命講習会の参加者数	人	1,396	1,600	1,804	1,600	535	600
	救命救急士数	人	67	90	83	90	17	20
	AED を操作できる市民の割合	%	24.8	30.0	31.6	40.0	43.6	50.0
	防災士数	人	—	—	—	—	57	80
	火災件数(暦年)	件	—	—	—	—	10	9
	安全・安心メールおよび保護者向け メール配信システムの受信登録者数	人	—	—	—	—	28,816	53,000
3-7 交通安 全 ・ 防犯	交通事故の発生件数(年間)	件	521	400	414	350	159	100
	交通ルールが守られていると 思う市民の割合	%	34.5	60.0	33.9	60.0	33.6	60.0
	犯罪認知件数	件	814	650	832	650	361	300
	地域での犯罪抑止の取組み は十分だと思う市民の割合	%	27.6	50.0	31.3	50.0	40.7	50.0
3-8 消費生 活	消費生活相談の件数	件	546	700	751	750	795	750
	消費に関わる出前講座開催 数	回	10	30	7	14	8	15
	消費生活における問題の相 談先や制度を知っている市民 の割合	%	33.7	50.0	33.7	50.0	24.8	50.0
3-9 都市計 画	市街地内の空地	ha	74	45	50	40	—	—
	中心市街地内の福祉・文化・ 交流施設の利用者数	人	147,256	163,000	234,068	507,000	719,283	786,000
	人口集中地区(DID)人口	人	—	—	—	—	56,700	57,800
	市街化調整区域人口	数	—	—	—	—	17,893	17,893

行政項目	指標名	単位	前期基本計画		中期基本計画		後期基本計画	
			現状値	目標値	現状値	目標値	現状値	目標値
			平成 21 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	令和 2 年度	令和元 年度	令和7 年度
3-10 都市景 観	景観サポーターの登録者数	人	0	20	0	20	—	—
	守山市の街並みや自然の風景は調和がとれていると感じる市民の割合	%	29.0	60.0	35.0	60.0	52.6	60.0
3-11 住宅 ・ 宅地	公営住宅の供給戸数	戸	—	355	223	355	182	316
	耐震性のある住宅ストックの比率(実績値は、5年ごとの住宅・土地統計調査から推計)	%	85.5	94.4	85.5	94.4	90.3	96.0
	墓地の数	箇所	—	47	48	48	48	48
3-12 河川	雨水処理整備面積	ha	175	285	226	297.5	281.7	337.3
	大雨・台風による河川の氾濫、浸水など水害の心配がある市民の割合	%	23.1	19.1	36.9	19.1	42.9	40.0
3-13 上・下 水道	上水道の普及率	%	99.9	100	99.9	99.9	99.9	99.9
	水道管基幹管路の耐震化率	%	—	—	—	—	46.8	70.3
	下水道の普及率	%	99.8	99.9	99.8	99.9	99.9	99.9
	水洗化率	%	95.6	96.0	96.6	97.0	97.3	97.4
3-14 総合交 通体系	都市計画道路の整備率	%	43.7	45.9	45.9	60.0	60.0	63.0
	もーりーカー利用件数(1日乗車平均)	件	—	—	—	—	20.5	50.0
	市内の移動において徒歩・自転車・バス等で快適な移動ができる市民の割合	%	36.1	50.0	34.9	50.0	33.1	50.0

4 水辺とみどりが輝く潤いのふるさとづくり

行政項目	指標名	単位	前期基本計画		中期基本計画		後期基本計画	
			現状値	目標値	現状値	目標値	現状値	目標値
			平成 21 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	令和 2 年度	令和元 年度	令和 7 年度
4-1 公園	市民1人あたりの都市公園の面積	m ²	10.20	11.45	11.55	15.0	13.2	13.2
	公園や広場を快適で安心して活用できる市民の割合	%	40.0	50.0	58.0	60.0	57.3	60.0
4-2 緑化	市街地の緑地率	%	14.0	14.5	12.7	15.0	13.2	15.0
	守山市は草木など緑が多いと感じている市民の割合	%	58.4	70.0	62.3	70.0	75.2	80.0
4-3 水辺 環境 ・ 自然 環境	赤野井湾に流入する主要河川の汚濁負荷量(BOD)	mg/ℓ	1.1	1.0	1.9	2.00 以下	1.0	2.00 以下
	守山市の川や池などに親しみを感している市民の割合	%	44.7	50.0	50.7	55.0	54.2	55.0
	ホタルの飛翔数(ピーク時)	頭	3,692	4,000	3,474	4,500	2,012	3,700
4-4 地球 環境 保全	太陽光発電システムの設置件数	件	634	1,000	2,581	3,700	3,843	5,000
	家庭や職場の地球温暖化対策実施率	%	62.0	70.0	53.3	70.0	48.3	70.0
	小中学校給食における地産地消の割合(品目ベース)	%	—	—	—	—	守山産 10.1 県内産 33.7	守山産 15.0 県内産 35.0
	小中学校給食における地産地消の割合(重量ベース)	%	—	—	—	—	守山産 28.7 県内産 48.9	守山産 35.0 県内産 55.0
	循環型社会に対応した商品数	品	—	—	—	—	2	10
4-5 廃棄物 対策・リ サイクル	1人1日あたりのごみ搬出量	g	976	900	825	890	791	750
	ごみの資源化率	%	29.1	35.0	27.0	35.8	24.5	23.5
	家庭や職場で、ごみを減らす取り組みをしている市民の割合	%	74.2	80.0	69.3	80.0	62.2	80.0
4-6 公害 防止	公害防止協定を締結した企業数	社	51	89	59	70	67	80
	自治会・職場・団体等において、清掃などの美化運動へ参加した市民の割合	%	73.0	80.0	70.0	80.0	62.2	80.0

5 まちづくりの基本姿勢

行政項目	指標名	単位	前期基本計画		中期基本計画		後期基本計画	
			現状値	目標値	現状値	目標値	現状値	目標値
			平成 21 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	令和 2 年度	令和元 年度	令和7 年度
5-1 市民 参加 ・ まちづ くり ・ コミュ ニティ	パブリックコメントの実施率	%	100	100	100	100	—	—
	市民活動団体の登録数	団体	—	—	—	—	340	370
	市民懇談会等の年間開催数	回	—	—	—	—	5	6
	市民ファシリテーター登録者数	人	—	—	—	—	28	40
	公募を採用した審議会等の実施率	%	20.5	30.0	26.1	30.0	—	—
	この1年、ボランティアやNPO等に参加したことがある市民の割合	%	16.1	20.0	17.2	20.0	9.4	15.0
	まちづくり活動に積極的に参加したいと思う市民の割合	%	29.3	35.0	26.4	35.0	23.0	30.0
	守山市をふるさとと感じている市民の割合	%	61.8	80.0	74.4	80.0	57.7	80.0
	ユニバーサルデザインの取組みは重要だと思う市民の割合	%	49.6	65.0	51.6	70.0	71.6	75.0
	自治会への加入率	%	96.6	97.0	94.0	95.0	90.8	95.0
	地域が主催する祭りやイベントへ参加した市民の割合(過去1年)	%	61.9	80.0	62.7	80.0	60.8	80.0
5-2 広報・ 広聴・ 情報 公開・ 情報 通信	守山市ホームページのアクセス件数	件	413,562	420,000	582,704	700,000	784,584	800,000
	広報やホームページの内容が分かりやすく充実していると思う市民の割合	%	37.6	45.0	39.2	45.0	26.9	40.0
	会議のうち公開会議の開催件数	件	100	130	117	130	105	130
	守山市の情報公開制度の周知率	%	20.5	30.0	18.5	30.0	13.9	20.0
	インターネット経由で行える申請等の数	件	3	16	9	16	16	50
	行政事務用ネットワークに接続した市の施設の数	箇所	22	49	32	49	27	28
	貸館等におけるインターネット予約対象公共施設の割合	%	—	—	—	—	0	100.0
	庁内会議等におけるペーパーレス化率	%	—	—	—	—	10.0	100.0
5-3 健全 財政 ・ 行政 運営	財政力指数(単年度)	—	0.906	1.00	0.855	1.00	0.874	1.00
	将来負担比率	%	—	—	— (△27.4)	53.1 以下	— (△27.8)	78.3 以下
	市税徴収率	%	—	—	94.6	94.5 以上	96.5	96.5 以上
	新たに委託に出した業務の種類	種類	—	10	4	10	—	—

行政項目	指標名	単位	前期基本計画		中期基本計画		後期基本計画	
			現状値	目標値	現状値	目標値	現状値	目標値
			平成 21 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	令和 2 年度	令和元 年度	令和7 年度
5-4 政策 形成・ 広域 行政・ 地方 創生	守山市は住みやすいと思う市民の割合	%	72.0	80.0	74.4	80.0	74.9	80.0
	今後も守山市に住み続けたいと思う市民の割合	%	73.2	80.0	74.2	80.0	70.7	80.0
	守山市をふるさとと感じている市民の割合	%	61.8	80.0	64.7	80.0	57.7	80.0
	守山市職員の対応について良いと思う市民の割合	%	—	—	—	—	34.7	50.0
5-5 愛着と 誇り(シ ビック プライド)	守山市は住みやすいと思う市民の割合	%	72.0	80.0	74.4	80.0	74.9	80.0
	今後も守山市に住み続けたいと思う市民の割合	%	73.2	80.0	74.2	80.0	70.7	80.0
	守山市をふるさとと感じている市民の割合	%	61.8	80.0	64.7	80.0	57.7	80.0
	地域が主催する祭りやイベントへ参加した市民の割合(過去1年)	%	61.9	80.0	62.7	80.0	60.8	80.0
	まちづくり活動に積極的に参加したいと思う市民の割合	%	29.3	35.0	26.4	35.0	23.0	35.0

中期基本計画における成果指標・活動指標の達成状況(評価)について

行政項目	指標名	単位	中期基本計画			達成率	備考
			策定時	実績値	目標値		
			26年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	
1-1 人権	自治会人権学習会の参加者数	人	5,478	5,309	6,300	84.3%	引き続き、参加できる取組みを推進することが必要
	ここ数年で差別を受けたことがあると答えた市民の割合	%	5.3	4.3	3.0	69.8%	現状をしっかりと把握し、解消に向け取組みを推進することが必要
	部落差別を許さない意識 ※5年に1回の調査	%	72.7	78.3	85.0	92.1%	現状をしっかりと把握し、解消に向け取組みを推進することが必要
	人権講座の参加者数	人	705	758	600	126.3%	目標を達成しているが、参加しやすい環境整備を進めることが必要
	平和のよろこび展来場者	人	320	827	360	229.7%	目標を達成しているが、参加しやすい環境整備を進めることが必要
	ここ数年に平和の大切さを実感したことがある市民の割合	%	71.0	70.0	90.0	77.8%	戦後75年を迎えた今、平和の尊さを発信し、平和な社会を未来につなげる必要がある
1-2 男女共同参画	各種審議会等における女性の登用率	%	34.7	36.4	40.0	91.0%	女性の参画は様々な分野で進んでいるものの、十分とはいえない状況であり、一層推進することが必要
	ここ数年で性別を理由に制約を受けたことがあると答えた市民の割合	%	3.5	8.0	2.5	31.3%	依然として、固定的な性別枠割分担意識が残っており、解消に向けた取組が必要
1-3 学校教育	学校施設の耐震化	%	90.0	100.0	100.0	100.0%	優先的に進めたことから、目標を達成
	不登校児童・生徒数	人	74	123	100	81.3%	引き続き、早期解決に向け、児童生徒や保護者への相談支援が必要
	学校支援ボランティアの人材バンク登録者数	人	2,055	388	1,500	25.9%	登録に向け、取組み内容の改善が必要
	全国学力調査「授業の内容がよくわかる」と答えた割合	%	76.0	78.8	80.0	98.5%	引き続き、わかりやすい授業を目指し、取組みを推進することが必要
1-4 生涯学習・青少年育成	ふれあい出前講座の利用者数	人	1,704	3,628	2,000	181.4%	引き続き、講座内容等を工夫を加え、利用しやすい環境を務めることが必要
	公民館学級・講座の開催数	回	139	142	150	94.7%	講座内容等の工夫を進めることが必要
	公民館利用人数	人	175,274	178,735	200,000	89.4%	利用しやすい環境に取組むことが必要
	図書館の市民一人あたりの貸し出し冊数	冊	7.7	11.9	9.2	129.3%	読書日本一を目指し、取組みを進めることが必要
	生涯学習で学んだ事を地域活動などの場面で伝えたり教えたりしたことがある市民の割合	%	16.3	12.9	22.0	58.6%	目標数値の見直しを検討することが必要
	子ども会ジュニアリーダー研修会の参加者数	人	41	47	50	94.0%	引き続き、取組みを推進することが必要
	SOSホームの指定件数	件	645	634	700	90.6%	引き続き、取組みを推進することが必要
	この1年間でルールを守っていない子どもに注意したことがある市民の割合	%	26.6	35.7	40.0	89.3%	引き続き、取組みを推進することが必要
1-5 スポーツ	成人週1回以上のスポーツ実施率	%	43.0	59.9	50.0	119.8%	引き続き、取組みを推進することが必要
	総合型地域スポーツクラブの設置数	数	7	7	7	100.0%	引き続き、取組みを推進することが必要

行政項目	指標名	単位	中期基本計画			達成率	備考
			策定時	実績値	目標値		
			26年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	
1-6 多文化 共生・ 国際交 流	多文化共生を支えるボランティア数	人	87	97	100	97.0%	引き続き、取組みを推進することが必要
	ALT講師の数	人	5	9	9	100.0%	指標の見直しを行うことが必要
	英語が話せる学校支援ボランティア数	人	0	0	9	0.0%	指標の見直しを行うことが必要
	国際交流促進事業への参加者数	人	1,338	439	2,000	22.0%	目標数値の見直しを検討することが必要
1-7 文化 財・文 化・芸 術	市民ホール(大ホール)の利用者数	人	144,027	135,597	150,000	90.4%	引き続き、取組みを推進することが必要
	市美術展覧会入場者数	人	1,502	1,504	2,000	75.2%	引き続き、取組みを推進することが必要
	市民文化会館の自主文化事業参加者数	人	31,829	60,865	32,000	190.2%	引き続き、取組みを推進することが必要
	文化・芸術に接する機会があった市民の割合	%	41.7	53.2	70.0	76.0%	引き続き、取組みを推進することが必要
	活動ボランティア団体数	団体	6	5	7	71.4%	引き続き、取組みを推進することが必要
	文化財啓発事業の参加者数	人	4,868	6,000	5,000	120.0%	引き続き、取組みを推進することが必要
	地域の歴史や文化財について、人に話すことができると答えた市民の割合	%	15.2	15.2	33.0	46.1%	目標数値の見直しを行い、取組みを推進すること
2-1 地域福 祉	民生委員の数	人	152	158	152	103.9%	引き続き、取組みを推進することが必要
	困った時に頼れる人が近所にいると答えた市民の割合	%	57.8	53.2	70.0	76.0%	目標数値の見直しを行い、取組みを推進すること
2-2 障害者 (児)福 祉	グループホーム・ケアホームの数(市内)	箇所	10	9	12	75.0%	引き続き、取組みを推進することが必要
	未就園児の早期療育参加者数(のびのび教室、あゆっ子教室)	人	61	35	65	53.8%	指標の見直しを行うことが必要
	障害の有無にかかわらず誰もが暮らしやすいまちと思う市民の割合	%	34.4	28.4	50.0	56.8%	目標数値の見直しを行い、取組みを推進すること
2-3 高齢者 福祉	要介護認定率	%	17.1	16.7	18.7	89.3%	引き続き、取組みを推進することが必要
	高齢者が暮らしやすいまちと思う市民の割合	%	35.9	32.9	50.0	65.8%	引き続き、取組みを推進することが必要
2-4 就学前 教育・ 児童福 祉	3年制保育の実施園	箇所	13	13	13	100.0%	指標の見直しを行うことが必要
	保育施設や相談の場など子育て環境が充実していると思う市民の割合	%	36.4	38.2	51.0	74.9%	引き続き、取組みを推進することが必要
	保育園(認定こども園、地域型保育を含む)の定員	人	1,720	2,303	1,860	123.8%	目標数値の見直しを行い、取組みを推進することが必要
	安心して子どもを生み育てられるまちと思う市民の割合	%	46.4	49.4	51.0	96.9%	引き続き、取組みを推進することが必要

行政項目	指標名	単位	中期基本計画			達成率	備考
			策定時	実績値	目標値		
			26年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	
2-5 健康づくり・保健予防	成人肥満者の割合(男性)	%	25.0	27.4	15.0	54.7%	健康づくりへの意識啓発、健康づくりに取り組むことが必要
	成人肥満者の割合(女性)	%	17.6	18.4	10.0	54.3%	健康づくりへの意識啓発、健康づくりに取り組むことが必要
	メタボリックシンドロームの該当者および予備群の割合	%	27.0	29.8	24.3	81.5%	健康づくりへの意識啓発、健康づくりに取り組むことが必要
	運動や食事など、健康に気をつけている市民の割合	%	75.2	70.9	90.0	78.8%	健康づくりへの意識啓発、健康づくりに取り組むことが必要
	麻疹・風疹の予防接種率	%	96.3	92.2	95.0	97.1%	引き続き、接種率の向上に取り組むことが必要
	特定健康診査の実施率	%	39.4	42.4	60.0	70.7%	引き続き、実施率の向上に取り組むことが必要
	特定保健指導の実施率	%	31.3	45.1	60.0	75.2%	引き続き、実施率の向上に取り組むことが必要
2-6 医療	自宅での死亡者割合	%	16.7	12.9	20.0	64.5%	引き続き、取組みを推進することが必要
	必要な時に安心して医療サービスを受けられている市民の割合	%	73.2	78.7	80.0	98.4%	引き続き、取組みを推進することが必要
2-7 母子・父子福祉	日常生活支援事業支援員の登録者数	人	35	43	40	107.5%	引き続き、取組みを推進することが必要
	自立支援教育訓練受講者数	人	0	2	5	40.0%	引き続き、取組みを推進することが必要
	高等職業訓練促進給付金の受給者数	人	6	4	10	40.0%	引き続き、取組みを推進することが必要
2-8 低所得者福祉	就労可能者のうち、未就労者の割合	%	43.0	7.9	10.0	79.0%	指標の見直しを行うことが必要
2-9 保険・年金	国民健康保険税の収納率	%	93.9	95.2	94.0	101.3%	引き続き、取組みを推進することが必要
	介護保険料の収納率(現年分)	%	99.3	99.5	99.5	100.0%	引き続き、取組みを推進することが必要
3-1 農水産業	認定農業者数	経営体	95	86	105	81.9%	引き続き、担い手農家の育成に取り組むことが必要
	大規模農家への農地の集積面積	ha	844	1,392	880	158.2%	引き続き、農地の集積を推進することが必要
	地元の農産物を意識して買っているという市民の割合	%	42.3	32.9	65.0	50.6%	引き続き、取組みを推進することが必要
	ニゴロブナの漁獲高	kg	2,185	1,065	3,870	27.5%	目標数値の見直しを行い、取組みを推進することが必要
3-2 商工業	製造品出荷額	億円	2,415	2,702	3,975	68.0%	引き続き、取組みを推進することが必要
	事業所数(工業)	所	112	105	152	69.1%	引き続き、取組みを推進することが必要
	1事業所あたりの販売額(商業)	万円	19,992	23,100	20,000	115.5%	目標数値の見直しを行い、取組みを推進することが必要
	商店数	店	499	553	750	73.7%	引き続き、取組みを推進することが必要
	主な買物先が守山市内の商店・商店街であるという市民の割合	%	53.5	51.2	70.0	73.1%	引き続き、取組みを推進することが必要

行政項目	指標名	単位	中期基本計画			達成率	備考
			策定時	実績値	目標値		
			26年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	
3-3 観光	観光客入込数	人	1,165,900	1,361,000	1,250,000	108.9%	引き続き、取組みを推進することが必要
	歴史・自然・文化など地域の資源を生かした観光をしていると思う市民の割合	%	14.8	21.5	30.0	71.7%	引き続き、取組みを推進することが必要
3-4 勤労者 福祉・ 就労支 援	ジョブプラザ守山利用者における就職者数	人	531	390	700	55.7%	引き続き、取組みを推進することが必要
	シルバー人材センターの登録者数	人	695	698	750	93.1%	引き続き、取組みを推進することが必要
	仕事と家庭・地域生活の調和が図られていると思う市民の割合	%	41.7	49.0	70.0	70.0%	引き続き、取組みを推進することが必要
3-5 危機管理	危機管理のための訓練の実施	回	2	1	4	25.0%	引き続き、取組みを推進することが必要
3-6 防災・ 消防・ 救急	総合防災訓練を実施した自治会数	自治会	33	35	45	77.8%	引き続き、取組みを推進することが必要
	防災施設等整備補助金を活用した自治会数	自治会	68	46	60	76.7%	引き続き、取組みを推進することが必要
	食物アレルギー対応型非常用食料の備蓄数	食	27,500	30,800	27,500	112.0%	一定の備蓄数を確保できたため、指標の見直しを行うことが必要
	災害時の対応について家族や隣近所で話し合っている市民の割合	%	35.8	32.9	45.0	73.1%	引き続き、取組みを推進することが必要
	消防団員の充足率	%	100.0	99.0	100.0	99.0%	引き続き、取組みを推進することが必要
	消火栓の設置箇所数	箇所	2,375	2,473	2,475	99.9%	指標の見直しを行うことが必要
	救急救命講習会の参加者数	人	1,804	535	1,600	33.4%	目標数値の見直しを行い、取組みを推進すること
	救命救急士数	人	83	17	90	18.9%	目標数値の見直しを行い、取組みを推進すること
3-7 交通安全・防 犯	AEDを操作できる市民の割合	%	31.6	43.6	40.0	109.0%	引き続き、取組みを推進することが必要
	交通事故発生状況(年間)	件	414	159	350	220.1%	引き続き、取組みを推進することが必要
	交通ルールが守られていると思う市民の割合	%	33.9	33.6	60.0	56.0%	引き続き、取組みを推進することが必要
	犯罪認知件数	件	832	361	650	180.1%	目標数値の見直しを行い、取組みを推進することが必要
3-8 消費生活	地域での犯罪抑止の取り組みは十分だと思う市民の割合	%	31.2	40.7	50.0	81.4%	引き続き、取組みを推進することが必要
	消費生活相談件数	件	751	795	750	106.0%	引き続き、取組みを推進することが必要
	消費に関わる出前講座開催数	回	7	8	14	57.1%	引き続き、取組みを推進することが必要
3-9 ユニ バーサ ルデザ イン	消費生活における問題の相談先や制度を知っている市民の割合	%	33.7	24.8	50.0	49.6%	引き続き、取組みを推進することが必要
	だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例の特定施設整備基準適合率	%	32.3	100.0	80.0	125.0%	引き続き、取組みを推進することが必要
	ユニバーサルデザインの取り組みは重要だと思う市民の割合	%	51.6	71.6	70.0	102.3%	引き続き、取組みを推進することが必要

行政項目	指標名	単位	中期基本計画			達成率	備考
			策定時	実績値	目標値		
			26年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	
3-10 都市計画	市街地内の空地	ha	50	18	40	45.0%	引き続き、取組みを推進することが必要
3-11 都市景観	景観サポーターの登録者数	人	0	0	20	0.0%	指標の見直しを行うことが必要
	守山市の街並みや自然の風景は調和がとれていると感じる市民の割合	%	37.7	52.6	60.0	87.7%	引き続き、取組みを推進することが必要
3-12 住宅・宅地	公営住宅の供給戸数	戸	223	182	355	51.3%	引き続き、取組みを推進することが必要
	耐震性のある住宅ストックの比率(実績値は、5年ごとの住宅・土地統計調査から推計)	%	85.5	90.3	94.4	95.7%	引き続き、取組みを推進することが必要
	墓地の箇所数	箇所	48	48	48	100.0%	引き続き、取組みを推進することが必要
3-13 河川	雨水処理整備面積	ha	226	281.7	297.5	94.7%	引き続き、取組みを推進することが必要
	大雨・台風による河川の氾濫、浸水など水害の心配がある市民の割合	%	36.9	42.9	19.1	44.5%	引き続き、取組みを推進することが必要
3-14 上・下水道	上水道の普及率	%	99.9	99.9	99.9	100.0%	引き続き、取組みを推進することが必要
	下水道の普及率	%	99.8	99.9	99.9	100.0%	引き続き、取組みを推進することが必要
	水洗化率	%	96.6	97.3	97.0	99.7%	引き続き、取組みを推進することが必要
3-15 総合交通体系	都市計画道路の整備率	%	45.9	60.0	60.0	100.0%	引き続き、取組みを推進することが必要
	市内の移動において徒歩・自転車・バス等で快適な移動ができる市民の割合	%	34.9	33.1	50.0	66.2%	引き続き、取組みを推進することが必要
3-16 中心市街地活性化	中心市街地内の福祉・文化・交流施設の利用者数	人	234,068	719,283	507,000	141.9%	引き続き、取組みを推進することが必要
	中心市街地内の歩行者・自転車通行量(平日)	人	7,051	14,726	16,200	90.9%	引き続き、取組みを推進することが必要
4-1 公園	市民1人あたりの都市公園の面積	m ²	11.55	13.20	15.00	88.0%	引き続き、取組みを推進することが必要
	公園や広場を快適で安心して活用する市民の割合	%	51.4	57.3	60.0	95.5%	引き続き、取組みを推進することが必要
4-2 緑化	市街地の緑地率	%	14.0	13.2	15.0	88.0%	引き続き、取組みを推進することが必要
	守山市は草木など緑が多いと感じている市民の割合	%	62.3	75.2	70.0	107.4%	目標数値を見直し、取組みを推進することが必要
4-3 水辺環境・自然環境	赤野井湾に流入する主要河川の汚濁負荷量(BOD)	mg/l	1.9	1.0	2.00以下	200.0%	引き続き、取組みを推進することが必要
	守山市の川や池などに親しみを感じている市民の割合	%	50.7	54.2	55.0	98.5%	引き続き、取組みを推進することが必要
	ホテルの飛翔数(ピーク時)	頭	3,474	2,012	4,500	44.7%	目標数値を見直し、取組みを推進することが必要

行政項目	指標名	単位	中期基本計画			達成率	備考
			策定時	実績値	目標値		
			26年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	
4-4 地球温暖化対策	太陽光発電システムの設置件数	件	2,581	3,843	3,700	103.9%	目標数値を見直し、取組みを推進することが必要
	家庭や職場の地球温暖化対策実施率	%	53.3	48.3	70.0	69.0%	引き続き、取組みを推進することが必要
4-5 廃棄物対策	1人1日あたりのごみ搬出量	g	825	791	890	112.5%	環境施設の更新に伴い、分別の見直しなど大幅にごみ処理体系が変更することから、市民や事業者に変更内容をしっかり説明し、理解を求めていくことが必要
	ごみの資源化率	%	27.0	24.5	35.8	68.4%	
	家庭や職場で、ごみを減らす取組みをしている市民の割合	%	69.3	62.2	80.0	77.8%	
4-6 公害防止	公害防止協定を締結した企業数	件	59	67	70	95.7%	引き続き、取組みを推進することが必要
	自治会・職場・団体等において、清掃などの美化運動へ参加した市民の割合	%	70.0	62.2	80.0	77.8%	引き続き、取組みを推進することが必要
5-1 市民参加・まちづくり・コミュニティ	パブリックコメントの実施率	%	100	100	100	100.0%	指標の見直しを行うことが必要
	公募を採用した審議会等の実施率	%	26.1	14.7	30.0	49.0%	指標の見直しを行うことが必要
	この1年、ボランティアやNPO等に参加したことがある市民の割合	%	17.2	9.4	20.0	47.0%	引き続き、取組みを推進することが必要
	まちづくり活動に積極的に参加したいと思う市民の割合	%	26.4	23.0	35.0	65.7%	引き続き、取組みを推進することが必要
	守山市をふるさとと感じている市民の割合	%	64.7	57.7	80.0	72.1%	引き続き、取組みを推進することが必要
	自治会への加入率	%	94.0	90.8	95.0	95.6%	引き続き、取組みを推進することが必要
	地域が主催する祭りやイベントへ参加した市民の割合(過去1年)	%	62.7	60.8	80.0	76.0%	引き続き、取組みを推進することが必要
5-2 広報・広聴・情報公開・情報通信	ホームページのアクセス件数	件	582,704	784,584	700,000	112.1%	指標の見直しを行い、魅力あるホームページの構築を進めること
	広報やホームページの内容が分かりやすく充実していると思う市民の割合	%	39.2	26.9	45.0	59.8%	引き続き、取組みを推進することが必要
	会議のうち公開会議の開催件数	件	117	105	130	80.8%	引き続き、取組みを推進することが必要
	守山市の情報公開制度の周知率	%	18.5	13.9	30.0	46.3%	引き続き、取組みを推進することが必要
	インターネット経由で行える申請等の件数	件	9	16	16	100.0%	引き続き、取組みを推進することが必要
	行政事務用ネットワークに接続した市の施設の数	箇所	32	27	49	55.1%	引き続き、取組みを推進することが必要
	システムの共同利用によるコスト削減率	%	-	60.0	30.0	200.0%	指標の見直しを行うことが必要
5-3 健全財政・行政運営	財政力指数(単年度)	-	0.855	0.874	1.00	87.4%	引き続き、取組みを推進することが必要
	将来負担比率	%	-	(△27.8)	53.1%以下	100.0%	引き続き、取組みを推進することが必要
	市税徴収率	%	94.6	96.5	94.5%以上	102.1%	引き続き、取組みを推進することが必要
	新たに委託に出した業務の種類	種類	4	12	10	120.0%	指標の見直しを行うことが必要

行政項目	指標名	単位	中期基本計画			達成率	備考
			策定時	実績値	目標値		
			26年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	
5-4 政策形成・広域行政	守山市は住みやすいと思う市民の割合	%	74.4	74.9	80.0	93.6%	アンケート調査では、比較的、住居期間が短く、年齢が低い回答者が多かったことから、いずれの数値も前回より減少したが、そういった階層に対して、地域やまちづくりに参加していただけるような取組みを進める必要がある
	今後も守山市に住み続けたいと思う市民の割合	%	74.2	70.7	80.0	88.4%	
	守山市をふるさとと感じている市民の割合	%	64.7	57.1	80.0	71.4%	
5-5 まるごと活性化	守山市は住みやすいと思う市民の割合(再掲)	%	74.4	74.9	80.0	93.6%	
	今後も守山市に住み続けたいと思う市民の割合(再掲)	%	74.2	70.7	80.0	88.4%	

第5次守山市総合計画における行政項目とSDG s における17ゴールの関係

行政項目		1 人間を なくす	2 地球を ゼロに	3 すべての人に 健康と福祉を	4 質の高い教育を みんなに	5 ジェンダー平等を 実現しよう	6 安全な水とトイレ を世界中に	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も
1-1	人権・同和・平和	●		●	●	●			
1-2	男女共同参画			●	●	●		●	
1-3	学校教育	●		●	●	●			
1-4	社会教育・青少年育成	●		●	●	●			
1-5	スポーツ			●					
1-6	多文化共生・国際交流			●		●		●	
1-7	文化財・文化・芸術				●				
2-1	地域福祉	●	●	●					
2-2	障害者（児）福祉			●	●			●	
2-3	高齢者福祉			●				●	
2-4	就学前教育・児童福祉	●	●	●	●	●			
2-5	健康づくり・保健予防		●	●					
2-6	医療			●					
2-7	母子・父子福祉	●		●		●			
2-8	生活困窮者対策	●	●	●					
2-9	保険・年金			●					
3-1	農水産業		●					●	
3-2	商工業							●	
3-3	観光							●	
3-4	勤労者福祉・就労支援	●		●		●		●	
3-5	危機管理								
3-6	防災・消防・救急								
3-7	交通安全・防犯			●	●				
3-8	消費生活				●				
3-9	都市計画								
3-10	都市景観								
3-11	住宅・宅地	●		●					
3-12	河川								
3-13	上・下水道			●		●			
3-14	総合交通体系								
4-1	公園								
4-2	緑化								
4-3	水辺環境・自然環境			●		●	●		
4-4	地球環境保全			●		●	●		
4-5	廃棄物対策・リサイクル						●		
4-6	公害防止・生活環境			●		●	●		
5-1	市民参加・まちづくり・コミュニティ								
5-2	広報・広聴・情報公開・情報通信								
5-3	健全財政・行政運営								
5-4	政策形成・広域行政・地方創生								
5-5	愛着と誇り（シビックプライド）								

